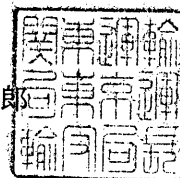




東運輸第1773号の2
東運監第268号の2
平成16年8月31日

社団法人東京都個人タクシー協会
会長 原 勇 殿

東京運輸支局長
井上 彰 一 郎



「東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について」の一部改正について

標記について、平成12年12月25日付け東陸旅第2999号及び東陸整第1007号並びに東陸検第360号により通達、実施してきたところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正したので、了知されるとともに貴傘下事業者に対する周知徹底方取り計らい願います。

東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について

ハイヤー・タクシー車両の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法等関係法令及び運賃実施通達の規定によるほか、次に定めるところによる。

なお、車種区分については、平成14年1月17日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」3.車種区分による。

一般準則

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。
2. 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確、かつ、旅客に見やすいように表示しなければならない。
3. 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
4. 表示装置、表示板の取扱いは適正に行い、いやしくもこれらを使用して、違法な営業行為を行ってはならない。
5. 法令又は本取扱いに定める場合のほか、車両の内外又は窓ガラスに表示物を表示し又は貼付する時は、公衆の利便に資する必要最小限のものであって、旅客の視野又は法令若しくは本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。

個人タクシー（１人１車制個人タクシーをいう）の表示等

1．運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット

運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットは、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットの表示が確認できる位置に装着する。

2．車内表示装置

車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の装置であり昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は次によるものとし、文字の規格は、別表（１）[表示装置]の例による。

（１）装着位置

表示装置は、ダッシュボード上部であって、別表（３）[個人タクシーの表示方法]の例による位置に装着する。

（２）表示事項

表示装置による表示事項のうち下記 から までは６．表示板によることができる。

『空車』

空車のとき車外に向けて表示する。

『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

『無線予約』（東京都特別区・武三交通圏の区域であって無線装着車に限る。）

無線配車（無線基地局の指令により、旅客の指定場所に配車すること。）により迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させ無線待ち

料金を適用している場合に、車外に向けて表示する。

『無線予約』を表示したときは、表示した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

『迎車』

旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『予約車』

迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合（ により『無線予約』を表示する場合を除く。）、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

『予約車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『予約車』を表示したときは、表示した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

『貸切車』

時間制運賃を適用する場合であって、営業所、車庫等を旅客の要求により出発したときから運送を終了するまでの間車外に向けて表示する。

『貸切車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『観光車』

観光ルート別運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

『観光車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『観光車』を表示したときは、表示した時刻及び観光ルート名を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

『回送』

運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障等、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又

は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送する場合に、車外に向けて表示する。

『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

『回送』を表示したときは、表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

『救援』

救援事業を行う場合はその時間中車外に向けて表示する。

『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

『救援』を表示したときは表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

3. 車外表示装置

車両の屋根には、次に掲げる表示装置を別表(3)[個人タクシーの表示方法]の例による位置に装着する。

ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則にもとづき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表(3)の2[広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法]の例による位置に装着する。

なお、車外表示装置は、夜間において、空車時及び無線待ち料金の適用時を除き消灯すること(表示灯が車両の屋根の広告物と一体となった構造のものを含む。)。

(1) 表示灯

『タクシー』、『TAXI』、『個人』又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示したもの。ただし、『個人』以外の表示のみを行ったものについては、

『個人』を併せて表示したもの。(タクシー業務適正化特別措置法の指定地域を除き、冠婚葬祭の場合であって事前に無線基地局又は営業所において運送の申込みが行われ、旅客から表示灯を外すよう求められた場合に限り省略することができる。)

(2) 大型車表示灯(大型車であって、適用する距離制運賃が普通車の自動認可運賃の距離制運賃の上限を上回る場合に限る。)

『大型』を表示したもの。

上記（１）の表示灯に併記した場合は、省略することができる。

（３）特定大型車表示灯（特定大型車であって、適用する距離制運賃が普通車の自動認可運賃の距離制運賃の上限を上回る場合に限る。）

『特大』を表示したもの。

上記（１）の表示灯に併記した場合は、省略することができる。

（４）禁煙車表示灯

禁煙マーク（ロゴマーク）を表示したもの。（運送約款により禁煙車とした場合に限る。）ただし、上記（１）の表示灯にこれを併記した場合又は交通圏において相当数（概ね九割以上）の禁煙車両が導入される場合であって、事業者及び事業者団体が利用者への周知を行うこと等の措置がなされている場合は省略することができる。

大型車又は特定大型車にあつては、上記（２）又は（３）の表示灯と並列とする。

4．車外表示

車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を、別表（３）〔個人タクシーの表示方法〕の例により表示する。

ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則にもとづき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（３）の２〔広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。

また、「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」の認定を受けた車両を一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）として使用する場合には、別表（６）〔ユニバーサルデザインタクシー車両マークの表示〕の例により、ユニバーサルデザインタクシー車両マークを表示する。

（１）事業者の名字

漢字、ローマ字、カタカナ又はひらがなのいずれかを、明朝体、ゴシック体、楷書体又は行書体又はブロック体のいずれかの字体で表示する。

(2) 『タクシー』又は『TAXI』

(3) 営業所の所在地名の略称

東京都の特別区に所在する営業所にあつては、所在する区名。

(『区』の文字は省略することができる。)

その他の地域にあつては、所属営業所の所在する市町村名。

ただし、複数の営業区域にわたる市町村合併が行われた場合にあつては、営業区域の再編までの間は従来市町村名とする。

(『市』、『町』、『村』の文字は省略することができる。)

(4) 『(個人)』

(5) 車両整理番号

東京運輸支局長が指定する4桁以内の算用数字とする。

(6) 初乗運賃額等

『初乗』の文字、初乗距離及び初乗運賃額(当該車両に適用する運賃の初乗距離及び初乗運賃額)。

(7) 『大型』又は『特定大型』(大型車又は特定大型車であつて、適用する距離制運賃が普通車の自動認可運賃の距離制運賃の上限を上回る場合に限り。)

(8) 禁煙マーク(ロゴマーク)

(運送約款により禁煙車とした場合に限り。)

5. 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には、次により表示又は掲示する。

(1) 事業者の氏名及び自動車登録番号

空車及び割増を表示する装置の後面に、固定式により掲示する。

(2) 事業者乗務証

事業者乗務証（タクシー業務適正化臨時措置法の指定地域は、個人タクシー事業者乗務証）の掲示は、空車及び割増を表示する装置の後面に、事業者乗務証の上部 2 . 1 センチメートル以上の部分が車両の前方外部から明瞭に識別でき、かつ、写真の貼付してある面が旅客から見やすい様に掲示する。（タクシー業務適正化特別措置法の指定地域は省令に定める様式に従い掲示する。）

(3) 運賃割増

黄色地に赤色の文字で、深夜早朝における運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に、内部に向けて表示する。

(4) 運賃料金の内容

日本工業規格 A 列 6 番以上の用紙に横書きで記載し、前席後方部分の旅客から見やすい位置に掲示する。

(5) 禁煙マーク（ロゴマーク）

旅客から見やすい位置（例：防犯ガラス・後部ドア窓ガラス等）に表示する。

（運送約款により禁煙車とした場合に限る。）

6 . 表示板（ 2 . 車内表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。ただし、（ 1 ）『回送』板は、車両に備え付けておかなければならない。）

掲出する表示板の種類及び規格は、別表（ 4 ） [表示板] による。

表示板の使用方法は次によるものとし、掲出する位置は 別表（ 3 ） [個人タクシーの表示方法] の例による。

(1) 『回送』板

ア . 運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引き受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障等、運賃メーター器及び外付け運賃料金・ユニット

又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送する場合は、回送板を掲出しなければならない。

イ．回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ．回送板は、車両に備え付けておかなければならない。

エ．回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

オ．回送板の裏面には、少なくとも上記ア．からエ．までの事項を記載しなければならない。

(2) 『予約車』板

ア．迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において、旅客の都合により車両を待機させる場合は、予約車板を掲出しなければならない。

イ．予約車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ．予約車板は、車両に備え付けておかなければならない。

エ．予約車板を掲出した時は、掲出した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

オ．予約車板の裏面には、少なくとも上記ア．からエ．までの事項を記載しなければならない。

(3) 『迎車』板

ア．旅客の運送申込みを受けて迎車回送する場合は、迎車板を掲出しなければならない。

イ．迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ．迎車板は、車両に備え付けておかなければならない。

エ．迎車板の裏面には、少なくとも上記ア．からウ．までの事項を記載しなければならない。

(4) 『貸切車』板

ア．時間制運賃を適用する場合であって、営業所、車庫等を旅客の要求により出発したときから運送を終了するまでの間、貸切車板を掲出しなければならない。

イ．貸切車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ．貸切車板の裏面には、少なくとも上記ア．及びイ．までの事項を記載しなければならない。

(5) 『観光車』板

ア．観光ルート別運賃を適用する場合は、観光ルート別運賃を適用する時間中、観光車板を掲出しなければならない。

イ．観光車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ．観光車板を掲出した時は、掲出した時刻及び観光ルート名を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ．観光車板の裏面には、少なくとも上記ア．からウ．までの事項を記載しなければならない。

(6) 『配車回送』板

ア．計画配車の為に、空車で回送する場合は、配車回送板を掲出しなければならない。

イ．配車回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ．配車回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は配車回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ．配車回送板の裏面には、少なくとも上記ア．からウ．までの事項を記載しなければならない。

(7) 『救援』板

ア．救援事業を行う場合は、その時間中、救援板を掲出しなければならない。

イ．救援板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ．救援板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ．救援板の裏面には、少なくとも上記ア．からウ．までの事項を記載しなければならない。

附則（平成元年7月21日付け東陸旅第2648号、東陸整第394号による改定）

- 1 本改定は、平成元年8月1日から適用する。
- 2 昭和63年6月13日付け東陸旅第2048号、東陸整第288号の通達は、平成元年7月31日で廃止する。

附則（平成2年7月2日付け東陸旅第2206号、東陸整第356号による一部改定）

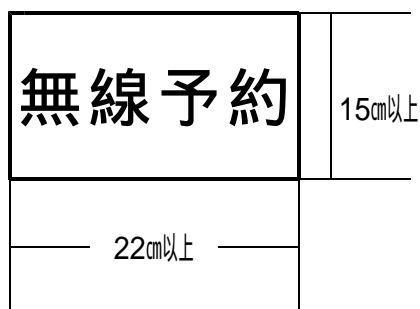
本改定は、平成2年7月2日から適用する。
但し、平成2年8月31日までは、従前の取り扱いによることができることとする。

附則（平成4年5月12日付け東陸旅第1463号、東陸整第293号による一部改定）

- 1 本改定は、平成4年5月26日から適用する。
- 2 車内表示装置のうち『無線予約』表示が、運賃メーター器と連動して作動する構造の装置を、新運賃の実施日までに装着できないときは、装着するまでの間、下記の『無線予約』板を別表（2）[法人タクシーの表示方法]、別表（3）[個人タクシーの表示方法]、の の位置に掲出することとする。
なお、『無線予約』板の使用期間は、平成4年7月31日までとする。

記

注



- (1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横4 cm以上とする。

附則（平成7年3月8日付け東陸旅第800号、東陸整第136号による一部改正）

本改定は、平成7年3月18日から適用する。

附則（平成8年2月28日付け東陸旅第338号、東陸整第85号による一部改正）

本改定は、平成8年3月1日から適用する。

附則（平成9年3月10日付け東陸旅第484号、東陸整第135号による一部改正）

1. 本改定は、平成9年4月1日から適用する。
2. . 4 . (6) 及び . 4 . (6) の表示の取扱いについては、平成9年3月31日以前の運賃・料金を適用している者は次回運賃・料金改定時まで、従前の例によることができることとする。

附則（平成10年1月30日付け東陸旅第158号、東陸整第56-2号、東陸検第22-2号による一部改正）

本改定は、平成10年2月1日から適用する。

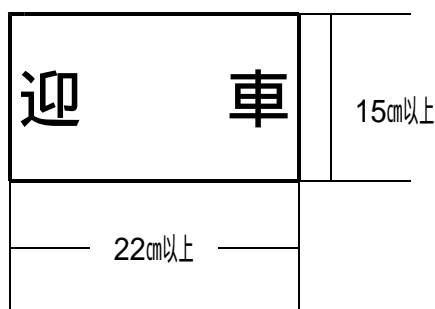
附則（平成12年7月25日付け東陸旅第1744号、東陸整第578号、東陸検第184号による一部改正）

本改定は、平成12年8月1日から適用する。

附則（平成12年12月25日付け東陸旅第2999号、東陸整第1007号、東陸検第360号による一部改正）

1. 本改定は、平成13年1月1日から適用する。
2. 法人タクシー（1人1車制個人タクシー以外のもの）の表示等及び個人タクシー（1人1車制個人タクシーをいう）の表示等の2. 車内表示装置（2）表示事項のうちの『迎車』については、運賃及び料金の認可時において別途指示があった場合は、表示装置によらず表示板によることができる。

なお、この場合、表示板の規格及び使用方法是次のとおりとし、掲出する位置は、別表（2）「法人タクシーの表示方法」の 及び別表（3）「個人タクシーの表示方法」の による。



注

- (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
- (2) 文字の寸法は縦横4cm以上とする。

『迎車板』

- ア．旅客の申込みを受けて迎車回送する場合は迎車板を掲出しなければならない。
- イ．迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。
- ウ．迎車板は、全車両に備え付けておかなければならない。
- エ．迎車板の裏面には、少なくとも上記ア．及びイ．までの事項を記載しなければならない。

附則（平成15年7月25日付け東運輸第1417号、東運監第260号、東運整第438号による一部改正）

本改定は、平成15年8月1日から適用する。

附則（平成16年8月31日付け東運輸第1773号、東運監第268号による一部改正）

本改定は、平成16年9月1日から適用する。

附則（平成19年7月20日付け東運輸第1418号、東運監第1096号による一部改正）

本改定は、平成19年8月1日から適用する。

附則（平成19年9月28日付け東運輸第2316号による一部改正）

- 1．本改定は、平成19年10月1日から適用する。
- 2． ．3．（5）及び ．3．（5）の表示の取扱いについては、既に交通圏において概ね九割以上の禁煙車両が導入され、禁煙車表示灯の省略を実施している事業者を除き、平成19年10月1日以降に禁煙車両として使用する車両から適用することとし、同日より前に禁煙車両として使用している車両については、なお従前の例によることができることとする。

附則（平成19年11月30日付け東運輸第3122号による一部改正）

- 1．本改定は、平成19年12月3日から適用する。
- 2． ．4．（1）及び ．4．（1）については、平成20年3月31日まで従前の取り扱いによることができることとする。

附則（平成20年 6月13日付け東運輸第1244号による一部改正）

1. 本改定は、平成20年 6月14日から適用する。

附則（平成22年10月14日付け東運輸第1913号による一部改正）

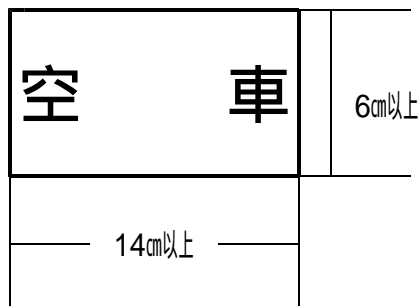
本公示は、平成22年10月14日から適用する。

附則（平成24年 4月20日付け東運輸第125号による一部改正）

本公示は、平成24年10月 1日から適用する。

別表（１）〔表示装置〕

第１ （車外向け表示）



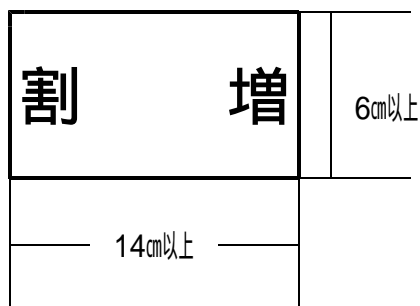
注

（１）白地に赤文字又は赤地に白文字とする。

なお、LED（「発光ダイオードによる表示方式」以下同じ。）にあつては、赤文字空車又は、抜き文字空車とする。

（２）文字の寸法は、縦横４cm以上とする。

第２ （車外向け表示）



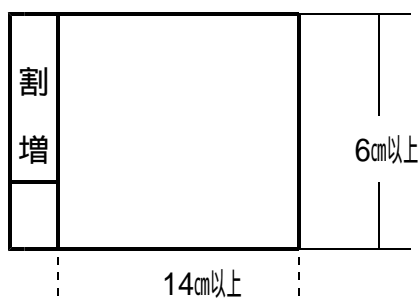
注

（１）白地に緑文字又は緑地に白文字とする。

なお、LED表示にあつては、緑色文字とする。

（２）文字の寸法は、縦横４cm以上とする。

第２の２（車内向け表示）



注

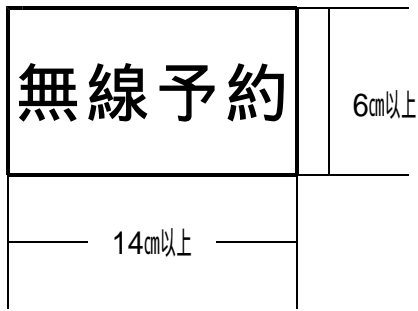
（１）文字は白色とし、地は緑色とする。

なお、LED表示にあつては、文字は緑色とし、地は白色とする。

（２）文字の寸法は、縦横１cm以上とする。



第3 (車外向け表示)



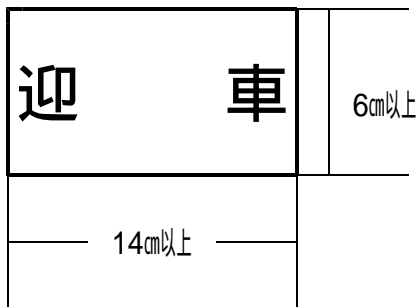
注

(1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。

なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。

(2) 文字の寸法は、縦4cm以上横3cm以上とする。

第4 (車外向け表示)



注

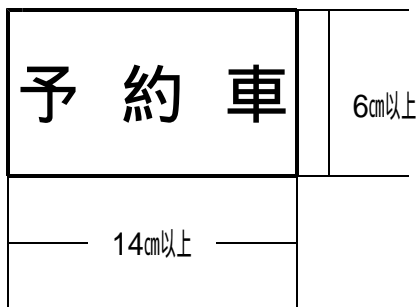
(1) 文字は白色とし、地は紺色とする。

但し、ダッシュボード上部の表示装置に表示するときは、文字は黄色とすることができる。

なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。

(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第5 (車外向け表示)



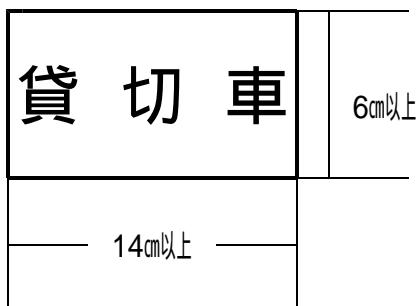
注

(1) 文字は紺色とし、地は白色とする。

なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。

(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第6 (車外向け表示)



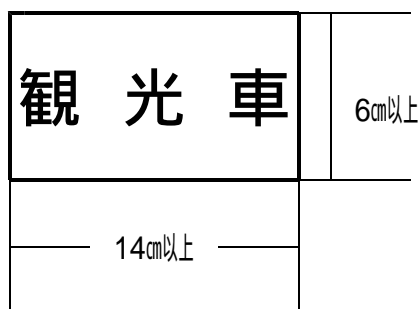
注

(1) 文字は白色とし、地は紺色とする。

なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。

(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

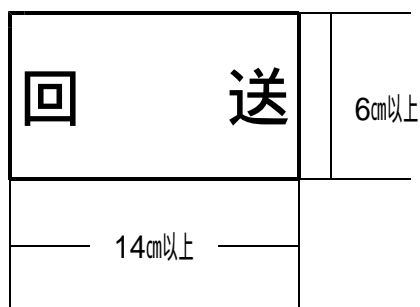
第7 (車外向け表示)



注

- (1) 文字は白色とし、地は緑色とする。
なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

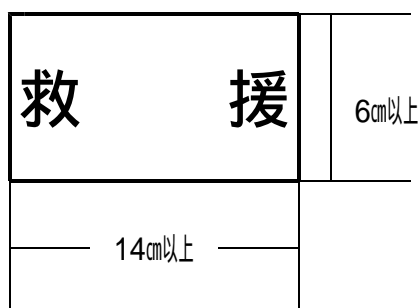
第8 (車外向け表示)



注

- (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第9 (車外向け表示)

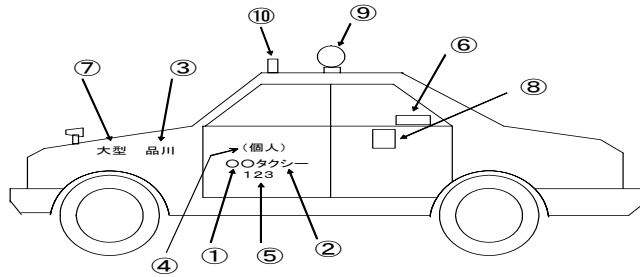


注

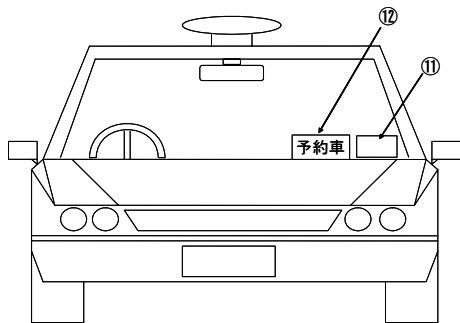
- (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

別表(3) [個人タクシーの表示方法]

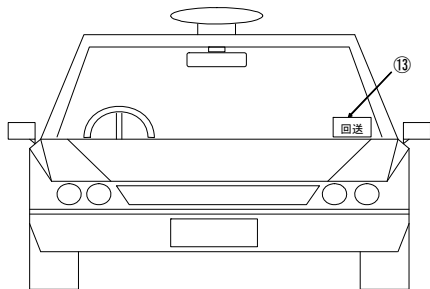
横



前の1



前の2



事業者の名字

「タクシー」又は「TAXI」

営業所の所在地名の略称

「(個人)」

車両整理番号

「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額

「大型」又は「特定大型」

禁煙マーク(ロゴマーク)

表示灯

大型車表示灯、特定大型車表示灯又は禁煙車表示灯

「空車」、「割増」、「無線予約」、「迎車」、「予約車」

「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」

「予約車」板

「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、

「観光車」板、「救援」板

注(1) 事業者の名字、「タクシー」又は「TAXI」、営業所の所在地名の略称、「(個人)」、車両整理番号及び大型又は特定大型の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。文字の大きさは、車両整理番号及び禁煙マーク(ロゴマーク)を除き縦横50ミリメートル以上とし、車両整理番号の表示は、下記の表示例1による。

(2) の初乗運賃等の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。文字は赤色、地は無色とする。

(3) 表示灯は自動車の前後から、大型車表示灯、特定大型車表示灯及び禁煙車表示灯は自動車の前方から、見やすいように装着することとし、旅客が明瞭に識別できるものとする。

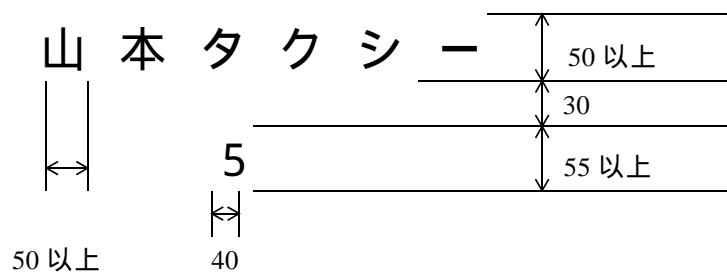
(4) 禁煙マーク(ロゴマーク)の表示は、下記の表示例2による。たばこ及びその煙は黒色を原則とし、たばこの火は赤色を原則とし、地は白色を原則とし、円形及び斜線は赤色とし、旅客が明瞭に識別できるものとする。

(5) 表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例3によるものとし、それ以外の禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例4の及び表示例4のによる。

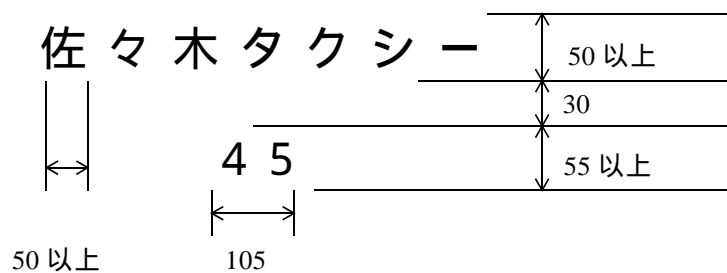
(6) 運賃割増は、下記の表示例5による。文字は赤色、地は黄色とする。

[表示例 1]

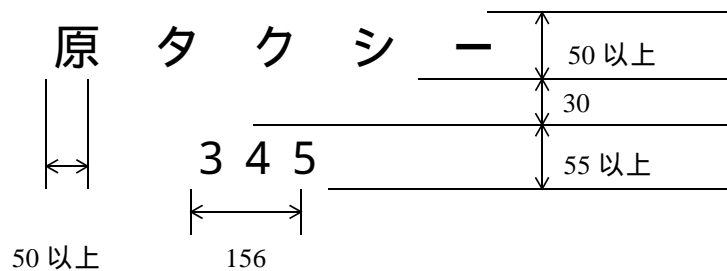
例の 1



例の 2

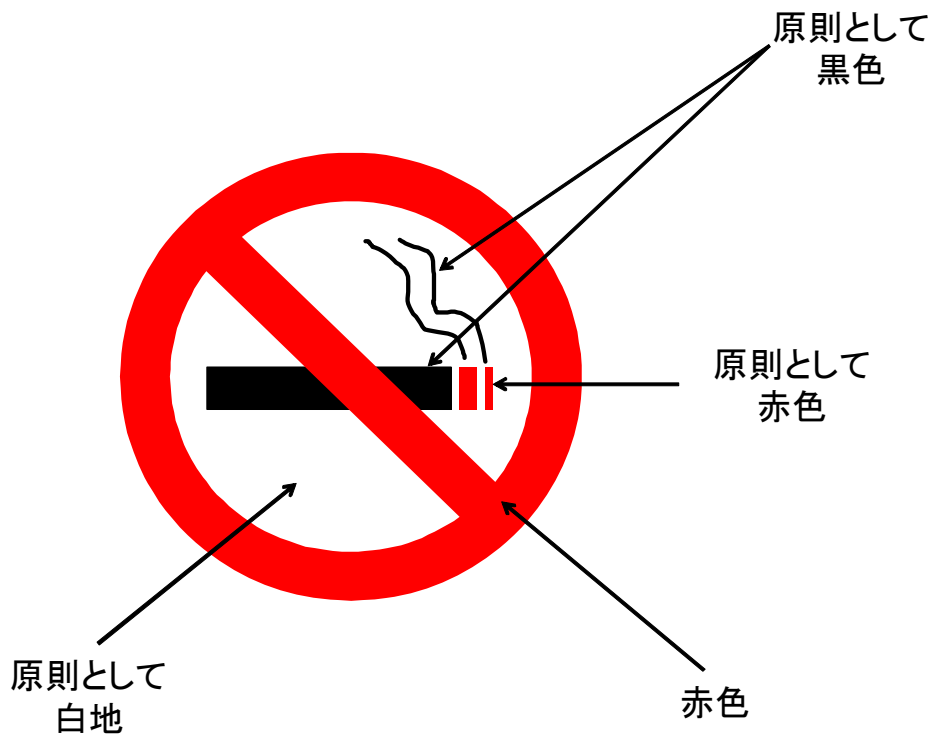


例の 3

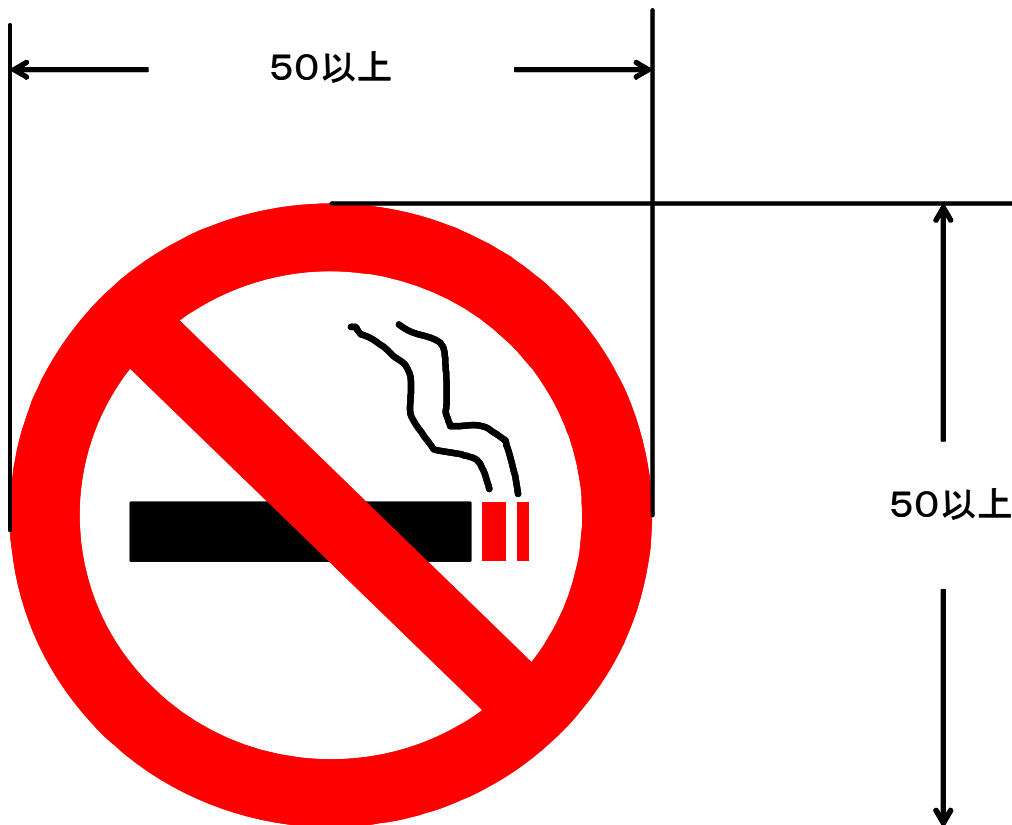


注寸法の単位は、ミリメートルとする。

[表示例2] (禁煙マーク(ロゴマーク)の表示)

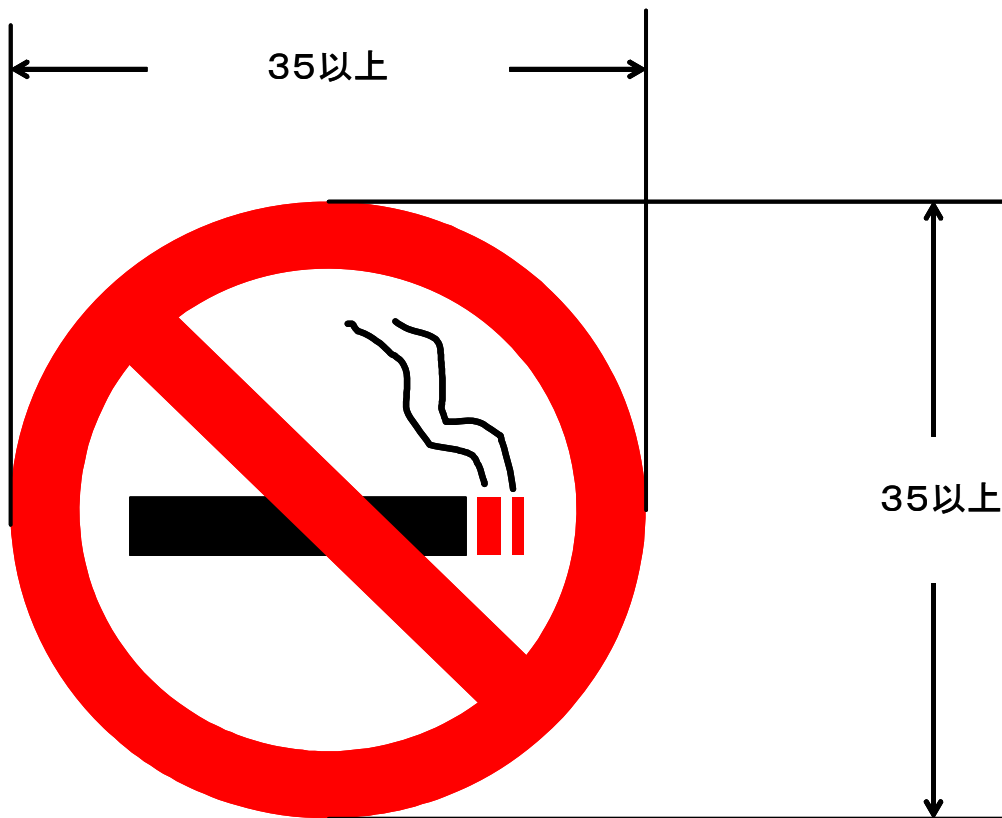


[表示例3] (表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさ)



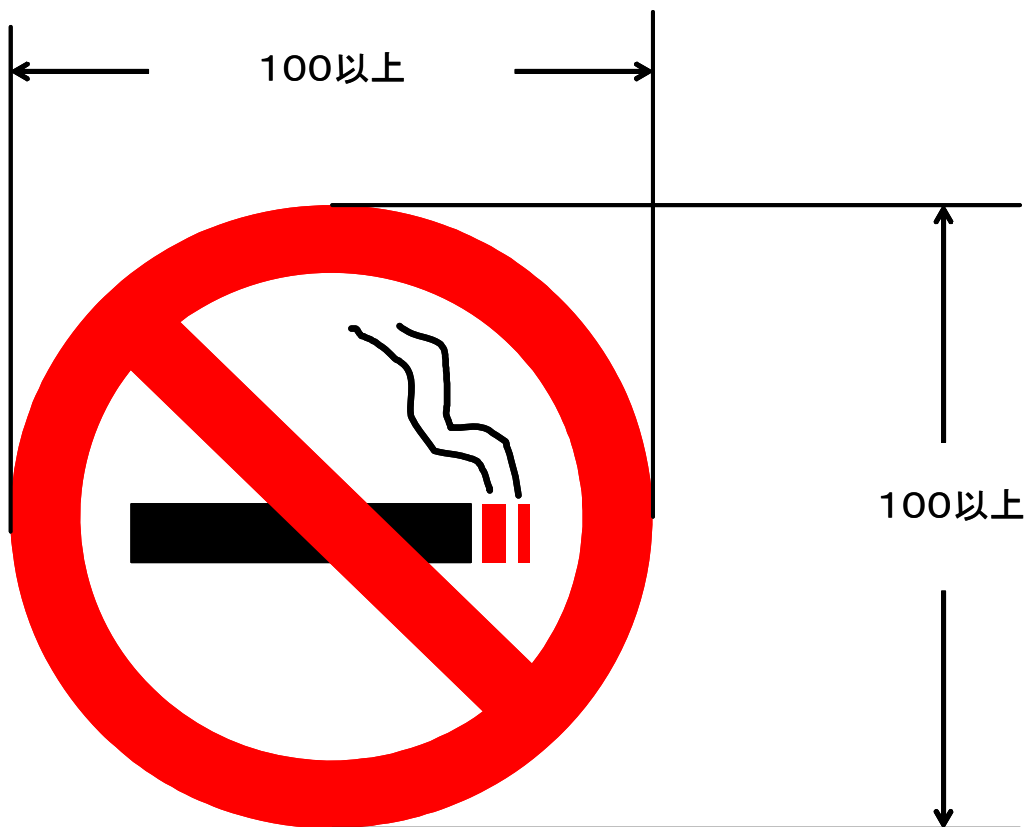
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の] (車内向け表示の禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさ)



注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の] (車外向け表示の禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさ)



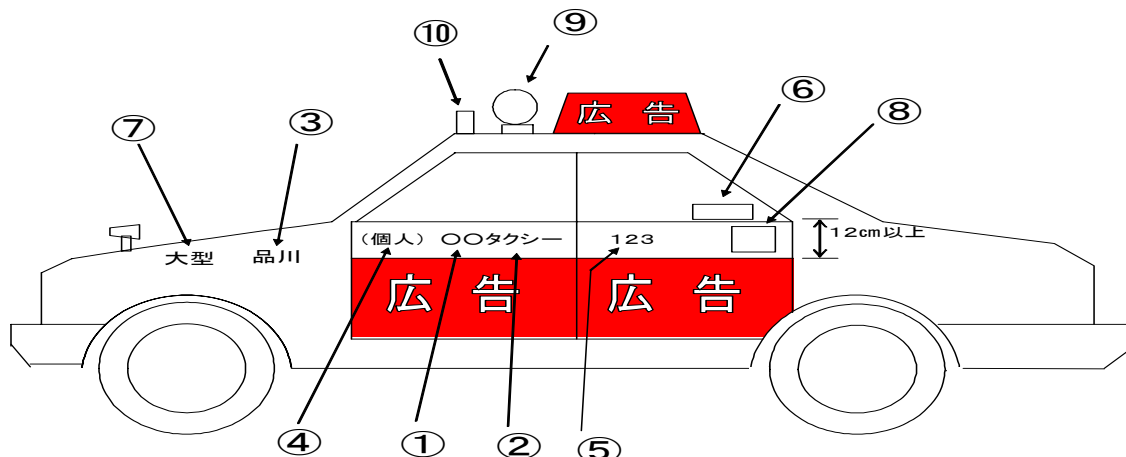
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例 5]

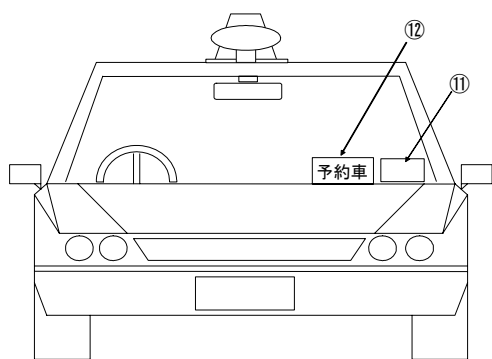
深夜早朝○割増
○○時から○時まで

別表(3)の2 [広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法]

横



前の1



事業者の名字

「タクシー」又は「TAXI」

営業所の所在地名の略称

「(個人)」

車両整理番号

「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額

「大型」又は「特定大型」

禁煙マーク(ロゴマーク)

表示灯

大型車表示灯、特定大型車表示灯又は禁煙車表示灯

「空車」、「割増」、「無線予約」、「迎車」、「予約車」、

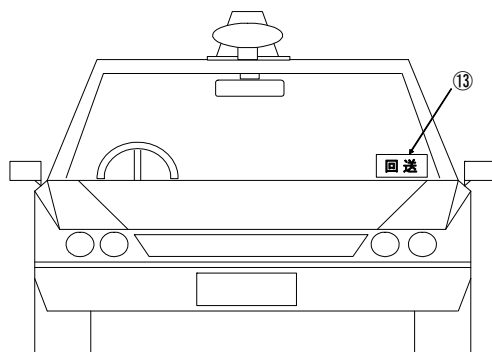
「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」、

「予約車」板

「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、

「観光車」板、「救援」板

前の2



注 (1) 事業者の名字、「タクシー」又は「TAXI」、営業所の所在地名の略称、「(個人)」、車両整理番号及び大型又は特定大型の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
文字の大きさは、車両整理番号及び禁煙マーク(ロゴマーク)を除き縦横50ミリメートル以上とし、車両整理番号の表示は、下記の表示例1による。

(2) の初乗運賃等の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。文字は赤色、地は無色とする。

(3) 表示灯は自動車の前後から、大型車表示灯、特定大型車表示灯及び禁煙車表示灯は自動車の前方から、見やすいように装着することとし、旅客が明瞭に識別できるものとする。

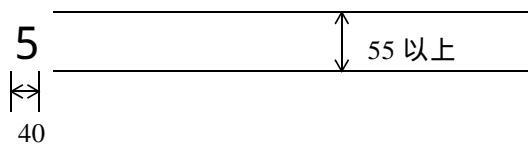
(4) 禁煙マーク(ロゴマーク)の表示は、下記の表示例2による。たばこ及びその煙は黒色を原則とし、たばこの火は赤色を原則とし、地は白色を原則とし、円形及び斜線は赤色とし、旅客が明瞭に識別できるものとする。

(5) 表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例3によるものとし、それ以外の禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例4の及び表示例4のによる。

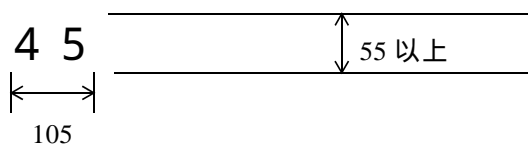
(6) 運賃割増は、下記の表示例5による。文字は赤色、地は黄色とする。

[表示例 1]

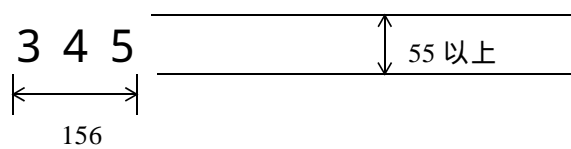
例の 1



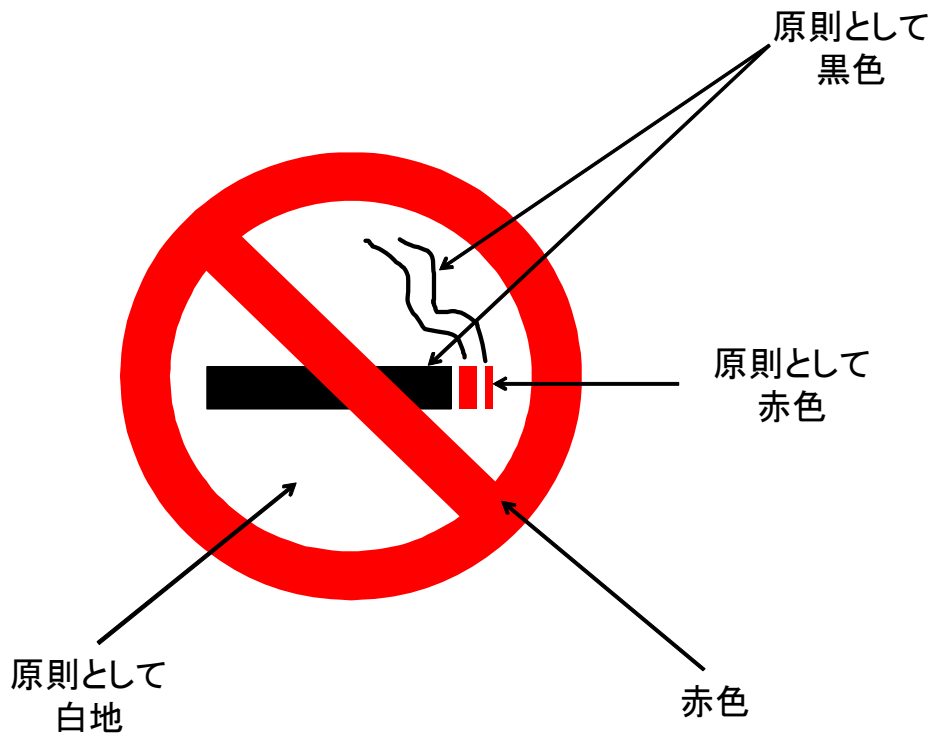
例の 2



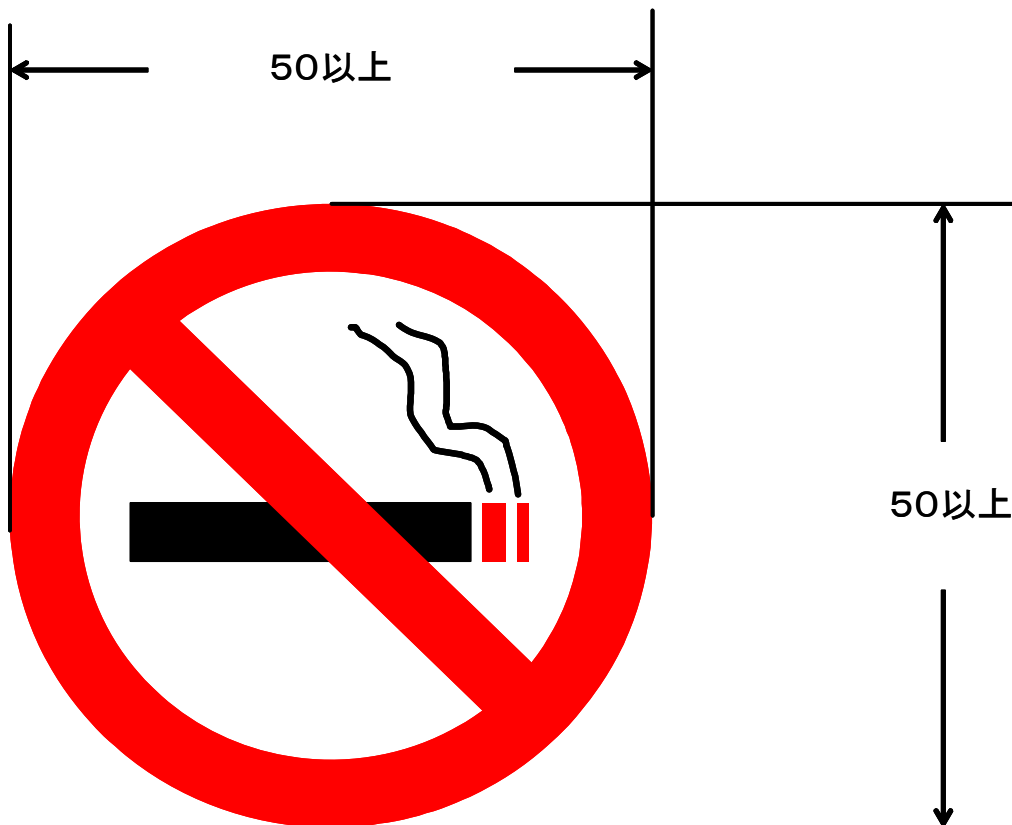
例の 3



[表示例 2] (禁煙マーク (ロゴマーク) の表示)

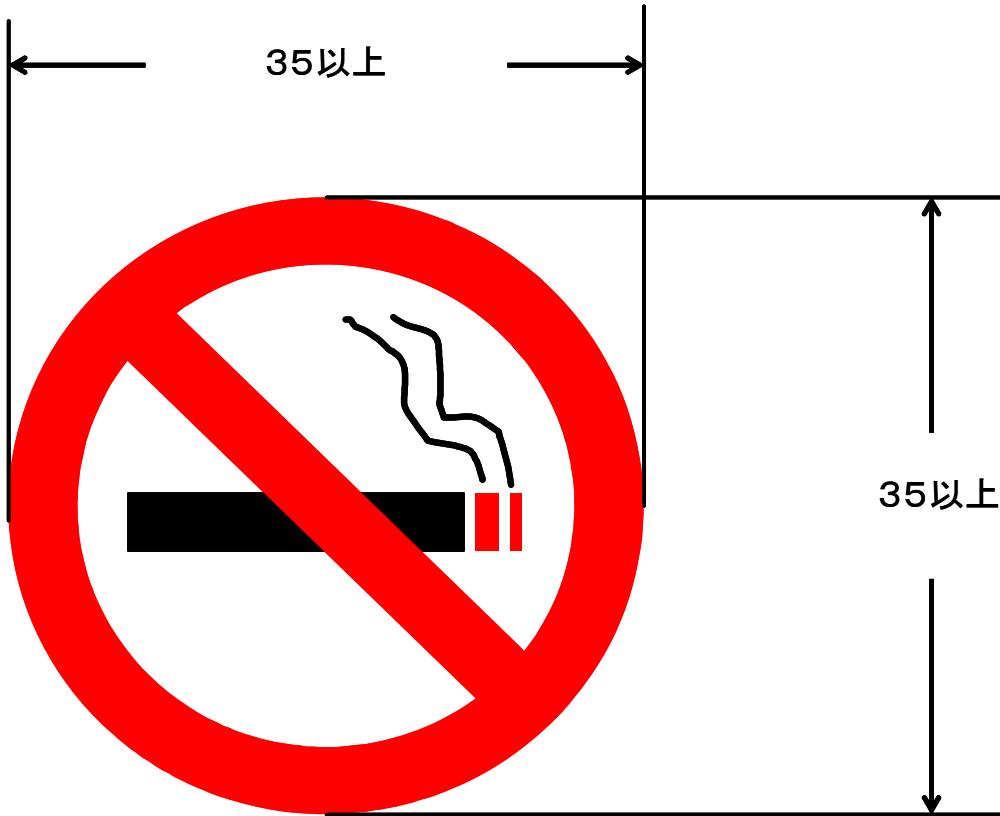


[表示例 3] (表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



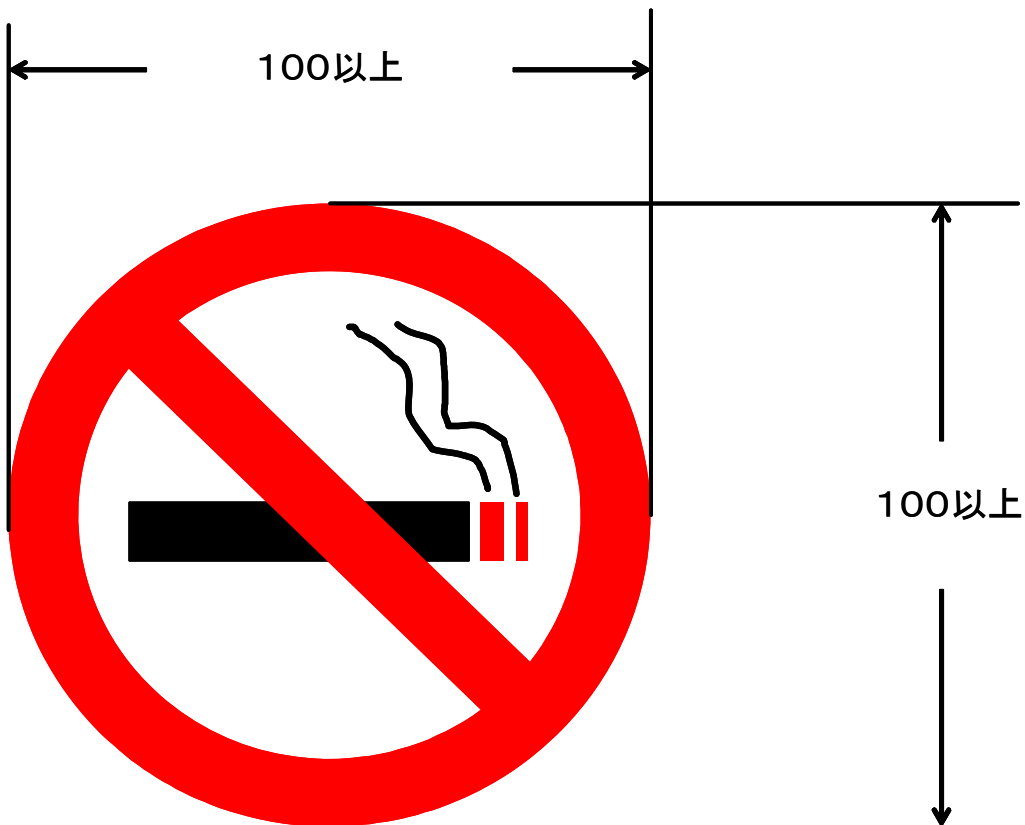
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の] (車内向け表示の禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさ)



注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の] (車外向け表示の禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさ)



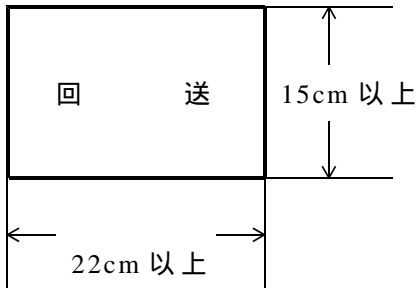
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例 5]

深夜早朝 ○ 割 増
○○時から○時まで

別表(4)表示板

第1

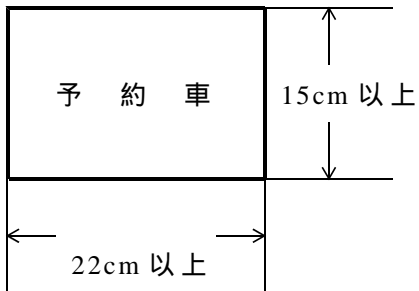


注

(1) 文字は赤色の蛍光塗料とし、地は白色とする。

(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第2

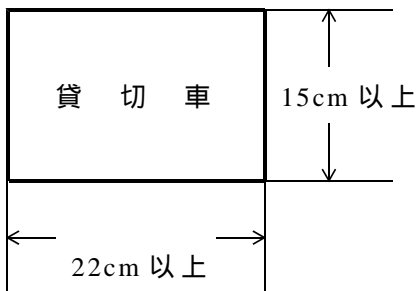


注

(1) 文字は紺色とし、地は白色とする。

(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第3

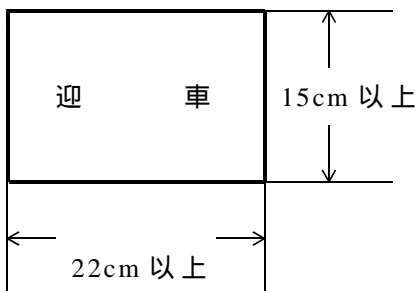


注

(1) 文字は白色とし、地は紺色とする。

(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第4

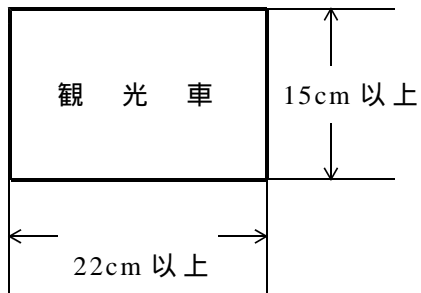


注

(1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。

(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

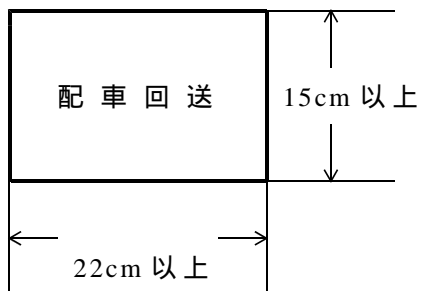
第 5



注

- (1) 文字は白色とし、地は緑色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 4 c m 以上とする。

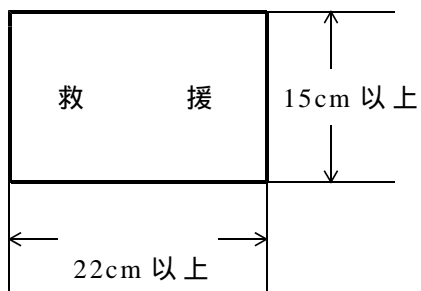
第 6



注

- (1) 文字は赤色の蛍光塗料とし、地は白色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 4 c m 以上とする。
- (3) 「○○」は地区名とし、配車回送先の地区名を記入する。

第 7



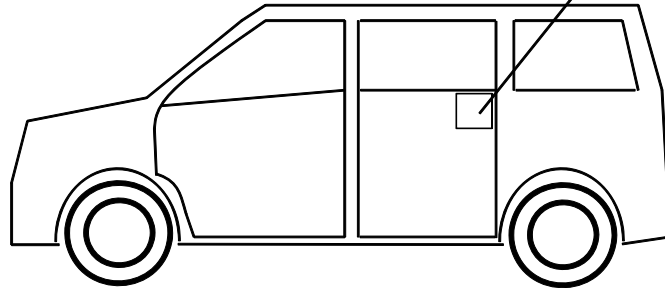
注

- (1) 文字は赤色とし、地は白色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 4 c m 以上とする。

別表(6)[ユニバーサルデザインタクシー車両マークの表示]

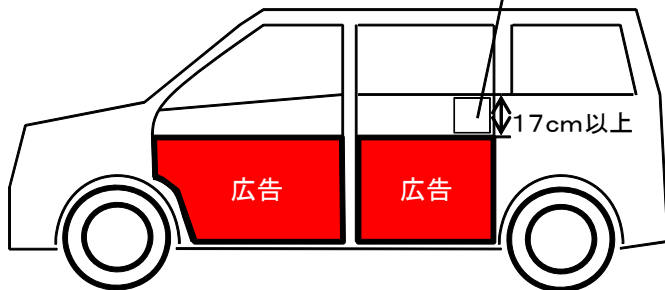
横

ユニバーサルデザインタクシー車両マーク



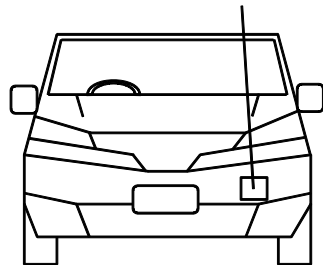
[広告物を表示する場合]

ユニバーサルデザインタクシー車両マーク



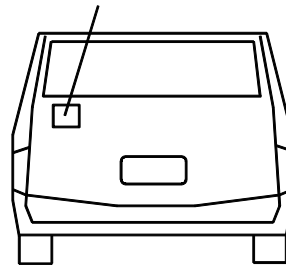
前

ユニバーサルデザイン
タクシー車両マーク



後

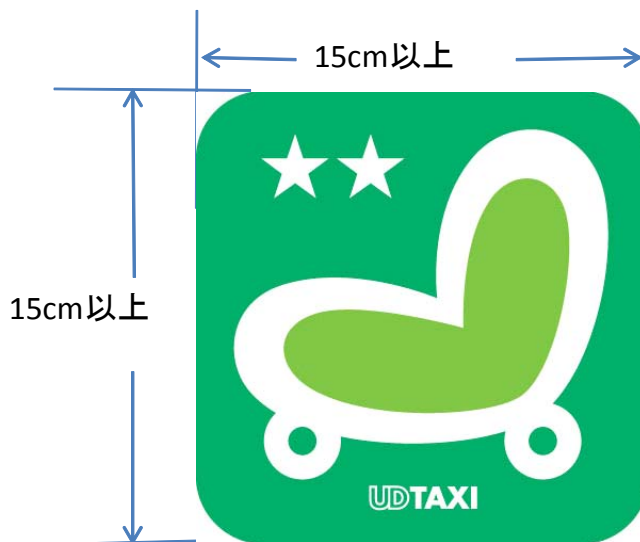
ユニバーサルデザイン
タクシー車両マーク



- 注 (1) ユニバーサルデザインタクシー車両マークは以下の①及び②の区分に応じて、それぞれ定められたマークを表示する。
 ①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル2の認定を受けた一般車両:表示1
 ②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル1の認定を受けた一般車両:表示2
 (2) ユニバーサルデザインタクシー車両マーク以外の表示事項については、別表(2)若しくは別表(2)の2又は別表(3)若しくは別表(3)の2による。
 (3) 前面表示について、図の位置に表示することが困難な場合は窓ガラス部分以外の車体の前面であって、かつ、道路運送車両の保安基準等関係法令に抵触しない位置であり、旅客の見やすい位置に表示する。

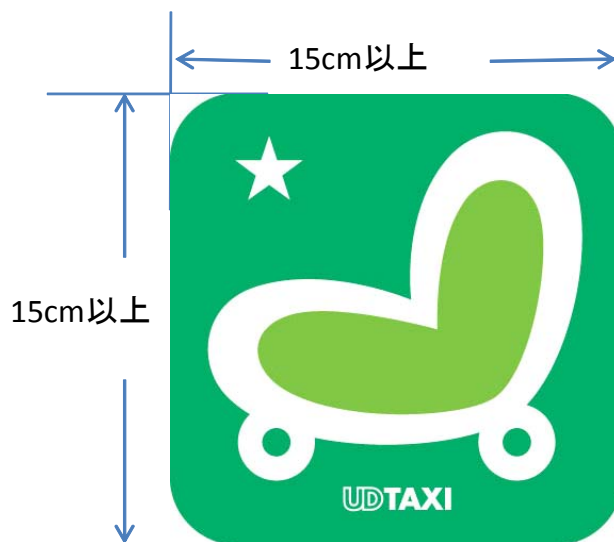
表示1

「ユニバーサルデザインタクシー車両認定制度」においてレベル2の認定を受けた車両



表示2

「ユニバーサルデザインタクシー車両認定制度」においてレベル1の認定を受けた車両



【第3号様式】

事業者名	
自動車登録番号	
運転者氏名	

9 cm

1 3 cm

【第4号様式】

事業者名	
自動車登録番号	
運転者氏名	
補助者氏名	

3 cm
*
3 cm
*
3 cm
*
3 cm

1 3 cm

事 務 連 絡
平成20年3月27日

社団法人
全国個人タクシー協会関東支部専務理事 殿

関東運輸局自動車交通部
旅客第二課調査運賃係長

タクシー車両の事業者名等の表示について

タクシー車両の表示事項及び表示方法については、「ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取り扱いについて」により、法人タクシー事業者の氏名又は名称、個人タクシーの事業者の名字は、「漢字、ローマ字、カタカナ又はひらがなのいずれかを、明朝体、ゴシック体、楷書体、行書体又はブロック体のいずれかの字体で表示する。」、また、一般準則において、「表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確、かつ、旅客に見やすいように表示しなければならない。」と規定しているところです。

しかしながら、昨今、タクシー車両の車外表示である「事業者の氏名又は名称（個人タクシーにおいては事業者の名字）」において、明瞭的確、かつ、旅客に見やすい表示とはいえない字体による表示が散見されることから、下記のとおり、原則使用できるブロック体の表示例（字体）として、傘下会員に対し周知方お願い致します。

記

ローマ字（ブロック体）

1. **A B C D E** **a b c d e**
2. **A B C D E** **a b c d e**
3. **A B C D E** **a b c d e**
4. *A B C D E* *a b c d e*
5. **A B C D E** **a b c d e**
6. *A B C D E* *a b c d e*

※通称「飾り文字」と言われるような花文字等は適切な表示とはいえない。

飾り文字例  abcdefg

平成24年3月28日
国自旅第 198 号

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定及びハイヤー事業限定を除く。）に
おけるユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示について

流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造を有するユニバーサルデザインタクシー車両については、近年その導入が進められているところであるが、このような車両が流し営業で運行される場合にその特長を発揮するためには、上記に列記した者はもとより既存の一般タクシー利用者も乗車可能であることが外見で判別できることが必要である。

そこで、下記1①から③に該当する車両を一般車両（一般の需要に応じることができ
る事業用自動車（ハイヤー車両及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）は本通達
の対象外）として使用する場合の表示事項及び表示方法等の取扱いについて下記のと
おり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、地域の実情に応じて当
該表示に係る適切な方法を定め公表するとともに、管内事業者に対して周知・指導を徹
底されたい。

また、利用者に対する周知についても、機会を捉えて実施されたい。

記

1. 表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

- ①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル2の認定を受けた一般車両については、別紙1に定める表示マークを表示するものとする。
- ②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル1の認定を受けた一般車両については、別紙2に定める表示マークを表示するものとする。
- ③「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両については、別紙3に定める表示マークを表示することを推奨する。

2. 表示マークの大きさについて

15cm四方以上とする。

3. 表示位置について

窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

4. 施行期日

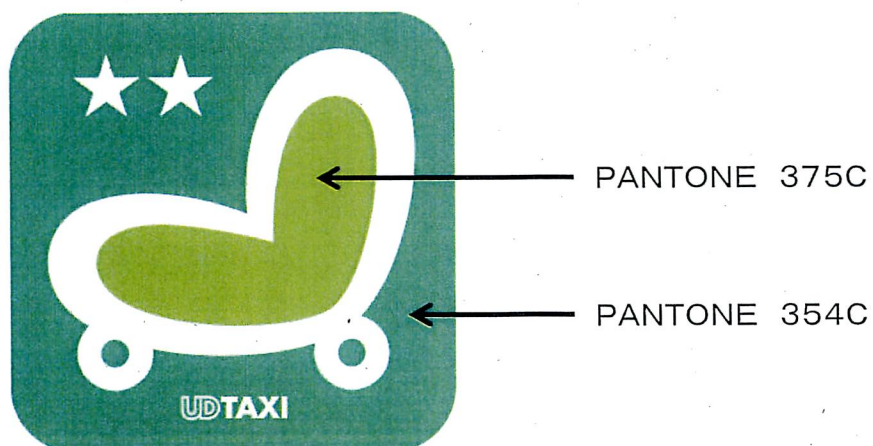
平成24年10月1日より施行する。

(別紙1)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

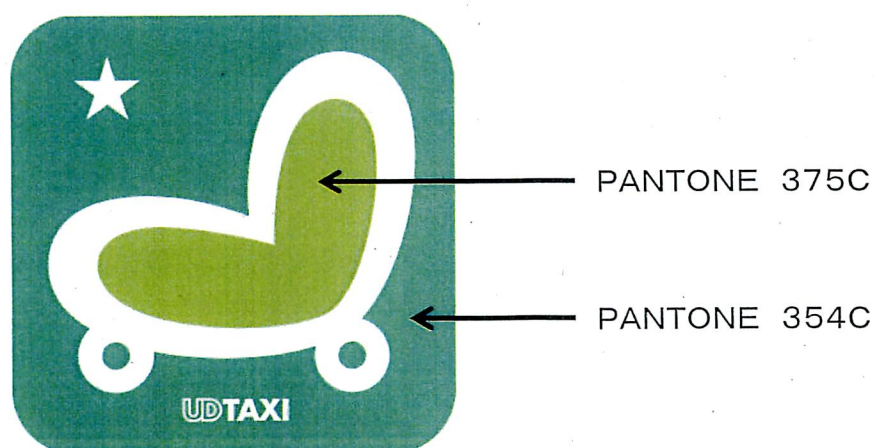


(別紙2)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

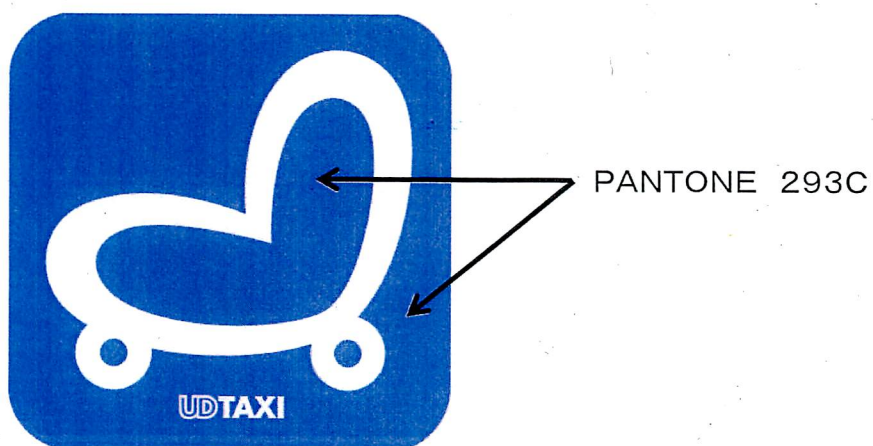


(別紙3)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない
車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両用の表示マーク



※配色について



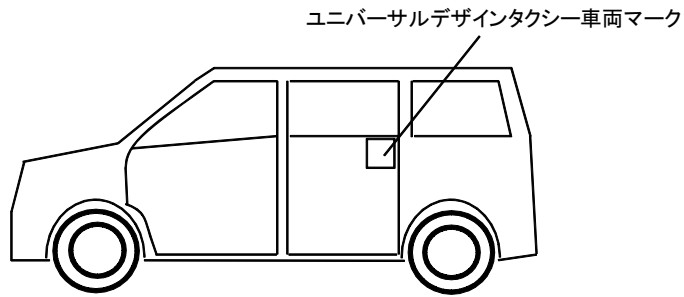
改 正	現 行
<p>個人タクシー（1人1車制個人タクシーをいう）の表示等</p> <p>1.～3.略</p> <p>4.車外表示 車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を、別表（3）[個人タクシーの表示方法]の例により表示する。 ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則にもとづき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（3）の2[広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法]の例による位置に装着する。 <u>また、「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」の認定を受けた車両を一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）として使用する場合にあつては、別表（6）[ユニバーサルデザインタクシー車両マークの表示]の例により、ユニバーサルデザインタクシー車両マークを表示する。</u></p> <p>（1）～（8）略</p> <p>5.、6. 略</p> <p>～ 略</p> <p>附則（平成22年10月14日付け東運輸第1913号による一部改正） 本公示は、平成22年10月14日から適用する。 <u>附則（平成24年 4月20日付け東運輸第125号による一部改正）</u> <u>本公示は、平成24年10月 1日から適用する。</u></p>	<p>個人タクシー（1人1車制個人タクシーをいう）の表示等</p> <p>1.～3.略</p> <p>4.車外表示 車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を、別表（3）[個人タクシーの表示方法]の例により表示する。 ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則にもとづき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（3）の2[広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法]の例による位置に装着する。</p> <p>（1）～（8）略</p> <p>5.、6. 略</p> <p>～ 略</p> <p>附則（平成22年10月14日付け東運輸第1913号による一部改正） 本公示は、平成22年10月14日から適用する。</p>

改正

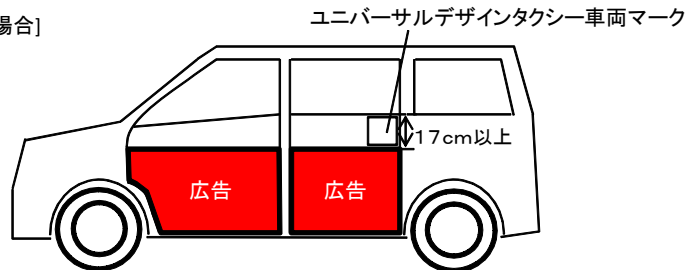
別表(1)～別表(5) 略

別表(6)[ユニバーサルデザインタクシー車両マークの表示]

横

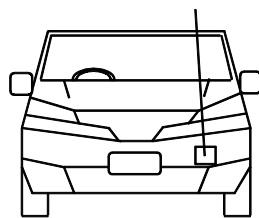


[広告物を表示する場合]



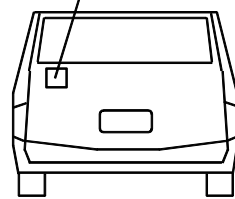
前

ユニバーサルデザイン
タクシー車両マーク



後

ユニバーサルデザイン
タクシー車両マーク



- 注 (1) ユニバーサルデザインタクシー車両マークは以下の①及び②の区分に応じて、それぞれ定められたマークを表示する。
- ①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル2の認定を受けた一般車両：表示1
 - ②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル1の認定を受けた一般車両：表示2
- (2) ユニバーサルデザインタクシー車両マーク以外の表示事項については、別表(2)若しくは別表(2)の2又は別表(3)若しくは別表(3)の2による。
- (3) 前面表示について、図の位置に表示することが困難な場合は窓ガラス部分以外の車体の前面であって、かつ、道路運送車両の保安基準等関係法令に抵触しない位置であり、旅客の見やすい位置に表示する。

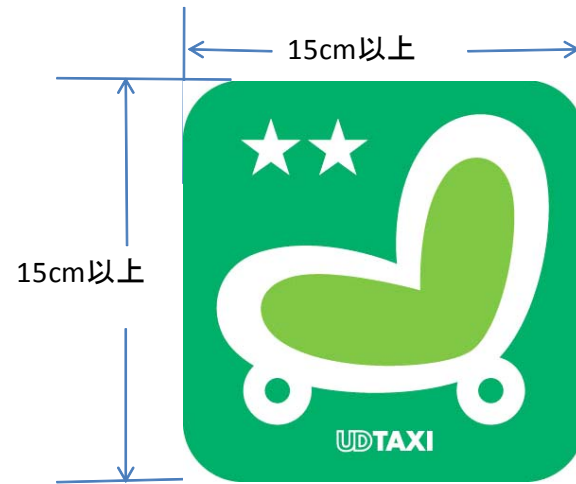
現行

別表(1)～別表(5) 略

新規

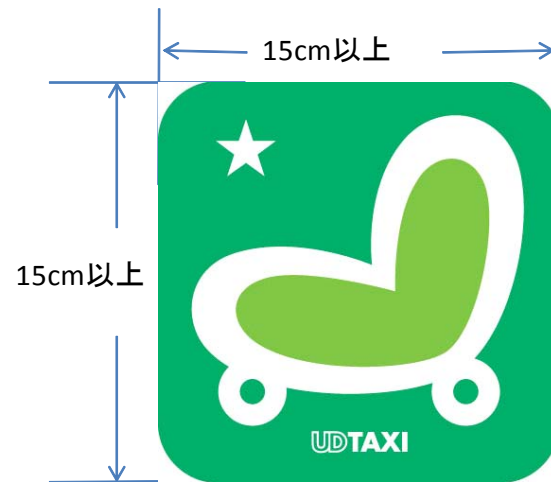
表示1

「ユニバーサルデザインタクシー車両認定制度」においてレベル2の認定を受けた車両



表示2

「ユニバーサルデザインタクシー車両認定制度」においてレベル1の認定を受けた車両

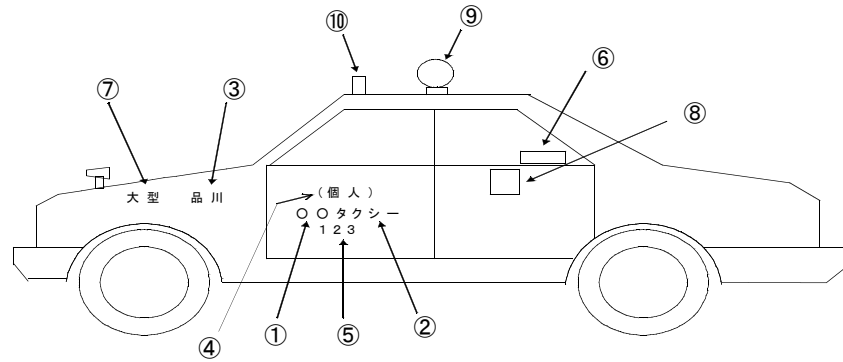


改 正	現 行
<p>Ⅲ 個人タクシー（1人1車制個人タクシーをいう）の表示等</p> <p>1. ～5. 略</p> <p>6. 表示板（2. 車内表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。ただし、（1）『回送』板は、車両に備え付けておかなければならない。）</p> <p>掲出する表示板の種類及び規格は、別表（4）〔表示板〕による。</p> <p>表示板の使用方法は次によるものとし、掲出する位置は別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例による。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p>削除</p>	<p>Ⅲ 個人タクシー（1人1車制個人タクシーをいう）の表示等</p> <p>1. ～5. 略</p> <p>6. 表示板（2. 車内表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。ただし、（1）『回送』板は、車両に備え付けておかなければならない。）</p> <p>掲出する表示板の種類及び規格は、別表（4）〔表示板〕による。</p> <p>表示板の使用方法は次によるものとし、掲出する位置は別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例による。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p>（8）『定額』板</p> <p>ア. 定額運賃を適用する場合であって、旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、定額板を掲出しなければならない。</p> <p>イ. 定額板は、前記の場合以外掲出してはならない。</p> <p>ウ. 定額板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。</p> <p>エ. 定額板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。</p>

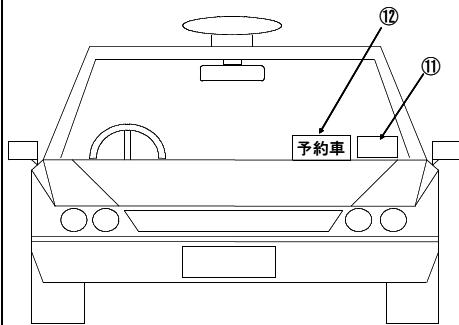
改正

別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕

横

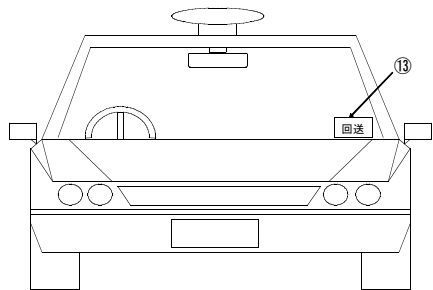


前の1



- ①事業者の名字
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③営業所の所在地名の略称
- ④「（個人）」
- ⑤車両整理番号
- ⑥「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑦「大型」又は「特定大型」
- ⑧禁煙マーク（ロゴマーク）
- ⑨表示灯
- ⑩大型車表示灯、特定大型車表示灯又は禁煙車表示灯

前の2



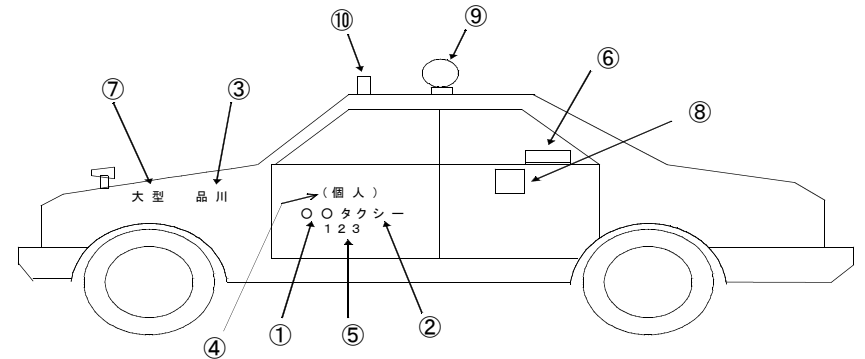
- ⑪「空車」、「割増」、「無線予約」「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」
- ⑫「予約車」板
- ⑬「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板
削除

以下略

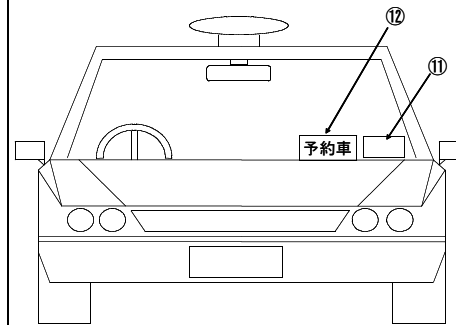
現行

別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕

横

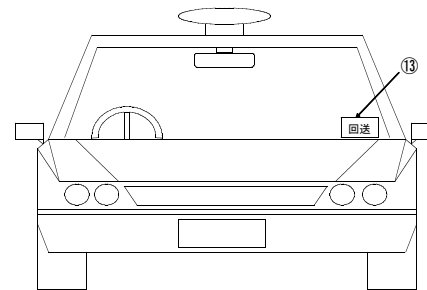


前の1



- ①事業者の名字
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③営業所の所在地名の略称
- ④「（個人）」
- ⑤車両整理番号
- ⑥「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑦「大型」又は「特定大型」
- ⑧禁煙マーク（ロゴマーク）
- ⑨表示灯
- ⑩大型車表示灯、特定大型車表示灯又は禁煙車表示灯

前の2



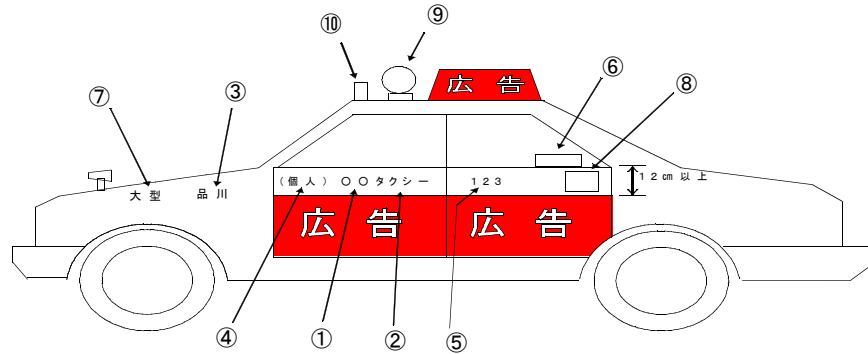
- ⑪「空車」、「割増」、「無線予約」「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」
- ⑫「予約車」板
- ⑬「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板
「定額」板

以下略

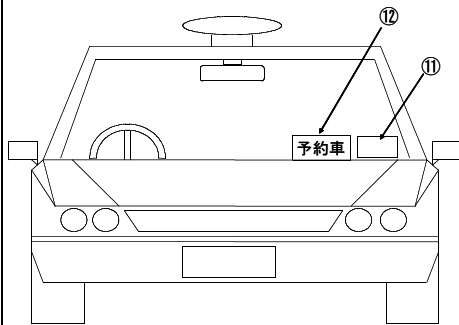
改正

別表（3）の2 [広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法]

横

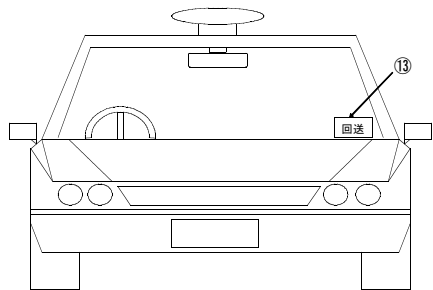


前の1



- ①事業者の名字
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③営業所の所在地名の略称
- ④「（個人）」
- ⑤車両整理番号
- ⑥「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑦「大型」又は「特定大型」
- ⑧禁煙マーク（ロゴマーク）
- ⑨表示灯
- ⑩大型車表示灯、特定大型車表示灯又は禁煙車表示灯

前の2



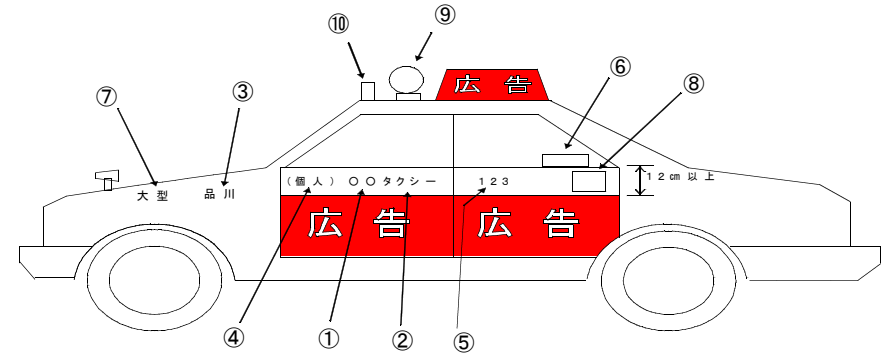
- ⑪「空車」、「割増」、「無線予約」「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」
- ⑫「予約車」板
- ⑬「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板
削除

以下略

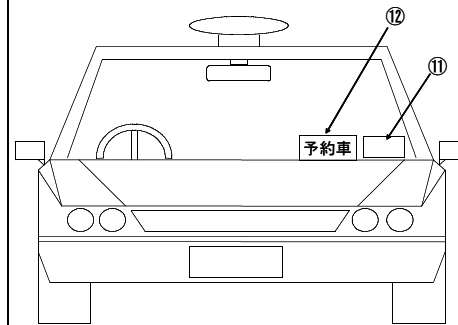
現行

別表（3）の2 [広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法]

横

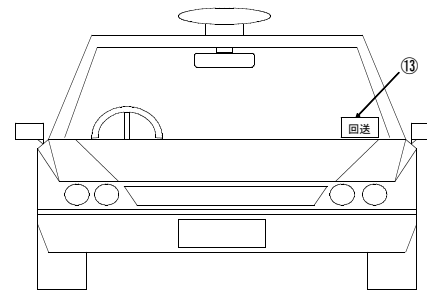


前の1



- ①事業者の名字
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③営業所の所在地名の略称
- ④「（個人）」
- ⑤車両整理番号
- ⑥「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑦「大型」又は「特定大型」
- ⑧禁煙マーク（ロゴマーク）
- ⑨表示灯
- ⑩大型車表示灯、特定大型車表示灯又は禁煙車表示灯

前の2



- ⑪「空車」、「割増」、「無線予約」「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」
- ⑫「予約車」板
- ⑬「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板
「定額」板

以下略

改 正	現 行				
<p>別表（４）表示板</p> <p>第１～第７ 略</p> <p>削除</p>	<p>別表（４）表示板</p> <p>第１～第７ 略</p> <p>第８</p> <div data-bbox="1137 440 1473 638" style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">定 額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">↑ 15cm以上 ↓</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">← 22cm以上 →</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>注</p> <p>（１）文字は紺色とし、地は白色とする。</p> <p>（２）文字の寸法は、縦横４ｃｍ以上とする。</p>	定 額	↑ 15cm以上 ↓	← 22cm以上 →	
定 額	↑ 15cm以上 ↓				
← 22cm以上 →					

改 正	現 行
<p data-bbox="129 228 1039 256">東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について</p> <p data-bbox="69 316 864 344">II 法人タクシー（1人1車制個人タクシー以外のもの）の表示等</p> <p data-bbox="98 403 253 432">1. ～3. 略</p> <p data-bbox="98 491 253 520">4. 車外表示</p> <p data-bbox="118 533 1077 608">車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には次に掲げる事項を、別表（2）〔法人タクシーの表示方法〕の例により表示する。</p> <p data-bbox="118 620 1077 738">ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（2）の2〔広告物を表示する場合の法人タクシーの表示方法〕の例により表示する。</p> <p data-bbox="107 798 306 826">(1) ～ (2) 略</p> <p data-bbox="107 885 517 914">(3) 所属営業所の所在地名の略称</p> <p data-bbox="152 927 893 1002"><u>東京都の特別区に所在する営業所にあつては、所在する区名（「区」の文字は省略することができる。）</u></p> <p data-bbox="170 1015 880 1043">その他の地域にあつては、所属営業所の所在する市町村名。</p> <p data-bbox="143 1056 1037 1131">ただし、複数の営業区域にわたる市町村合併が行われた場合にあつては、営業区域の再編までの間は従来の市町村名とする。</p> <p data-bbox="183 1144 904 1173">（「市」、「町」、「村」の文字は省略することができる。）</p> <p data-bbox="107 1232 253 1260">(4) ～ 略</p>	<p data-bbox="1189 228 2098 256">東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について</p> <p data-bbox="1122 316 1917 344">II 法人タクシー（1人1車制個人タクシー以外のもの）の表示等</p> <p data-bbox="1151 403 1305 432">1. ～3. 略</p> <p data-bbox="1151 491 1305 520">4. 車外表示</p> <p data-bbox="1171 533 2130 608">車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には次に掲げる事項を、別表（2）〔法人タクシーの表示方法〕の例により表示する。</p> <p data-bbox="1171 620 2130 738">ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（2）の2〔広告物を表示する場合の法人タクシーの表示方法〕の例により表示する。</p> <p data-bbox="1158 798 1357 826">(1) ～ (2) 略</p> <p data-bbox="1158 885 1568 914">(3) 所属営業所の所在地名の略称</p> <p data-bbox="1202 927 2123 1002"><u>タクシー業務適正化特別措置法の指定地域にあつては、関東運輸局長が指示するもの。</u></p> <p data-bbox="1220 1015 1930 1043">その他の地域にあつては、所属営業所の所在する市町村名。</p> <p data-bbox="1193 1056 2092 1131">ただし、複数の営業区域にわたる市町村合併が行われた場合にあつては、営業区域の再編までの間は従来の市町村名とする。</p> <p data-bbox="1234 1144 1955 1173">（『市』、『町』、『村』の文字は省略することができる。）</p> <p data-bbox="1158 1232 1303 1260">(4) ～ 略</p>

改 正	現 行
<p>Ⅲ 個人タクシー（1人1車制個人タクシー）の表示等</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. 車外表示装置 車両の屋根には、次に掲げる表示装置を、別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。 ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（3）の2〔広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。 なお、車外表示装置は、夜間において、空車時及び無線待ち料金の適用時を除き消灯すること（表示灯が車両の屋根の広告物と一体となった構造のものを含む。）。</p> <p>（1）表示灯 「タクシー」、「TAXI」、「個人」又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示したもの。<u>ただし、「個人」以外の表示のみを行ったものについては、「個人」を併せて表示したもの。</u>（タクシー業務適正化特別措置法の指定地域を除き、冠婚葬祭の場合であって、事前に無線基地局又は営業所において運送の申込みが行われ、旅客から表示灯を外すよう求められた場合に限り省略することができる。）</p> <p>（2）～（4）略</p> <p>4. 車外表示 車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には次に掲げる事項を、別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例により表示する。 ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（3）の2〔広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法〕の例により表示する。</p>	<p>Ⅲ 個人タクシー（1人1車制個人タクシー）の表示等</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. 車外表示装置 車両の屋根には、次に掲げる表示装置を、別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。 ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（3）の2〔広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。 なお、車外表示装置は、夜間において、空車時及び無線待ち料金の適用時を除き消灯すること（表示灯が車両の屋根の広告物と一体となった構造のものを含む。）。</p> <p>（1）表示灯 『タクシー』、『TAXI』、『個人』又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示したもの。（タクシー業務適正化特別措置法の指定地域を除き、冠婚葬祭の場合であって、事前に無線基地局又は営業所において運送の申込みが行われ、旅客から表示灯を外すよう求められた場合に限り省略することができる。）</p> <p>（2）～（4）略</p> <p>4. 車外表示 車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には次に掲げる事項を、別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例により表示する。 ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（3）の2〔広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法〕の例により表示する。</p>

(1) ~ (2) 略

(3) 営業所の所在地名の略称

東京都の特別区に所在する営業所にあつては、所在する区名
（「区」の文字は省略することができる。）

その他の地域にあつては、営業所の所在する市町村名。

ただし、複数の営業区域にわたる市町村合併が行われた場合にあっては、
営業区域の再編までの間は従来の市町村名とする。

（「市」、「町」、「村」の文字は省略することができる。）

以下略

(1) ~ (2) 略

(3) 営業所の所在地名の略称

タクシー業務適正化特別措置法の指定地域にあつては、関東運輸局長が指
示するもの。

その他の地域にあつては、営業所の所在する市町村名。

ただし、複数の営業区域にわたる市町村合併が行われた場合にあっては、
営業区域の再編までの間は従来の市町村名とする。

（『市』、『町』、『村』の文字は省略することができる。）

以下略

改正案	現行
<p data-bbox="129 272 1039 304">東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について</p> <p data-bbox="91 405 1079 520">ハイヤー・タクシー車両の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法等関係法令及び運賃実施通達の規定によるほか、次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="91 536 1079 651"><u>なお、車種区分については、平成14年1月17日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」3. 車種区分による。</u></p> <p data-bbox="69 711 306 743">I 一般準則</p> <ol data-bbox="91 799 1079 1477" style="list-style-type: none"> 1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。 2. 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確、かつ、旅客に見やすいように表示しなければならない。 3. 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。 4. 表示装置、表示板の取扱いは<u>適正</u>に行い、いやしくもこれらを使用して、違法な営業行為を行ってはならない。 5. 法令又は本取扱いに定める場合のほか、車両の内外又は窓ガラスに表示物を表示し又は貼付する時は、公衆の利便に資する必要最小限の<u>もの</u>であって、旅客の視野又は法令若しくは本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。 	<p data-bbox="1182 272 2092 304">東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について</p> <p data-bbox="1144 405 2159 520">ハイヤー・タクシー車両の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法等関係法令及び運賃実施通達の規定によるほか、次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1122 711 1359 743">I 一般準則</p> <ol data-bbox="1144 799 2136 1477" style="list-style-type: none"> 1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。 2. 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確、かつ、旅客に見やすいように表示しなければならない。 3. 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。 4. 表示装置、表示板の取扱いは<u>適切</u>に行い、いやしくもこれらを使用して、違法な営業行為を行ってはならない。 5. 法令又は本取扱いに定める場合のほか、車両の内外又は窓ガラスに表示物を表示し又は貼付する時は、公衆の利便に資する必要最小限の<u>物</u>であって、旅客の視野又は法令若しくは本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。

II 法人タクシー（1人1車制個人タクシー以外のもの）の表示等

1. 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット

運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットは、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットの表示が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の装置であり、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は次によるものとし、文字の規格は、別表（1）〔表示装置〕の例による。

（1）装着位置

表示装置は、ダッシュボード上部であって、別表（2）〔法人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。

（2）表示事項

表示装置による表示事項のうち、下記⑤から⑨（島嶼地区は④から⑨）までは6.表示板によることができる。

①『空車』

空車のとき車外に向けて表示する。

②『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

③『無線予約』（特別区・武三交通圏の区域であって無線装着車に限る。）

無線配車（無線基地局の指令により、旅客の指定場所に配車すること。）により迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させ無線待ち料金を適用している場合に、車外に向けて表示する。

II 法人タクシー（1人1車制個人タクシー以外のもの）の表示等

1. 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット

運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットは、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットの表示が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の装置であり、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は次によるものとし、文字の規格は別表（1）〔表示装置〕の例による。

（1）装着位置

表示装置は、ダッシュボード上部、又は前席左前上方〔[下記（2）の④及び⑩の場合に限る。](#)〕であって、別表（2）〔法人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。

（2）表示事項

表示装置による表示事項のうち、下記⑤から⑨（島嶼地区は④から⑨）までは表示板によることができる。

①『空車』

空車のとき車外に向けて表示する。

②『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

③『無線予約』（特別区・武三交通圏の区域であって無線装着車に限る。）

無線配車（無線基地局の指令により、旅客の指定場所に配車すること。）により迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させ無線待ち料金を適用している場合に、車外に向けて表示する。

『無線予約』を表示したときは、表示した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

④『迎車』

旅客の運送申込みを受けて迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑤『予約車』

迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合（③により『無線予約』を表示する場合を除く。）、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

『予約車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『予約車』を表示したときは、表示した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑥『貸切車』

時間制運賃を適用する場合、又は**福祉輸送サービスに係る運賃**であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により**出発**したときから運送を終了するまでの間、車外に向けて表示する。

『貸切車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑦『観光車』

観光ルート別運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

『観光車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『観光車』を表示したときは、表示した時刻及び観光ルート名を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑧『回送』

運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障等、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送する場

『無線予約』を表示したときは、表示した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

④『迎車』

乗車申し込みを受けて**指定場所**に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

⑤『予約車』

迎車回送して旅客の指定した場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合（③により『無線予約』を表示する場合を除く。）、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

『予約車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『予約車』を表示したときは、表示した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑥『貸切車』

時間制運賃を適用する場合、又は**ケア輸送サービス運賃及び介護サービス運賃**であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により**発車**したときから運送を終了するまでの間、車外に向けて表示する。

『貸切車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑦『観光車』

観光ルート別運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

『観光車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『観光車』を表示したときは、表示した時刻及び観光ルート名を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑧『回送』

運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようと

合に、車外に向けて表示する。

『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

『回送』を表示したときは、表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑨『救援』

救援事業を行う場合は、その時間中車外に向けて表示する。

『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

削除

3. 車外表示装置

車両の屋根には、次に掲げる表示装置を、別表（２）〔法人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。

ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（２）の２〔広告物を表示する場合の法人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。

なお、車外表示装置は夜間において、空車時及び無線待ち料金の適用時を除き消灯すること（表示灯が車両の屋根の広告物と一体となった構造のものを含む。）。

（１）表示灯

『タクシー』、『TAXI』、事業者の名称若しくは記号又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示したもの。（タクシー業務適正化特別措置法の指定地域を除き、冠婚葬祭の場合であって、事前に無線基地局又は営業所において運送の申込みが行われ、旅客から表示灯を外すよう求められた場合に限り省略

する場合に車外に向けて表示する。

『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

『回送』を表示したときは表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑨『救援』

救援事業を行う場合はその時間中、車外に向けて表示する。

『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑩『（初乗距離）・（初乗運賃額）』

当該車両に適用する運賃の初乗距離及び初乗運賃額を表示する。

運賃及び料金の認可時において別途指示があった場合を除き、これを省略することができる。また、下記3. 車外表示装置（４）初乗運賃表示灯を装着する場合は、これを省略することができる。

3. 車外表示装置

車両の屋根には、次に掲げる表示装置を別表（２）〔法人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。

ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（２）の２〔広告物を表示する場合の法人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。

なお、車外表示装置は、夜間において、空車時及び無線待ち料金の適用時を除き消灯すること（表示灯が車両の屋根の広告物と一体となった構造のものを含む。）。

（１）表示灯

『タクシー』、『TAXI』、事業者の名称若しくは記号又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示したもの。（東京都特別区武蔵野市及び三鷹市を除き、冠婚葬祭の場合であって事前に無線基地局及び営業所において運送の申し込みが行われ、旅客から表示灯を外すよう求められた場合に限り省略すること

することができる。)

- (2) 大型車表示灯 (大型車であって、適用する距離制運賃が普通車の自動認可運賃の距離制運賃の上限を上回る場合に限る。)

『大型』を表示したもの。

上記(1)の表示灯にこれを併記した場合は、省略することができる。

- (3) 特定大型車表示灯 (特定大型車であって、適用する距離制運賃が普通車の自動認可運賃の距離制運賃の上限を上回る場合に限る。)

『特大』を表示したもの。

上記(1)の表示灯にこれを併記した場合は、省略することができる。

削除

(4) 禁煙車表示灯

禁煙マーク(ロゴマーク)を表示したもの。(運送約款により禁煙車とした場合に限る。)

ただし、上記(1)の表示灯にこれを併記した場合又は交通圏において、相当数(概ね九割以上)の禁煙車両が導入される場合であって、事業者及び事業者団体が利用者への周知を行うこと等の措置がなされている場合は省略することができる。

大型車又は特定大型車にあつては、上記(2)又は(3)の表示灯と並列とする。

4. 車外表示

車両の外側(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には次に掲げる事項を、別表(2) [法人タクシーの表示方法] の例により表示する。

ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外側

ができる。)

- (2) 小型車表示灯 (運賃区分による小型車に限る。)

『小型』を表示したもの。

上記(1)の表示灯にこれを併記した場合は省略することができる。

- (3) 大型車表示灯 (運賃区分による大型車に限る。)

『大型』を表示したもの。

上記(1)の表示灯にこれを併記した場合は省略することができる。

(4) 初乗運賃表示灯

当該車両に適用する運賃の初乗距離及び初乗運賃額を表示したもの。

装着については、運賃及び料金の認可等にあたり別途指示した場合を除き省略することができる。また、上記2. 車内表示装置により表示する場合にあつても省略することができる。

(5) 禁煙車表示灯

禁煙マーク(ロゴマーク)を表示したもの。(運送約款により禁煙車とした場合に限る。)

ただし、上記(1)の表示灯にこれを併記した場合又は交通圏において、相当数(概ね九割以上)の禁煙車両が導入される場合であって、事業者及び事業者団体が利用者への周知を行うこと等の措置がなされている場合は省略することができる。

小型車又は大型車にあつては、上記(2)又は(3)の表示灯と並列とする。

4. 車外表示

車両の外側(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を別表(2) [法人タクシーの表示方法] の例により表示する。

ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外側

を利用し広告物を表示する場合には、別表（２）の２〔広告物を表示する場合の法人タクシーの表示方法〕の例により表示する。

（１）事業者の氏名又は名称

漢字、ローマ字、カタカナ又はひらがなのいずれかを、明朝体、ゴシック体、楷書体、行書体又はブロック体のいずれかの字体で表示する。

（２）『タクシー』又は『TAXI』

（３）所属営業所の所在地名の略称

タクシー業務適正化特別措置法の指定地域にあつては、関東運輸局長が指示するもの。

その他の地域にあつては、所属営業所の所在する市町村名。

ただし、複数の営業区域にわたる市町村合併が行われた場合にあつては、営業区域の再編までの間は従来の市町村名とする。

（『市』、『町』、『村』の文字は省略することができる。）

（４）車両整理番号（特別区・武三交通圏に限る。）

事業者名又は無線基地局名の略称を示す文字（２文字以上４文字以内）若しくは『無線』の文字及び事業者、又は無線基地局ごとの通し番号（４桁以内）の算用数字とする。

削除

（５）初乗運賃額等

『初乗』の文字、初乗距離及び初乗運賃額（当該車両に適用する運賃の初乗距離及び初乗運賃額）。

（６）『大型』又は『特定大型』（大型車又は特定大型車であつて、適用する距離

を利用し広告物を表示する場合には、別表（２）の２〔広告物を表示する場合の法人タクシーの表示方法〕の例により表示する。

（１）事業者の氏名又は名称

漢字、ローマ字、カタカナ又はひらがなのいずれかを、明朝体、ゴシック体、楷書体、行書体又はブロック体のいずれかの字体で表示する。

（２）『タクシー』又は『TAXI』

（３）所属営業所の所在地名の略称

特別区・武三交通圏にあつては、関東運輸局長が指示するもの。

その他の営業区域にあつては、所属営業所の所在する市町村名。

ただし、複数の営業区域にわたる市町村合併が行われた場合にあつては、営業区域の再編までの間は従来の市町村とする。

（『市』、『町』、『村』の文字は省略する。）

（４）車両整理番号（特別区・武三交通圏に限る。）

事業者名又は無線基地局名の略称を示す文字（２文字以上４文字以内）若しくは『無線』の文字及び事業者、又は無線基地局ごとの通し番号（４桁以内）の算用数字とする。

（５）帰庫時間（特別区・武三交通圏に限る。）

（６）初乗運賃額等

『初乗』の文字、初乗距離及び初乗運賃額（当該車両に適用する運賃の初乗距離及び初乗運賃額）。

ただし、運賃及び料金の認可時等において別途指示があつた場合は、当該指示による。

（７）『小型』または『大型』（運賃区分による小型車又は大型車に限る。）

制運賃が普通車の自動認可運賃の距離制運賃の上限を上回る場合に限る。)

(7) 禁煙マーク (ロゴマーク)

(運送約款により禁煙車とした場合に限る。)

5. 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には、次により表示又は掲示する。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号

空車及び割増を表示する装置の後面に、固定式により掲示する。

(2) 乗務員証

乗務員証(タクシー業務適正化特別措置法の指定地域は、登録タクシー運転者証)の掲示は、空車又は割増を表示する装置の後面に、乗務員証の上部2.1センチメートル以上の部分が車両の前方外部から明瞭に識別でき、かつ、写真の貼付してある面が旅客から見やすいように掲示する。

乗務員証の様式は、別添[第1号様式]とする。(タクシー業務適正化特別措置法の指定地域における登録タクシー運転者証にあっては、省令で定める様式とする。)

(3) 運賃割増

黄色地に赤色の文字で、深夜早朝における運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に、内部に向けて表示する。

(4) 運賃料金の内容

日本工業規格A列6番以上の用紙に横書きで記載し、前席後方部分の旅客から見やすい位置に掲示する。

(5) 禁煙マーク (ロゴマーク)

旅客から見やすい位置(例:防犯ガラス・後部ドア窓ガラス等)に表示する。(運送約款により禁煙車とした場合に限る。)

(8) 禁煙車マーク (運送約款により禁煙車とした場合に限る。)

5. 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には、次により表示又は掲示する。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号

空車及び割増を表示する装置の後面に、固定式により掲示する。

(2) 乗務員証

乗務員証(タクシー業務適正化特別措置法の適用地区は、登録タクシー運転者)の掲示は、空車又は割増を表示する装置の後面に、乗務員証の上部2.1センチメートル以上の部分が車両の前方外部から明瞭に識別でき、かつ、写真の貼付してある面が旅客から見やすいように掲示する。

乗務員証(特別区・武三交通圏を除く。)の様式は[第1号様式](タクシー業務適正化特別措置法の適用地区は、登録タクシー運転者証とする。)

(3) 運賃割増

黄色地に赤色の文字で、深夜早朝に於ける運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に、内部に向けて表示する。

(4) 運賃料金の内容

日本工業規格A列6番以上の用紙に横書きで記載し、前席後方部分の旅客から見やすい位置に掲示する。

(5) 禁煙表示

旅客から見やすい位置(例:防犯ガラス・後部ドア窓ガラス等)に表示する。(運送約款により禁煙車とした場合に限る。)

6. 表示板（2. 車内表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。ただし、（1）『回送』板は、全車両に備え付けておかなければならない。）

掲出する表示板の種類及び規格は、別表（4）〔表示板〕による。

表示板の使用方法は次によるものとし、掲出する位置は、別表（2）〔法人タクシーの表示方法〕の例による。

（1）『回送』板

ア. 運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引き受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障等、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送する場合は、回送板を掲出しなければならない。

イ. 回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 回送板は、全車両に備え付けておかなければならない。

エ. 回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

オ. 回送板の裏面には、少なくとも上記ア. からエ. までの事項を記載しなければならない。

（2）『予約車』板

ア. 迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合は、予約車板を掲出しなければならない。

イ. 予約車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 予約車板は、全車両に備え付けておかなければならない。

6. 表示板（上記2. の表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。）

掲出する表示板の種類及び規格は別表（4）〔表示板〕による。

表示板の使用方法は次によるものとし、掲出する位置は別表（2）〔法人タクシーの表示方法〕の例による。

（1）『回送』板

ア. 運転者が食事、休憩若しくはトイレの為、運送の引き受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障等、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合は、回送板を掲出しなければならない。

イ. 回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 回送板は、全車両に備え付けなければならない。

エ. 回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

オ. 回送板の裏面には、少なくとも上記ア. からエ. までの事項を記載しなければならない。

（2）『予約車』板

ア. 迎車回送して旅客の指定した場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中に於いて、旅客の都合により車両を待機させる場合は、予約車板を掲出しなければならない。

イ. 予約車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 予約車板は、全車両に備え付けなければならない。

エ. 予約車板を掲出した時は、掲出した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

オ. 予約車板の裏面には、少なくとも上記ア. からエ. までの事項を記載しなければならない。

(3) 『迎車』板

ア. 旅客の運送申込みを受けて迎車回送する場合は、迎車板を掲出しなければならない。

イ. 迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 迎車板は、全車両に備え付けておかなければならない。

エ. 迎車板の裏面には、少なくともア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(4) 『貸切車』板

ア. 時間制運賃を適用する場合、又は福祉輸送サービスに係る運賃であって、運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により出発したときから運送を終了するまでの間、貸切車板を掲出しなければならない。

イ. 貸切車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 貸切車板の裏面には、少なくとも上記ア. 及びイ. の事項を記載しなければならない。

(5) 『観光車』板

ア. 観光ルート別運賃を適用する場合は、観光ルート別運賃を適用する時間中、観光車板を掲出しなければならない。

エ. 予約車板を掲出した時は、掲出した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

オ. 予約車板の裏面には、少なくとも上記ア. からエ. までの事項を記載しなければならない。

(3) 『迎車』板

ア. 旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合は、迎車板を掲出しなければならない。

イ. 迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 迎車板は、全車両に備え付けなければならない。

エ. 迎車板の裏面には、少なくともア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(4) 『貸切車』板

ア. 時間制運賃を適用する場合、又はケア輸送サービス運賃及び介護サービス運賃であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、貸切車板を掲出しなければならない。

イ. 貸切車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 貸切車板の裏面には、少なくとも上記ア. 及びイ. の事項を記載しなければならない。

(5) 『観光車』板

ア. 観光ルート別運賃を適用する場合は、観光ルート別運賃を適用する時間中、観光車板を掲出しなければならない。

イ. 観光車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 観光車板を掲出した時は、掲出した時刻及び観光ルート名を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 観光車板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(6) 『配車回送』板

ア. 計画配車の為に空車で回送する場合は、配車回送板を掲出しなければならない。

イ. 配車回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 配車回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は配車回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 配車回送板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(7) 『救援』板

ア. 救援事業を行う場合は、その時間中、救援板を掲出しなければならない。

イ. 救援板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 救援板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 救援板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(8) 『定額』板

イ. 観光車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 観光車板を掲出した時は、掲出した時刻及び観光ルート名を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 観光車板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(6) 『配車回送』板

ア. 計画配車 (義務配車等) の為に、空車で回送する場合は、配車回送板を掲出しなければならない。

イ. 配車回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 配車回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は配車回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 配車回送板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(7) 『救援』板

ア. 救援事業を行う場合は、その時間中、救援板を掲出しなければならない。

イ. 救援板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 救援板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 救援板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(8) 『定額』板

ア. 定額運賃を適用する場合であって、旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、定額板を掲出しなければならない。

イ. 定額板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 定額板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 定額板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

7. **適用除外車両**（**タクシー業務適正化特別措置法の指定地域**を除く。）

営業所のみにおいて運送の引き受けを行うものに使用する車両であって、別添[第2号様式]により、東京運輸支局長に届け出た車両については、次に掲げる規定のみ適用する。

(1) 4. 車外表示のうち、(1) 事業者の氏名又は名称に関すること。
ただし、「事業者の氏名又は名称」は「事業者の氏名又は名称若しくは記号」と読み替える。

(2) 5. 車内表示又は掲示事項等のうち、(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号、(2) 乗務員証（様式に限る。）に関すること。
ただし、(1) の表示方法は、別添[第3号様式]により、**り**、旅客から見やすい位置とする。

8. 一般タクシー事業の営業区域と患者等輸送事業の営業区域が異なる事業者が、患者等輸送を行う場合であって、当該輸送が一般タクシー事業の営業区域以外の営業区域で行われる場合の表示等については、「VI患者等輸送車」の表示に準ずるほか、次の**とおり**とする。

(1) マグネットシート等脱着可能な方法を用いて『民間患者等輸送車』又は『福

ア. 定額運賃を適用する場合であって旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、定額板を掲出しなければならない。

イ. 定額板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 定額板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 定額板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

7. 除外車両（**特別区・武三交通圏**を除く。）

営業所のみにおいて運送の引き受けを行うものに使用する車両であって、別添[第2号様式]により、東京運輸支局長に届け出た車両については、次に掲げる規定のみ適用する。

(1) **上記「4. 車外表示事項」**のうち、(1) 事業者の氏名又は名称に関すること。
ただし、「事業者の氏名又は名称」は「事業者の氏名又は名称若しくは記号」と読みかえる。

(2) **上記「5. 車内表示又は掲示事項等」**のうち、(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号、(2) 乗務員証（様式に限る。）に関すること。
ただし、(1) の表示方法は別添[第3号様式]により、**る**、旅客から見やすい位置とする。

8. 一般タクシー事業の営業区域と患者等輸送事業の営業区域が異なる事業者が、患者等輸送を行う場合であって、当該輸送が一般タクシー事業の営業区域以外の営業区域で行われる場合の表示等については、「VI患者等輸送車」の表示に準ずるほか、次の**通り**とする。

(1) マグネットシート等脱着可能な方法を用いて『民間患者等輸送車』又は『福

H19.11/30一部改正

社』の表示を自動車の両側面に行うこと。

(2) 表示灯を取り外すとともに、車内表示装置をカバー等で覆うこと。

社』の表示を自動車の両側面に行うこと。

(2) 表示灯を取り外したうえで車内表示装置にはカバー等で被うこと。

改正案	現行
<p>Ⅲ 個人タクシー（1人1車制個人タクシー）の表示等</p> <p>1. 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットは、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットの表示が確認できる位置に装着する。</p> <p>2. 車内表示装置 車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の装置であり、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。 表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は次によるものとし、文字の規格は、別表（1）〔表示装置〕の例による。</p> <p>（1）装着位置 表示装置は、ダッシュボード上部であって、別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。</p> <p>（2）表示事項 表示装置による表示事項のうち、下記⑤から⑨までは6. 表示板によることができる。</p> <p>①『空車』 空車のとき車外に向けて表示する。</p> <p>②『割増』 割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。</p> <p>③『無線予約』（特別区・武三交通圏の区域であって無線装着車に限る。） 無線配車（無線基地局の指令により、旅客の指定場所に配車すること。）に</p>	<p>Ⅲ 個人タクシー（1人1車制個人タクシーをいう）の表示等</p> <p>1. 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットは、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットの表示が確認できる位置に装着する。</p> <p>2. 車内表示装置 車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の装置であり、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。 表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は次によるものとし、文字の規格は別表（1）〔表示装置〕の例による。</p> <p>（1）装着位置 表示装置は、ダッシュボード上部、又は前席左前上方〔下記（2）の④及び⑩の場合に限る。〕であって、別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。</p> <p>（2）表示事項 表示装置による表示事項のうち、下記⑤から⑨までは表示板によることができる。</p> <p>①『空車』 空車のとき車外に向けて表示する。</p> <p>②『割増』 割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。</p> <p>③『無線予約』（特別区・武三交通圏の区域であって無線装着車に限る。） 無線配車（無線基地局の指令により、旅客の指定場所に配車すること。）に</p>

より迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させ無線待ち料金を適用している場合に、車外に向けて表示する。

『無線予約』を表示したときは、表示した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

④『迎車』

旅客の運送申込みを受けて迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑤『予約車』

迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合（③により『無線予約』を表示する場合を除く。）、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

『予約車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『予約車』を表示したときは、表示した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑥『貸切車』

時間制運賃を適用する場合であって、営業所、車庫等を旅客の要求により**出**発したときから運送を終了するまでの間、車外に向けて表示する。

『貸切車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑦『観光車』

観光ルート別運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

『観光車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『観光車』を表示したときは、表示した時刻及び観光ルート名を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑧『回送』

運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障等、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送する場合に、車外に向けて表示する。

より迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させ無線待ち料金を適用している場合に、車外に向けて表示する。

『無線予約』を表示したときは、表示した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

④『迎車』

乗車申し込みを受けて**指定場所に**迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

⑤『予約車』

迎車回送して旅客の指定した場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合（③により『無線予約』を表示する場合を除く。）、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

『予約車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『予約車』を表示したときは、表示した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑥『貸切車』

時間制運賃を適用する場合であって、営業所、車庫等を旅客の要求により**発**車したときから運送を終了するまでの間車外に向けて表示する。

『貸切車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑦『観光車』

観光ルート別運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

『観光車』は、前記の場合以外表示してはならない。

『観光車』を表示したときは、表示した時刻及び観光ルート名を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑧『回送』

運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送**しよう**とする場合に車外に向けて表示する。

『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

『回送』を表示したときは、表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑨『救援』

救援事業を行う場合は、その時間中車外に向けて表示する。

『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

削除

3. 車外表示装置

車両の屋根には、次に掲げる表示装置を、別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。

ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（3）の2〔広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。

なお、車外表示装置は、夜間において、空車時及び無線待ち料金の適用時を除き消灯すること（表示灯が車両の屋根の広告物と一体となった構造のものを含む。）。

（1）表示灯

『タクシー』、『TAXI』、『個人』又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示したもの。（タクシー業務適正化特別措置法の指定地域を除き、冠婚葬祭の場合であって、事前に無線基地局又は営業所において運送の申込みが行われ、旅客から表示灯を外すよう求められた場合に限り省略することができる。）

『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

『回送』を表示したときは表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑨『救援』

救援事業を行う場合はその時間中、車外に向けて表示する。

『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑩『（初乗距離）・（初乗運賃額）』

当該車両に適用する運賃の初乗距離及び初乗運賃額を表示する。

運賃及び料金の認可時において別途指示があった場合を除き省略することができる。また、下記3. 車外表示装置（4）初乗運賃表示灯により表示する場合においてもこれを省略することができる。

3. 車外表示装置

車両の屋根には、次に掲げる表示装置を別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。

ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（3）の2〔広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法〕の例による位置に装着する。

なお、車外表示装置は、夜間において、空車時及び無線待ち料金の適用時を除き消灯すること（表示灯が車両の屋根の広告物と一体となった構造のものを含む。）。

（1）表示灯

『タクシー』、『TAXI』、『個人』又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示したもの。（東京都特別区武蔵野市及び三鷹市を除き、冠婚葬祭の場合であって事前に無線基地局及び営業所において運送の申込みが行われ、旅客から表示灯を外すよう求められた場合に限り省略することができる。）

- (2) 大型車表示灯（大型車であって、適用する距離制運賃が普通車の自動認可運賃の距離制運賃の上限を上回る場合に限る。）

『大型』を表示したもの。

上記（1）の表示灯にこれを併記した場合は、省略することができる。

- (3) 特定大型車表示灯（特定大型車であって、適用する距離制運賃が普通車の自動認可運賃の距離制運賃の上限を上回る場合に限る。）

『特大』を表示したもの。

上記（1）の表示灯にこれを併記した場合は、省略することができる。

削除

(4) 禁煙車表示灯

禁煙マーク（ロゴマーク）を表示したもの。（運送約款により禁煙車とした場合に限る。）

ただし、上記（1）の表示灯にこれを併記した場合又は交通圏において、相当数（概ね九割以上）の禁煙車両が導入される場合であって、事業者及び事業者団体が利用者への周知を行うこと等の措置がなされている場合は省略することができる。

大型車又は特定大型車にあつては、上記（2）又は（3）の表示灯と並列とする。

4. 車外表示

車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には次に掲げる事項を、別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例により表示する。

ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（3）の2〔広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法〕の例により表示する。

- (2) 小型車表示灯（運賃区分による小型車に限る。）

『小型』を表示したもの。

上記（1）の表示灯にこれを併記した場合は省略することができる。

- (3) 大型車表示灯（運賃区分による大型車に限る。）

『大型』を表示したもの。

上記（1）の表示灯にこれを併記した場合は省略することができる。

(4) 初乗運賃表示灯

当該車両に適用する運賃の初乗距離及び初乗運賃額を表示したもの。

装着については、運賃及び料金の認可等にあたり別途指示した場合を除き省略することができる。また、上記2. 車内表示装置により表示する場合にあつても省略することができる。

(5) 禁煙車表示灯

禁煙マーク（ロゴマーク）を表示したもの。（運送約款により禁煙車とした場合に限る。）

ただし、上記（1）の表示灯にこれを併記した場合又は交通圏において、相当数（概ね九割以上）の禁煙車両が導入される場合であって、事業者及び事業者団体が利用者への周知を行うこと等の措置がなされている場合は省略することができる。

小型車又は大型車にあつては、上記（2）又は（3）の表示灯と並列とする。

4. 車外表示

車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表（3）〔個人タクシーの表示方法〕の例により表示する。

ただし、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、タクシーの外面を利用し広告物を表示する場合には、別表（3）の2〔広告物を表示する場合も個人タクシーの表示方法〕の例により表示する。

(1) 事業者の名字

漢字、ローマ字、カタカナ又はひらがなのいずれかを、明朝体、ゴシック体、楷書体、行書体又はブロック体のいずれかの字体で表示する。

(2) 『タクシー』又は『TAXI』

(3) 営業所の所在地名の略称

タクシー業務適正化特別措置法の指定地域にあつては、関東運輸局長が指示するもの。

その他の地域にあつては、営業所の所在する市町村名。

ただし、複数の営業区域にわたる市町村合併が行われた場合にあつては、営業区域の再編までの間は従来の市町村名とする。

(『市』、『町』、『村』の文字は省略することができる。)

(4) 『(個人)』

(5) 車両整理番号

東京運輸支局長が指定する4桁以内の算用数字とする。

(6) 初乗運賃額等

『初乗』の文字、初乗距離及び初乗運賃額(当該車両に適用する運賃の初乗距離及び初乗運賃額)。

(7) 『大型』又は『特定大型』(大型車又は特定大型車であつて、適用する距離制運賃が普通車の自動認可運賃の距離制運賃の上限を上回る場合に限る。)

(8) 禁煙マーク(ロゴマーク)

(運送約款により禁煙車とした場合に限る。)

5. 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には、次により表示又は掲示する。

(1) 事業者の名字

漢字、ローマ字、カタカナ又はひらがなのいずれかを、明朝体、ゴシック体、楷書体又は行書体のいずれかの字体で表示する。

(2) 『タクシー』又は『TAXI』

(3) 営業所の所在地名の略称

特別区・武三交通圏にあつては、関東運輸局長が指示するもの。

その他の営業区域にあつては、営業所の所在する市町村名。

ただし、複数の営業区域にわたる市町村合併が行われた場合にあつては、営業区域の再編までの間は従来の市町村とする。

(『市』、『町』、『村』の文字は省する。)

(4) 『(個人)』

(5) 車両整理番号

東京運輸支局長が指定する4桁以内の算用数字とする。

(6) 初乗運賃額等

『初乗』の文字、初乗距離及び初乗運賃額(当該車両に適用する運賃の初乗距離及び初乗運賃額)。

ただし、運賃及び料金の認可時等において別途指示があつた場合は当該指示による。

(7) 『小型』又は『大型』(運賃区分による小型車又は大型車に限る。)

(8) 禁煙車マーク(運送約款により禁煙車とした場合に限る。)

5. 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には、次により表示又は掲示する。

- (1) 事業者の氏名及び自動車登録番号
空車及び割増を表示する装置の後面に、固定式により掲示する。
- (2) 事業者乗務証
事業者乗務証（タクシー業務適正化特別措置法の指定地域は、個人タクシー事業者乗務証）の掲示は、空車又は割増を表示する装置の後面に、事業者乗務証の上部2. 1センチメートル以上の部分が車両の前方外部から明瞭に識別でき、かつ、写真の貼付してある面が旅客から見やすいように掲示する。（タクシー業務適正化特別措置法の指定地域は省令に定める様式に従い掲示する。）
- (3) 運賃割増
黄色地に赤色の文字で、深夜早朝における運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に、内部に向けて表示する。
- (4) 運賃料金の内容
日本工業規格A列6番以上の用紙に横書きで記載し、前席後方部分の旅客から見やすい位置に掲示する。
- (5) 禁煙マーク（ロゴマーク）
旅客から見やすい位置（例：防犯ガラス・後部ドア窓ガラス等）に表示する。（運送約款により禁煙車とした場合に限る。）
6. 表示板（2. 車内表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。ただし、(1)『回送』板は、車両に備え付けておかなければならない。）
掲出する表示板の種類及び規格は、別表（4）[表示板]による。
表示板の使用方法是次によるものとし、掲出する位置は、別表（3）[個人タクシーの表示方法]の例による。
- (1) 『回送』板
ア. 運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引き受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障等、運賃メーター器及び外付け運

- (1) 事業者の氏名及び自動車登録番号
空車及び割増を表示する装置の後面に、固定式により掲示する。
- (2) 事業者乗務証
事業者乗務証（タクシー業務適正化特別措置法の適用地区は、個人タクシー事業者乗務証）の掲示は、空車又は割増を表示する装置の後面に、事業者乗務証の上部2. 1センチメートル以上の部分が車両の前方外部から明瞭に識別でき、かつ、写真の貼付してある面が旅客から見やすいように掲示する。
- (3) 運賃割増
黄色地に赤色の文字で、深夜早朝に於ける運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に、内部に向けて表示する。
- (4) 運賃料金の内容
日本工業規格A列6番以上の用紙に横書きで記載し、前席後方部分の旅客から見やすい位置に掲示する。
- (5) 禁煙表示
旅客から見やすい位置（例：防犯ガラス・後部ドア窓ガラス等）に表示する。（運送約款により禁煙車とした場合に限る。）
6. 表示板（上記2. の表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。）
掲出する表示板の種類及び規格は 別表（4）[表示板]による。
表示板の使用方法是次によるものとし、掲出する位置は別表（3）[個人タクシーの表示方法]の例による。
- (1) 『回送』板
ア. 運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引き受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障及び運賃メーター器及び外付け運

賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送する場合は、回送板を掲出しなければならない。

イ. 回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 回送板は、車両に備え付けておかなければならない。

エ. 回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

オ. 回送板の裏面には、少なくとも上記ア. からエ. までの事項を記載しなければならない。

(2) 『予約車』板

ア. 迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合は、予約車板を掲出しなければならない。

イ. 予約車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 予約車板は、車両に備え付けておかなければならない。

エ. 予約車板を掲出した時は、掲出した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

オ. 予約車板の裏面には、少なくとも上記ア. からエ. までの事項を記載しなければならない。

(3) 『迎車』板

ア. 旅客の運送申込みを受けて迎車回送する場合は、迎車板を掲出しなければならない。

イ. 迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合は、回送板を掲出しなければならない。

イ. 回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 回送板は、車両に備え付けなければならない。

エ. 回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

オ. 回送板の裏面には、少なくとも上記ア. からエ. までの事項を記載しなければならない。

(2) 『予約車』板

ア. 迎車回送して旅客の指定した場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中に於いて、旅客の都合により車両を待機させる場合は、予約車板を掲出しなければならない。

イ. 予約車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 予約車板は、車両に備え付けなければならない。

エ. 予約車板を掲出した時は、掲出した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

オ. 予約車板の裏面には、少なくとも上記ア. からエ. までの事項を記載しなければならない。

(3) 『迎車』板

ア. 旅客の運送申込込みを受けて迎車回送する場合は、迎車板を掲出しなければならない。

イ. 迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 迎車板は、車両に備え付けておかなければならない。

エ. 迎車板の裏面には、少なくともア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(4) 『貸切車』板

ア. 時間制運賃を適用する場合であって、営業所、車庫等を旅客の要求により出発したときから運送を終了するまでの間、貸切車板を掲出しなければならない。

イ. 貸切車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 貸切車板の裏面には、少なくとも上記ア. 及びイ. の事項を記載しなければならない。

(5) 『観光車』板

ア. 観光ルート別運賃を適用する場合は、観光ルート別運賃を適用する時間中、観光車板を掲出しなければならない。

イ. 観光車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 観光車板を掲出した時は、掲出した時刻及び観光ルート名を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 観光車板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(6) 『配車回送』板

ア. 計画配車の為に空車で回送する場合は、配車回送板を掲出しなければならない。

イ. 配車回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 迎車板は、車両に備え付けなければならない。

エ. 迎車板の裏面には、少なくともア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(4) 『貸切車』板

ア. 時間制運賃を適用する場合であって、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、貸切車板を掲出しなければならない。

イ. 貸切車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 貸切車板の裏面には、少なくとも上記ア. 及びイ. の事項を記載しなければならない。

(5) 『観光車』板

ア. 観光ルート別運賃を適用する場合は、観光ルート別運賃を適用する時間中、観光車板を掲出しなければならない。

イ. 観光車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 観光車板を掲出した時は、掲出した時刻及び観光ルート名を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 観光車板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(6) 『配車回送』板

ア. 計画配車(義務配車等)の為に、空車で回送する場合は、配車回送板を掲出しなければならない。

イ. 配車回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 配車回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は配車回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 配車回送板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(7) 『救援』板

ア. 救援事業を行う場合は、その時間中、救援板を掲出しなければならない。

イ. 救援板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 救援板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 救援板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(8) 『定額』板

ア. 定額運賃を適用する場合であって、旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、定額板を掲出しなければならない。

イ. 定額板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 定額板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 定額板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

ウ. 配車回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は配車回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 配車回送板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(7) 『救援』板

ア. 救援事業を行う場合は、その時間中、救援板を掲出しなければならない。

イ. 救援板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 救援板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 救援板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

(8) 『定額』板

ア. 定額運賃を適用する場合であって旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、定額板を掲出しなければならない。

イ. 定額板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 定額板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

エ. 定額板の裏面には、少なくとも上記ア. からウ. までの事項を記載しなければならない。

改正案	現行
<p>IV ハイヤー（<u>タクシー業務適正化特別措置法の指定地域</u>に限る）</p> <p>1. 車外表示事項 車両の両前扉外側中央部には、事業者の氏名又は名称若しくは記号を表示する。</p> <p>2. 車内表示又は掲示事項 車両の内部には、次により表示又は掲示する。</p> <p>（1）事業者の氏名又は名称、運転者の氏名及び自動車登録番号を、<u>別添</u>〔第3号様式〕により旅客の見やすい位置に掲示する。</p>	<p>IV ハイヤー（<u>特別区・武三交通圏</u>に限る）</p> <p>1. 車外表示事項 車両の両前扉外側中央部には、事業者の氏名又は名称若しくは記号を表示する。</p> <p>2. 車内表示又は掲示事項 車両の内部には、次により表示又は掲示する。</p> <p>（1）事業者の氏名又は名称、運転者の氏名及び自動車登録番号を、<u>別紙</u>〔第3号様式〕により旅客の見やすい位置に掲示する。</p>

改正案	現行
<p>V 寝台車</p> <p>1. 車外表示事項 車両の両前扉外側中央部には、事業者の氏名又は名称若しくは記号を表示する。 <u>業務の範囲を限定するものにあつては「限定」を表示する。</u></p> <p>2. 車内表示又は掲示事項 車両の内部には、次により表示又は掲示する。</p> <p>(1) 事業者の氏名又は名称、運転者の氏名及び自動車登録番号を、<u>別添</u>〔第4号様式〕により旅客の見やすい位置に掲示する。</p>	<p>V 寝台車</p> <p>1. 車外表示事項 車両の両前扉外側中央部には、事業者の氏名又は名称若しくは記号を表示する。</p> <p>2. 車内表示又は掲示事項 車両の内部には、次により表示又は掲示する。</p> <p>(1) 事業者の氏名又は名称、運転者の氏名及び自動車登録番号を、<u>別紙</u>〔第4号様式〕により旅客の見やすい位置に掲示する。</p>

改正案	現行
<p>VI 患者等輸送車</p> <p>業務の範囲を限定されていない事業者の保有する車椅子移動車等で、運送の引受けが営業所以外でも行われる車両にあっては、Ⅱ. 法人タクシー（1人1車制個人タクシー以外のもの）の表示とすること。</p> <p>1. 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットは、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットの表示が確認できる位置に装着する。 ただし、運賃メーター器によらない運賃の收受を行う場合を除く。</p> <p>2. 車外表示事項 車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を、別表（5）〔患者等輸送車の表示方法〕の例により表示する。</p> <p>（1）事業者の氏名又は名称若しくは記号（通称名等を含む）</p> <p>（2）『限定（民間患者等輸送車）』又は『限定（福祉）』 業務の範囲を限定されていない事業者にあっては『民間患者等輸送車』又は『福祉』</p> <p>3. 車内表示又は掲示事項等 車両の内部には、次により表示又は掲示する。 なお、下記（1）及び（2）については、別添〔第4号様式〕により旅客の見やすい位置に掲示する。</p> <p>（1）事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号</p> <p>（2）運転者及び補助者等乗務員の氏名</p>	<p>VI 患者等輸送車</p> <p>業務の範囲を限定されていない事業者の保有する車椅子移動車等で、運送の引受けが営業所以外でも行われる車両にあってはⅡ. 法人タクシー（1人1車制個人タクシー以外のもの）の表示とすること。</p> <p>1. 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットは、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットの表示が確認できる位置に装着する。 ただし、運賃メーター器によらない運賃の收受を行う場合を除く。</p> <p>2. 車外表示事項 車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表（5）〔患者等輸送車の表示方法〕の例により表示する。</p> <p>（1）事業者の氏名又は名称若しくは記号（通称名等を含む）</p> <p>（2）『限定（民間患者等輸送車）』又は『限定（福祉）』 業務の範囲を限定されていない事業者にあっては『民間患者等輸送車』又は『福祉』</p> <p>3. 車内表示又は掲示事項等 車両の内部には、次により表示又は掲示する。 なお、下記（1）及び（2）については別紙〔第4号様式〕により旅客の見やすい位置に掲示する。</p> <p>（1）事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号</p> <p>（2）運転者及び補助者等乗務員の氏名</p>

(3) 運賃割増

黄色地に赤色の文字で、深夜早朝に**お**ける運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に、内部に向けて表示する。

ただし、割増運賃を適用しない場合を除く。

(4) 運賃料金の内容

日本工業規格 A 列 6 番以上の用紙に横書きで記載し、前席後方部分の旅客から見やすい位置に掲示する。

(3) 運賃割増

黄色地に赤色の文字で、深夜早朝に**於**ける運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に、内部に向けて表示する。

ただし、割増運賃を適用しない場合を除く。

(4) 運賃料金の内容

日本工業規格 A 列 6 番以上の用紙に横書きで記載し、前席後方部分の旅客から見やすい位置に掲示する。

改正案	現 行												
<p>附則（平成元年7月21日付け東陸旅第2648号、東陸整第394号による改定）</p> <p>1 本改定は、平成元年8月1日から適用する。</p> <p>2 昭和63年6月13日付け東陸旅第2048号、東陸整第288号の通達は、平成元年7月31日で廃止する。</p> <p>附則（平成2年7月2日付け東陸旅第2206号、東陸整第356号による一部改定）</p> <p>本改定は、平成2年7月2日から適用する。</p> <p>但し、平成2年8月31日までは、従前の取り扱いによることができることとする。</p> <p>附則（平成4年5月12日付け東陸旅第1463号、東陸整第293号による一部改定）</p> <p>1 本改定は、平成4年5月26日から適用する。</p> <p>2 車内表示装置のうち③『無線予約』表示が、運賃メーター器と連動して作動する構造の装置を、新運賃の実施日までに装着できないときは、装着するまでの間、下記の『無線予約』板を別表（2）[法人タクシーの表示方法]、別表（3）[個人タクシーの表示方法]、の③の位置に掲出することとする。</p> <p>なお、『無線予約』板の使用期間は、平成4年7月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">無線予約</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">15cm以上</td> <td style="width: 75%;">(1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">22cm以上</td> <td></td> <td>(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。</td> </tr> </table> <p>附則（平成7年3月8日付け東陸旅第800号、東陸整第136号による一部改正）</p> <p>本改定は、平成7年3月18日から適用する。</p> <p>附則（平成8年2月28日付け東陸旅第338号、東陸整第85号による一部改正）</p> <p>本改定は、平成8年3月1日から適用する。</p>	無線予約	15cm以上	(1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。	22cm以上		(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。	<p>附則（平成元年7月21日付け東陸旅第2648号、東陸整第394号による改定）</p> <p>1 本改定は、平成元年8月1日から適用する。</p> <p>2 昭和63年6月13日付け東陸旅第2048号、東陸整第288号の通達は、平成元年7月31日で廃止する。</p> <p>附則（平成2年7月2日付け東陸旅第2206号、東陸整第356号による一部改定）</p> <p>本改定は、平成2年7月2日から適用する。</p> <p>但し、平成2年8月31日までは、従前の取り扱いによることができることとする。</p> <p>附則（平成4年5月12日付け東陸旅第1463号、東陸整第293号による一部改定）</p> <p>1 本改定は、平成4年5月26日から適用する。</p> <p>2 車内表示装置のうち③『無線予約』表示が、運賃メーター器と連動して作動する構造の装置を、新運賃の実施日までに装着できないときは、装着するまでの間、下記の『無線予約』板を別表（2）[法人タクシーの表示方法]、別表（3）[個人タクシーの表示方法]、の③の位置に掲出することとする。</p> <p>なお、『無線予約』板の使用期間は、平成4年7月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">無線予約</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">15cm以上</td> <td style="width: 75%;">(1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">22cm以上</td> <td></td> <td>(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。</td> </tr> </table> <p>附則（平成7年3月8日付け東陸旅第800号、東陸整第136号による一部改正）</p> <p>本改定は、平成7年3月18日から適用する。</p> <p>附則（平成8年2月28日付け東陸旅第338号、東陸整第85号による一部改正）</p> <p>本改定は、平成8年3月1日から適用する。</p>	無線予約	15cm以上	(1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。	22cm以上		(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。
無線予約	15cm以上	(1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。											
22cm以上		(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。											
無線予約	15cm以上	(1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。											
22cm以上		(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。											

附則（平成9年3月10日付け東陸旅第484号、東陸整第135号による一部改正）

1. 本改定は、平成9年4月1日から適用する。
2. II. 4.（6）及びIII. 4.（6）の表示の取扱いについては、平成9年3月31日以前の運賃・料金を適用している者は次回運賃・料金改定時まで、従前の例によることができることとする。

附則（平成10年1月30日付け東陸旅第158号、東陸整第56-2号、東陸検第22-2号による一部改正）

本改定は、平成10年2月1日から適用する。

附則（平成12年7月25日付け東陸旅第1744号、東陸整第578号、東陸検第184号による一部改正）

本改定は、平成12年8月1日から適用する。

附則（平成12年12月25日付け東陸旅第2999号、東陸整第1007号、東陸検第360号による一部改正）

1. 本改定は、平成13年1月1日から適用する。
2. II 法人タクシー（1人1車制個人タクシー以外のもの）の表示等及びIII 個人タクシー（1人1車制個人タクシーをいう）の表示等の2. 車内表示装置（2）表示事項のうちの④『迎車』については、運賃及び料金の認可時において別途指示があった場合は、表示装置によらず表示板によることができる。

なお、この場合、表示板の規格及び使用方法是次のとおりとし、掲出する位置は、別表（2）「法人タクシーの表示方法」の⑭及び別表（3）「個人タクシーの表示方法」の⑭による。

<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: 2em; font-weight: bold;">迎 車</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">22cm以上</div>	15cm以上	<p>注</p> <p>(1) 文字は白色とし、地は紺色とする。</p> <p>(2) 文字の寸法は縦横4cm以上とする。</p>
『迎車板』		

附則（平成9年3月10日付け東陸旅第484号、東陸整第135号による一部改正）

1. 本改定は、平成9年4月1日から適用する。
2. II. 4.（6）及びIII. 4.（6）の表示の取扱いについては、平成9年3月31日以前の運賃・料金を適用している者は次回運賃・料金改定時まで、従前の例によることができることとする。

附則（平成10年1月30日付け東陸旅第158号、東陸整第56-2号、東陸検第22-2号による一部改正）

本改定は、平成10年2月1日から適用する。

附則（平成12年7月25日付け東陸旅第1744号、東陸整第578号、東陸検第184号による一部改正）

本改定は、平成12年8月1日から適用する。

附則（平成12年12月25日付け東陸旅第2999号、東陸整第1007号、東陸検第360号による一部改正）

1. 本改定は、平成13年1月1日から適用する。
2. II 法人タクシー（1人1車制個人タクシー以外のもの）の表示等及びIII 個人タクシー（1人1車制個人タクシーをいう）の表示等の2. 車内表示装置（2）表示事項のうちの④『迎車』については、運賃及び料金の認可時において別途指示があった場合は、表示装置によらず表示板によることができる。

なお、この場合、表示板の規格及び使用方法是次のとおりとし、掲出する位置は、別表（2）「法人タクシーの表示方法」の⑭及び別表（3）「個人タクシーの表示方法」の⑭による。

<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: 2em; font-weight: bold;">迎 車</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">22cm以上</div>	15cm以上	<p>注</p> <p>(1) 文字は白色とし、地は紺色とする。</p> <p>(2) 文字の寸法は縦横4cm以上とする。</p>
『迎車板』		

H19.11/30一部改正

- ア. 旅客の申込みを受けて迎車回送する場合は迎車板を掲出しなければならない。
- イ. 迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。
- ウ. 迎車板は、全車両に備え付けておかなければならない。
- エ. 迎車板の裏面には、少なくとも上記ア. 及びイ. までの事項を記載しなければならない。

附則（平成15年7月25日付け東運輸第1417号、東運監第260号、東運整第438号による一部改正）

本改定は、平成15年8月1日から適用する。

附則（平成16年8月31日付け東運輸第1773号、東運監第268号による一部改正）

本改定は、平成16年9月1日から適用する。

附則（平成19年7月20日付け東運輸第1418号、東運監第1096号による一部改正）

本改定は、平成19年8月1日から適用する。

附則（平成19年9月28日付け東運輸第2316号による一部改正）

1. 本改定は、平成19年10月1日から適用する。
2. II. 3. (5) 及びIII. 3. (5) の表示の取扱いについては、既に交通圏において概ね九割以上の禁煙車両が導入され、禁煙車表示灯の省略を実施している事業者を除き、平成19年10月1日以降に禁煙車両として使用する車両から適用することとし、同日より前に禁煙車両として使用している車両については、なお従前の例によることができることとする。

附則（平成19年11月30日付け東運輸第3122号による一部改正）

1 本改定は、平成19年12月3日から適用する。

2 II. 4. (1) 及びIII. 4. (1) については、平成20年3月31日まで従前の取扱いによることができることとする。

- ア. 旅客の申込みを受けて迎車回送する場合は迎車板を掲出しなければならない。
- イ. 迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。
- ウ. 迎車板は、全車両に備え付けておかなければならない。
- エ. 迎車板の裏面には、少なくとも上記ア. 及びイ. までの事項を記載しなければならない。

附則（平成15年7月25日付け東運輸第1417号、東運監第260号、東運整第438号による一部改正）

本改定は、平成15年8月1日から適用する。

附則（平成16年8月31日付け東運輸第1773号、東運監第268号による一部改正）

本改定は、平成16年9月1日から適用する。

附則（平成19年7月20日付け東運輸第1418号、東運監第1096号による一部改正）

本改定は、平成19年8月1日から適用する。

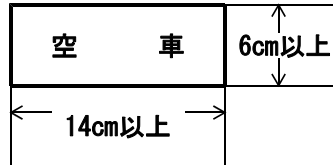
附則（平成19年9月28日付け東運輸第2316号による一部改正）

1. 本改定は、平成19年10月1日から適用する。
2. II. 3. (5) 及びIII. 3. (5) の表示の取扱いについては、既に交通圏において概ね九割以上の禁煙車両が導入され、禁煙車表示灯の省略を実施している事業者を除き、平成19年10月1日以降に禁煙車両として使用する車両から適用することとし、同日より前に禁煙車両として使用している車両については、なお従前の例によることができることとする。

改正案

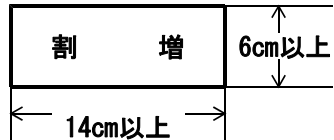
別表(1) [表示装置]

第1 (車外向け表示)



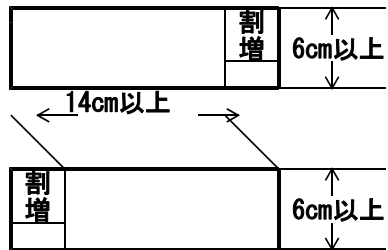
- 注
 (1) 白地に赤文字又は赤地に白文字とする。
 なお、LED (「発光ダイオードによる表示方式」以下同じ。) にあつては、赤文字空車又は、抜き文字空車とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第2 (車外向け表示)



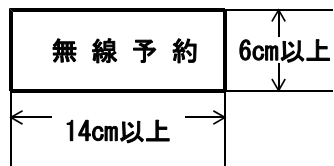
- 注
 (1) 白地に緑文字又は緑地に白文字とする。
 なお、LED表示にあつては、緑色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第2の2 (車内向け表示)



- 注
 (1) 文字は白色とし、地は緑色とする。
 なお、LED表示にあつては、文字は緑色とし、地は白色とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横1cm以上とする。

第3 (車外向け表示)

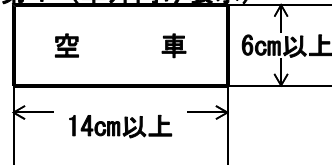


- 注
 (1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦4cm以上、横3cm以上とする。

現行

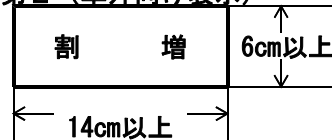
別表(1) [表示装置]

第1 (車外向け表示)



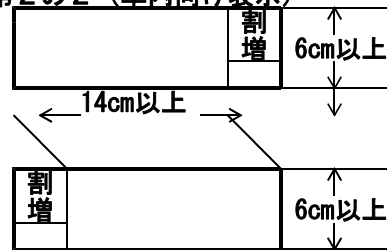
- 注
 (1) 白地に赤文字又は赤地に白文字とする。
 なお、LED (「発光ダイオードによる表示方式」以下同じ。) にあつては、赤文字空車又は、抜き文字空車とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第2 (車外向け表示)



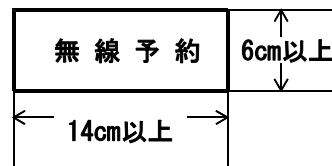
- 注
 (1) 白地に緑文字又は緑地に白文字とする。
 なお、LED表示にあつては、緑色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第2の2 (車内向け表示)



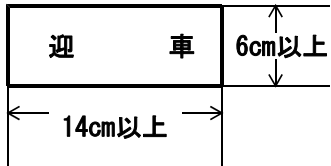
- 注
 (1) 文字は白色とし、地は緑色とする。
 なお、LED表示にあつては、文字は緑色とし、地は白色とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横1cm以上とする。

第3 (車外向け表示)



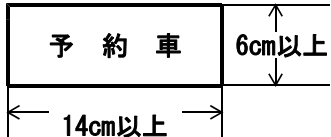
- 注
 (1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦4cm以上、横3cm以上とする。

第4 (車外向け表示)



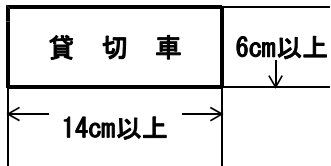
- 注
 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
 但し、ダッシュボード上部の表示装置に表示するときは、文字は黄色とすることができる。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第5 (車外向け表示)



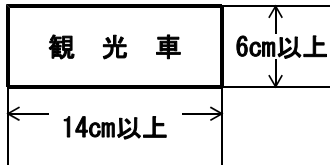
- 注
 (1) 文字は紺色とし、地は白色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第6 (車外向け表示)



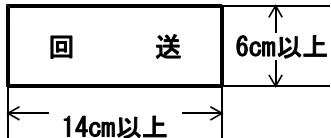
- 注
 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第7 (車外向け表示)



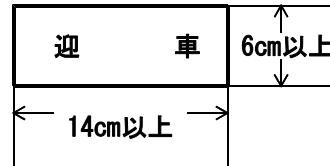
- 注
 (1) 文字は白色とし、地は緑色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第8 (車外向け表示)



- 注
 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第4 (車外向け表示)



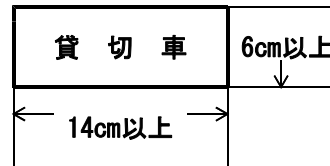
- 注
 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
 但し、ダッシュボード上部の表示装置に表示するときは、文字は黄色とすることができる。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第5 (車外向け表示)



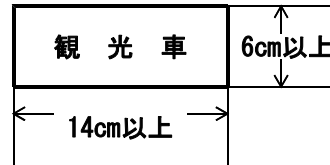
- 注
 (1) 文字は紺色とし、地は白色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第6 (車外向け表示)



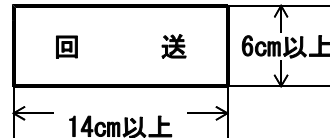
- 注
 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第7 (車外向け表示)



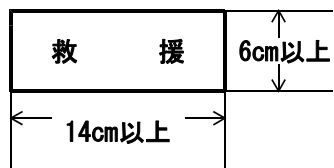
- 注
 (1) 文字は白色とし、地は緑色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第8 (車外向け表示)



- 注
 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

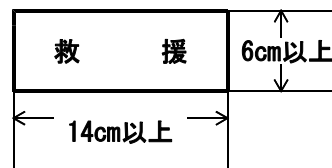
第9 (車外向け表示)



削除

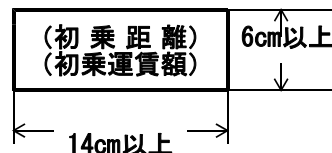
- 注
 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第9 (車外向け表示)



- 注
 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第10 (車外向け表示)

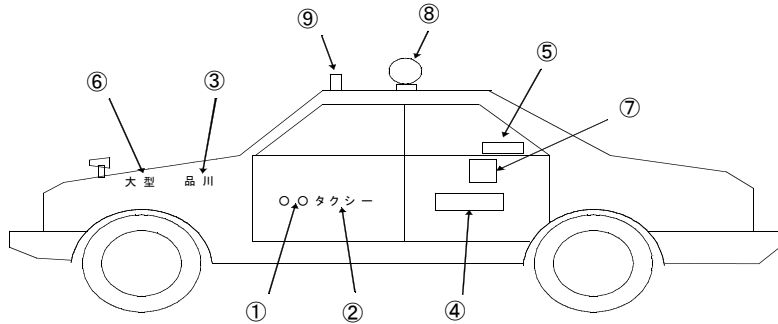


- 注
 (1) 当該車両に適用する運賃の初乗距離及び初乗運賃額
 (2) 文字の色、文字の寸法等は、道路運送車両法に抵触しないこととする。

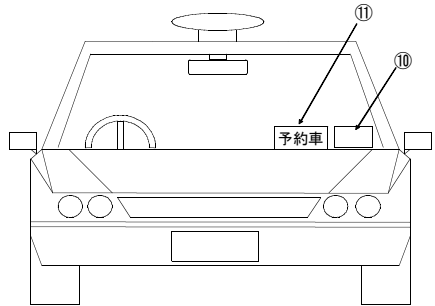
改正案

別表（２）〔法人タクシーの表示方法〕

横



前の 1



- ①事業者の氏名又は名称
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③所属営業所の所在地名の略称
- ④車両整理番号

削除

- ⑤「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑥「大型」又は「特定大型」
- ⑦禁煙マーク（ロゴマーク）
- ⑧表示灯

⑨大型車表示灯、特定大型車表示灯又は禁煙車表示灯

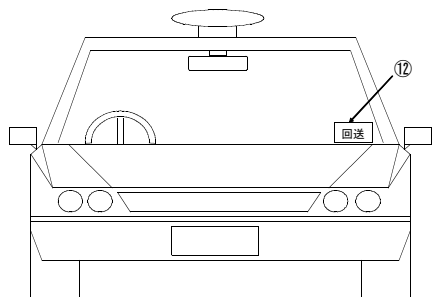
- ⑩「空車」、「割増」、「無線予約」、「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」

削除

- ⑪「予約車」板
- ⑫「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板「定額」板

削除

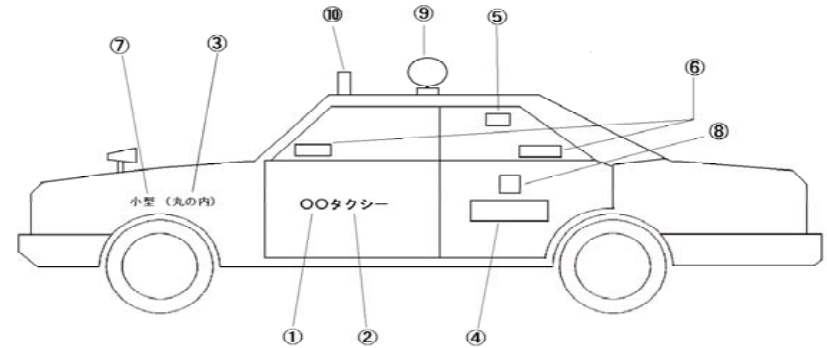
前の 2



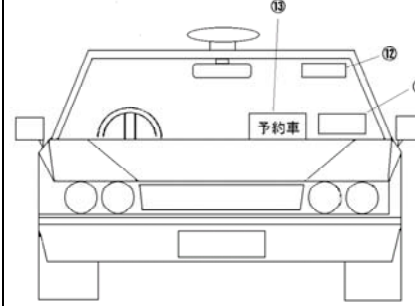
現行

別表（２）〔法人タクシーの表示方法〕

横



前の 1



- ①事業者の氏名又は名称
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③所属営業所の所在地名の略称
- ④車両整理番号

⑤帰庫時間

- ⑥「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑦「小型」又は「大型」
- ⑧禁煙マーク
- ⑨表示灯

⑩小型車表示灯、大型車表示灯又は禁煙車表示灯

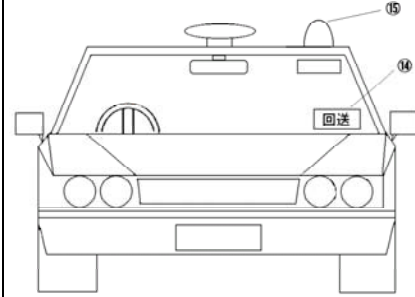
- ⑪「空車」、「割増」、「無線予約」、「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」

⑫「（初乗距離）・（初乗運賃額）」又は「迎車」

- ⑬「予約車」板
- ⑭「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板「定額」板

⑮初乗運賃表示灯

前の 2



注 (1) 事業者の氏名又は名称、「タクシー」又は「TAXI」、所属営業所の所在地名の略称、車両整理番号及び**大型又は特定大型**の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。

文字の大きさは、車両整理番号及び禁煙マーク（ロゴマーク）を除き縦横50ミリメートル以上とし、車両整理番号の表示は、下記の表示例1による。

(2) ⑤の初乗運賃等の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。文字は赤色、地は無色とする。

削除

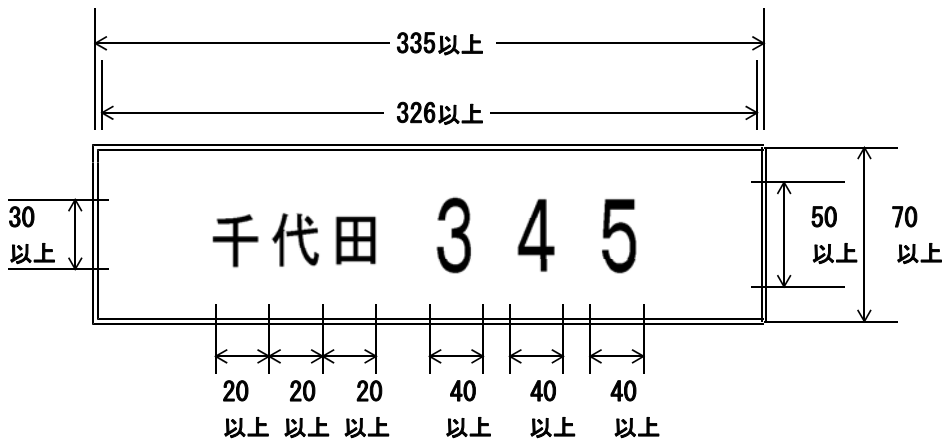
(3) 表示灯は自動車の前後から、**大型車表示灯、特定大型車表示灯**及び禁煙車表示灯は自動車の前方から、見やすいように装着することとし、旅客が明瞭に識別できるものとする。

(4) 禁煙マーク（ロゴマーク）の表示は、下記の表示例2による。たばこ及びその煙は黒色を原則とし、たばこの火は赤色を原則とし、地は白色を原則とし、円形及び斜線は赤色とし、旅客が明瞭に識別できるものとする。

(5) 表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさは、下記の表示例3によるものとし、それ以外の禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさは、下記の表示例4の①及び表示例4の②による。

(6) **運賃割増は、下記の表示例5による。文字は赤色、地は黄色とする。**

[表示例1]



注 寸法の単位は、ミリメートルとする。

注 (1) 事業者の氏名又は名称、「タクシー」又は「TAXI」、所属営業所の所在地名の略称、車両整理番号及び**小型又は大型**の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。

文字の大きさは、車両整理番号及び禁煙車マークを除き縦横50ミリメートル以上とし、車両整理番号の表示は下記の表示例1による。

(2) ⑥の初乗運賃等の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。文字は赤色、地は無色とする。

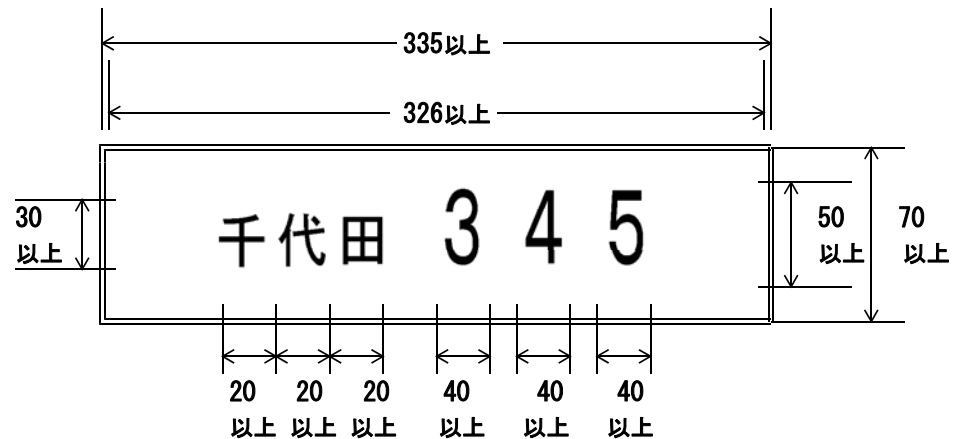
(3) **帰庫時間の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。**

(4) 表示灯は自動車の前後から、**小型車表示灯、大型車表示灯、初乗運賃表示灯**及び禁煙車表示灯は自動車の前方から、見やすいように装着することとし、旅客が明瞭に識別できるものとする。

(5) 禁煙マーク（ロゴマーク）の表示は、下記の表示例2による。たばこ及びその煙は黒色を原則とし、たばこの火は赤色を原則とし、地は白色を原則とし、円形及び斜線は赤色とし、旅客が明瞭に識別できるものとする。

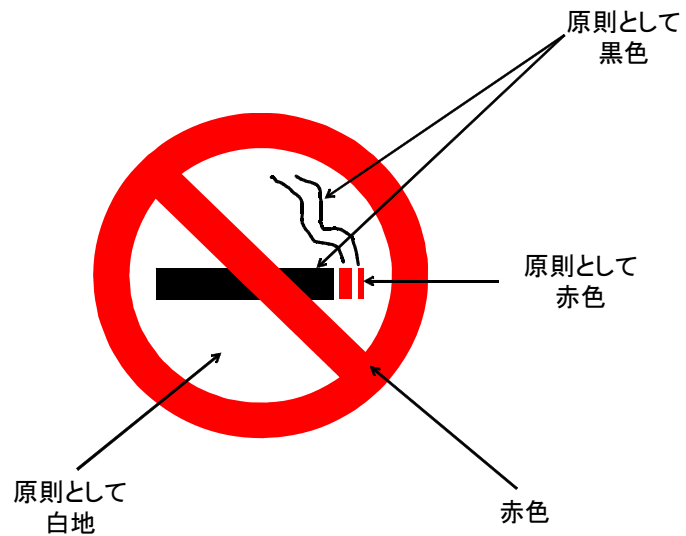
(6) 表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさは、下記の表示例3によるものとし、それ以外の禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさは、下記の表示例4の①及び表示例4の②による。

[表示例1]

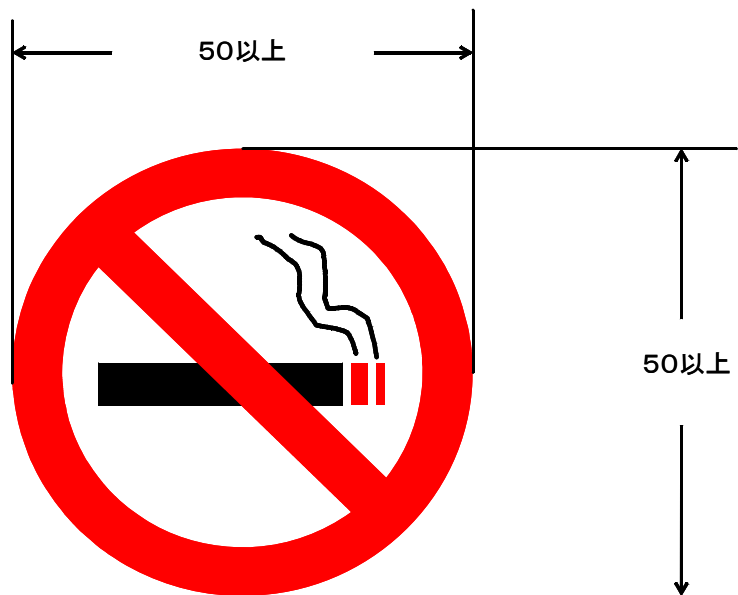


注 寸法の単位は、ミリメートルとする。

【表示例2】（禁煙マーク（ロゴマーク）の表示）

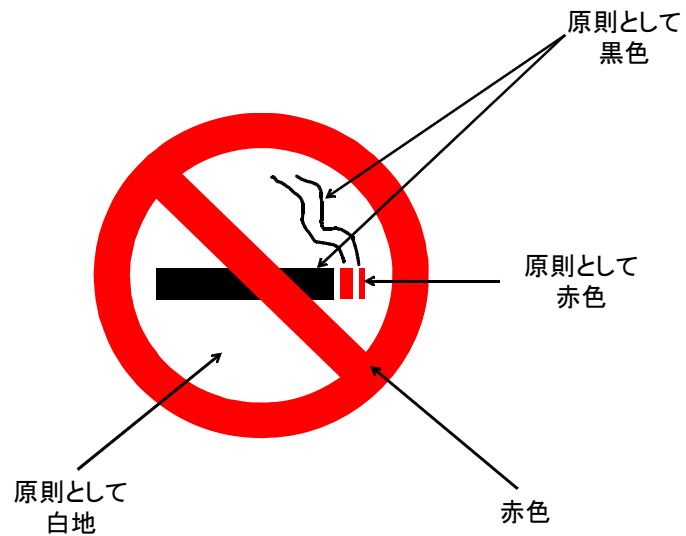


【表示例3】（表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさ）

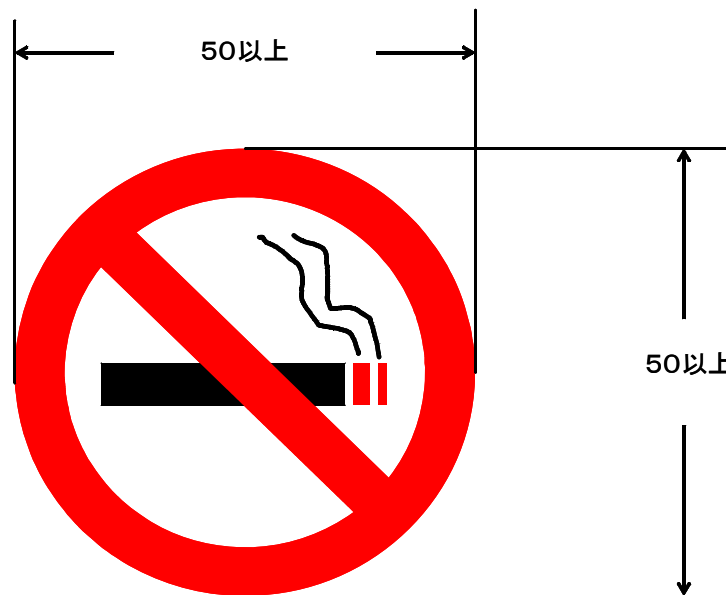


注 単位は、ミリメートルとする

【表示例2】（禁煙マーク（ロゴマーク）の表示）

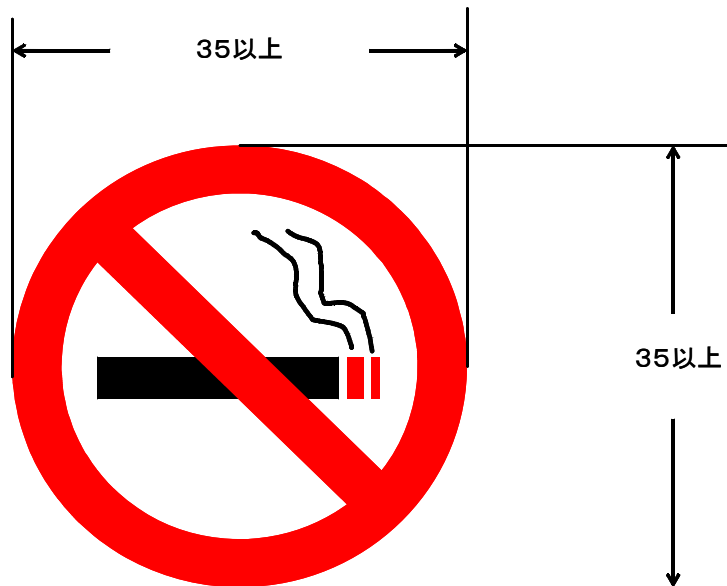


【表示例3】（表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさ）



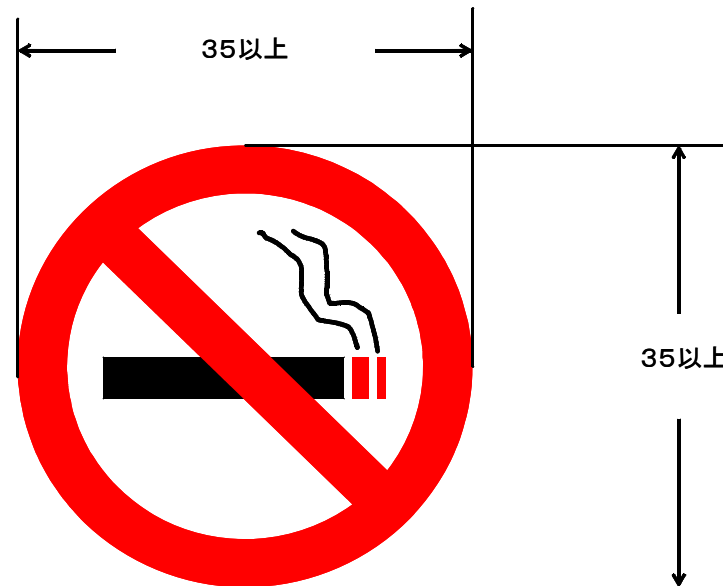
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の①] (車内向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



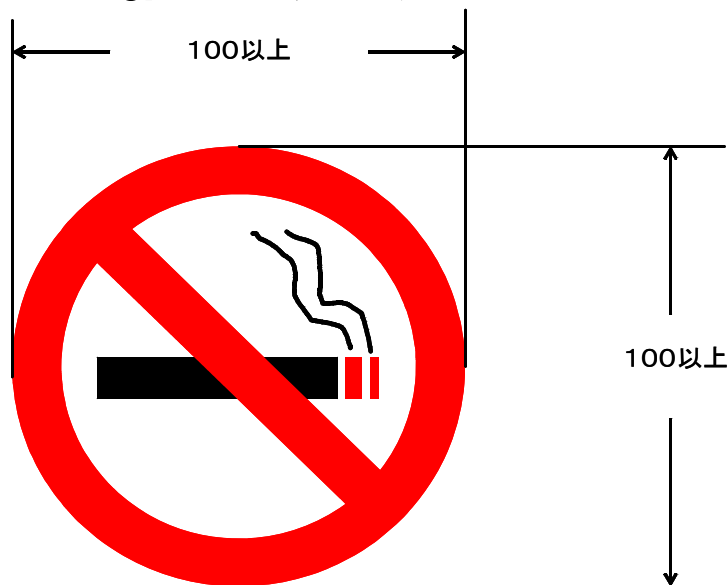
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の①] (車内向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



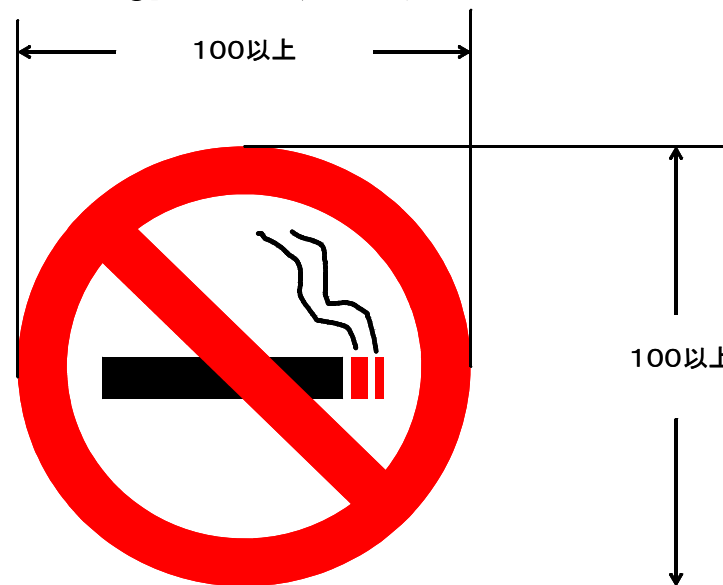
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の②] (車外向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の②] (車外向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



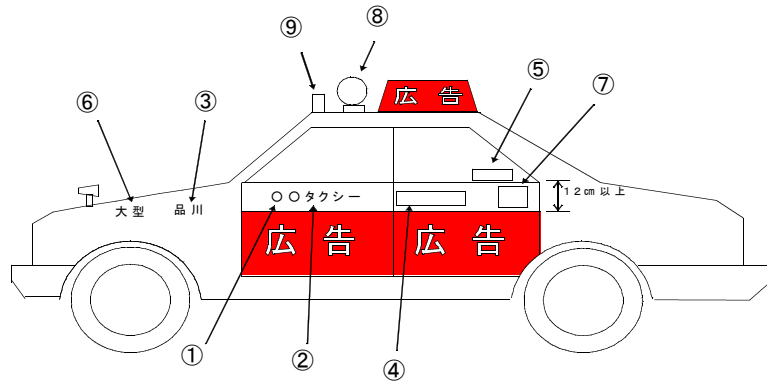
注 単位は、ミリメートルとする

深夜早朝〇割増
〇〇時から〇時まで

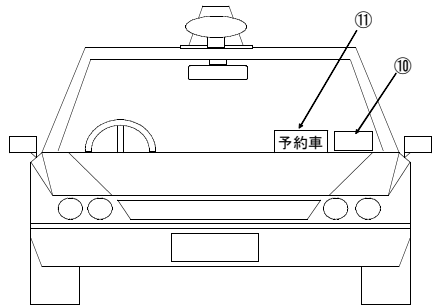
改正案

別表（２）の２〔広告物を表示する場合の法人タクシーの表示方法〕

横

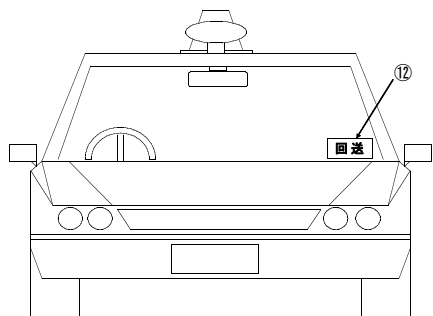


前の１



- ①事業者の氏名又は名称
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③所属営業所の所在地名の略称
- ④車両整理番号
- 削除**
- ⑤「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑥「大型」又は「特定大型」
- ⑦禁煙マーク（ロゴマーク）
- ⑧表示灯
- ⑨大型車表示灯、特定大型車又は禁煙車表示灯

前の２

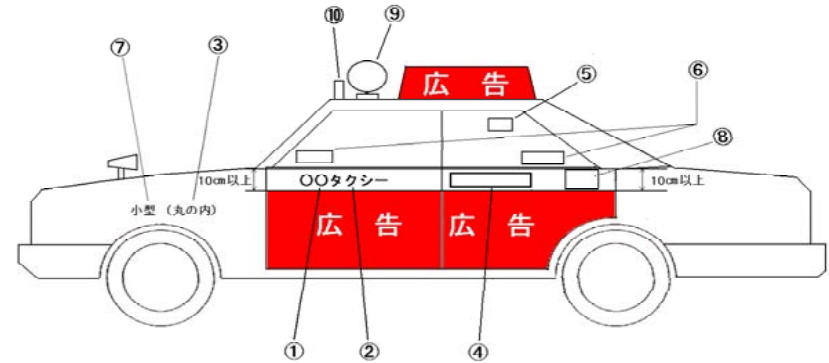


- ⑩「空車」、「割増」、「無線予約」、「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」
- 削除**
- ⑪「予約車」板
- ⑫「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板「定額」板
- 削除**

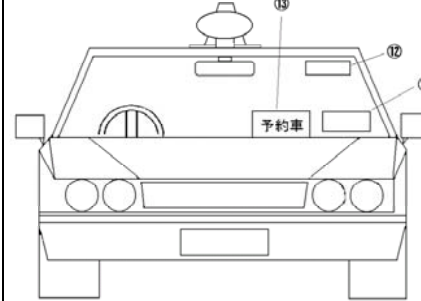
現行

別表（２）の２〔広告物を表示する場合の法人タクシーの表示方法〕

横

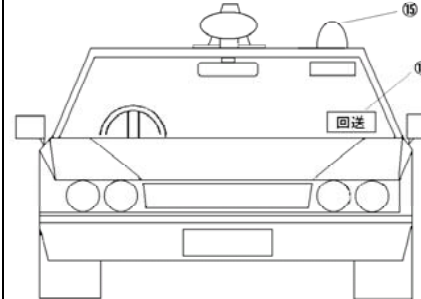


前の１



- ①事業者の氏名又は名称
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③所属営業所の所在地名の略称
- ④車両整理番号
- ⑤帰庫時間
- ⑥「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑦「小型」又は「大型」
- ⑧禁煙車マーク
- ⑨表示灯
- ⑩小型車表示灯、大型車表示灯又は禁煙車表示灯

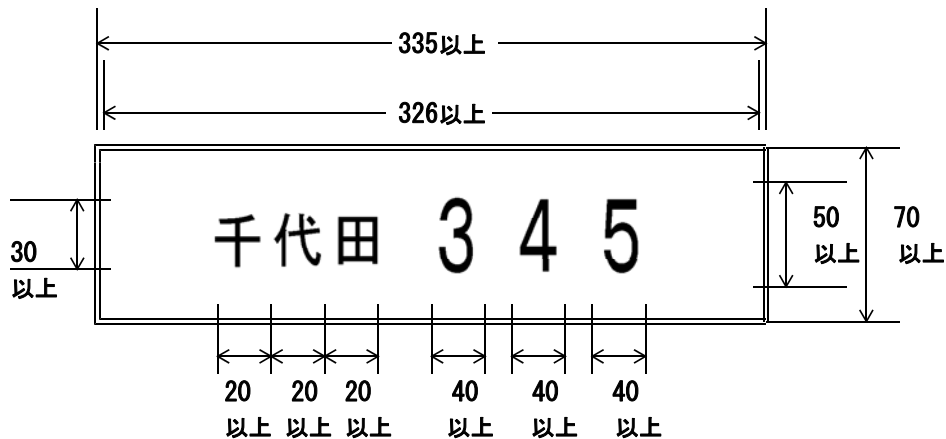
前の２



- ⑪「空車」、「割増」、「無線予約」、「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」
- ⑫「（初乗距離）・（初乗運賃額）」又は「迎車」
- ⑬「予約車」板
- ⑭「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板「定額」板
- ⑮初乗運賃表示灯

- 注 (1) 事業者の氏名又は名称、「タクシー」又は「TAXI」、所属営業所の所在地名の略称、車両整理番号及び**大型又は特定大型**の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
 文字の大きさは、車両整理番号及び禁煙マーク（ロゴマーク）を除き縦横50ミリメートル以上とし、車両整理番号の表示は、下記の表示例1による。
- (2) ⑤の初乗運賃等の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。文字は赤色、地は無色とする。
- 削除**
- (3) 表示灯は自動車の前後から、**大型車表示灯、特定大型車表示灯**及び禁煙車表示灯は自動車の前方から、見やすいように装着することとし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (4) 禁煙マーク（ロゴマーク）の表示は、下記の表示例2による。たばこ及びその煙は黒色を原則とし、たばこの火は赤色を原則とし、地は白色を原則とし、円形及び斜線は赤色とし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (5) 表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさは、下記の表示例3によるものとし、それ以外の禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさは、下記の表示例4の①及び表示例4の②による。
- (6) **運賃割増は、下記の表示例5による。文字は赤色、地は黄色とする。**

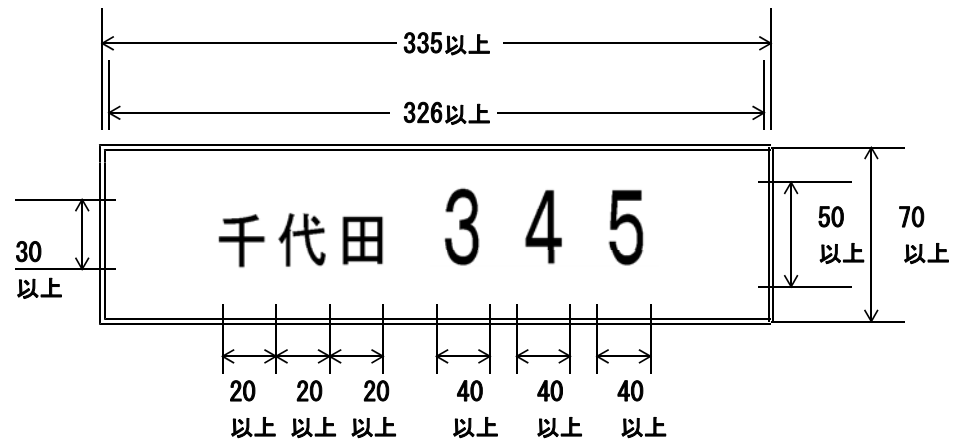
[表示例1]



注 寸法の単位は、ミリメートルとする。

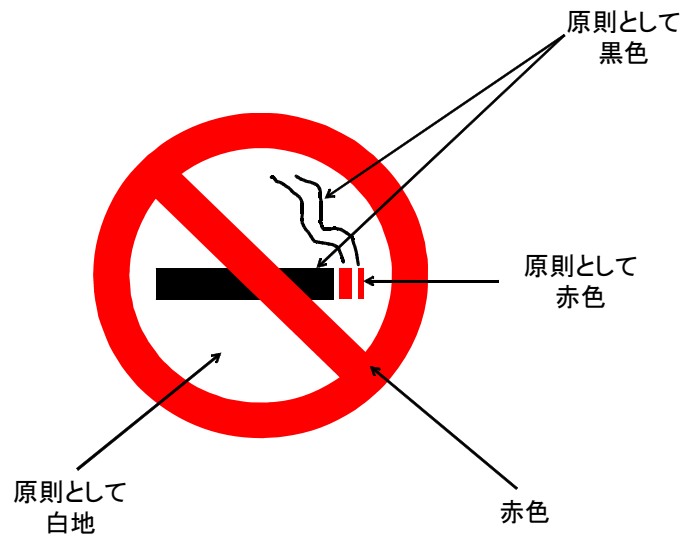
- 注 (1) 事業者の氏名又は名称、「タクシー」又は「TAXI」、所属営業所の所在地名の略称、車両整理番号及び**小型又は大型**の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
 文字の大きさは、車両整理番号及び禁煙車マークを除き縦横50ミリメートル以上とし、車両整理番号の表示は下記の表示例1による。
- (2) ⑥の初乗運賃等の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。文字は赤色、地は無色とする。
- (3) **帰庫時間の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。**
- (4) 表示灯は自動車の前後から、**小型車表示灯、大型車表示灯、初乗運賃表示灯**及び禁煙車表示灯は自動車の前方から、見やすいように装着することとし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (5) 禁煙マーク（ロゴマーク）の表示は、下記の表示例2による。たばこ及びその煙は黒色を原則とし、たばこの火は赤色を原則とし、地は白色を原則とし、円形及び斜線は赤色とし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (6) 表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさは、下記の表示例3によるものとし、それ以外の禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさは、下記の表示例4の①及び表示例4の②による。

[表示例1]

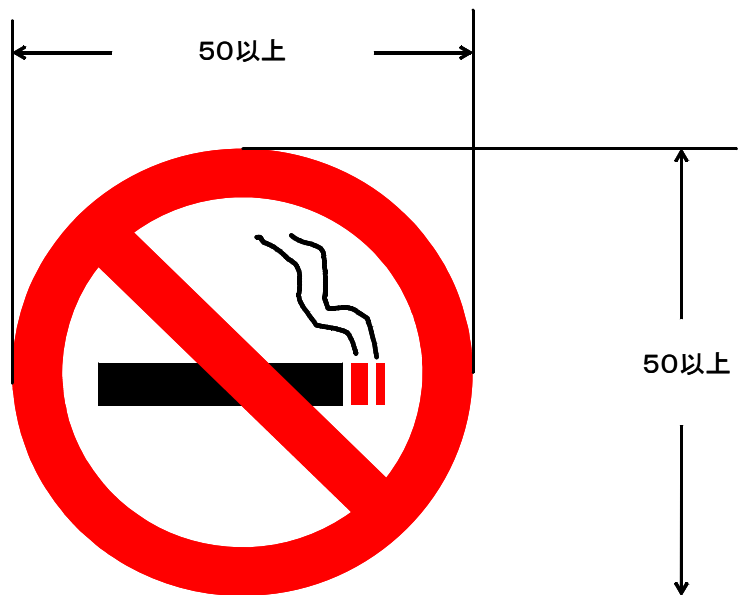


注 寸法の単位は、ミリメートルとする。

[表示例2] (禁煙マーク (ロゴマーク) の表示)

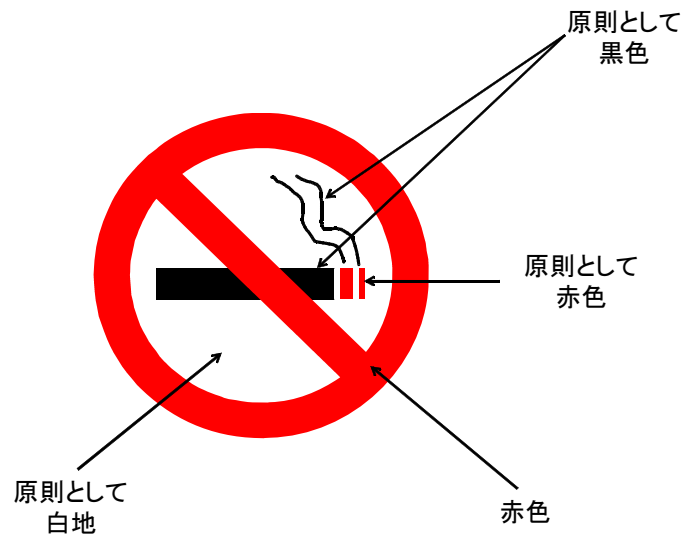


[表示例3] (表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)

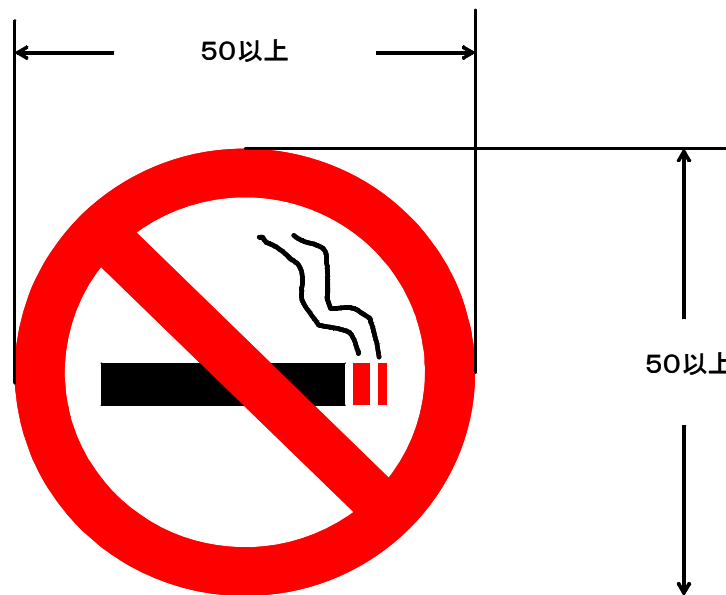


注 単位は、ミリメートルとする

[表示例2] (禁煙マーク (ロゴマーク) の表示)

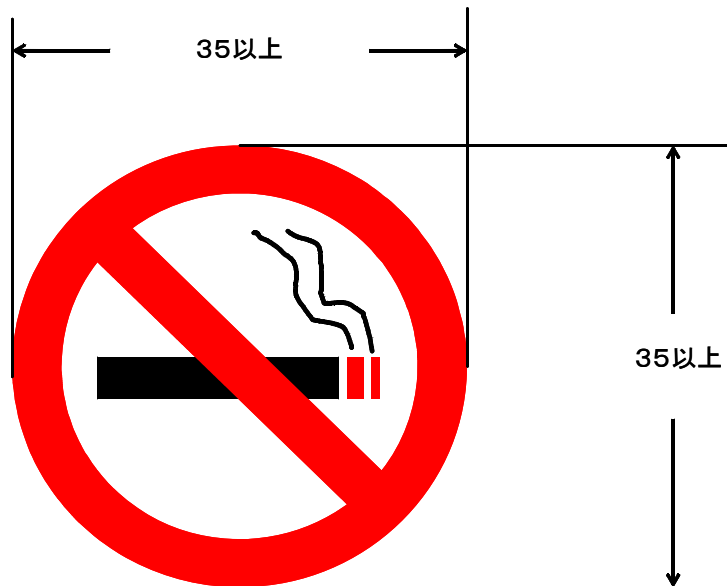


[表示例3] (表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



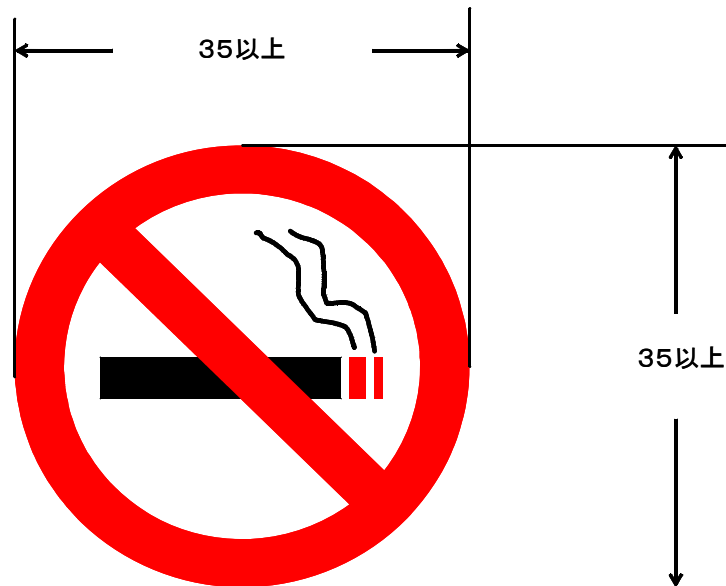
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の①] (車内向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



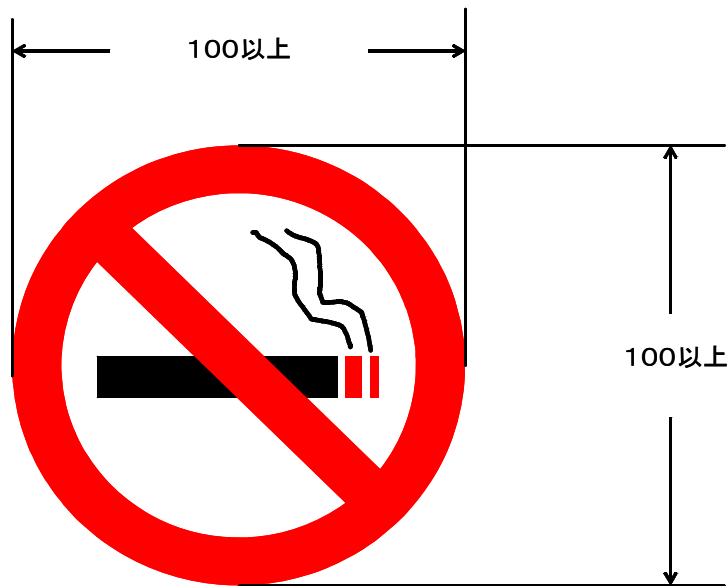
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の①] (車内向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



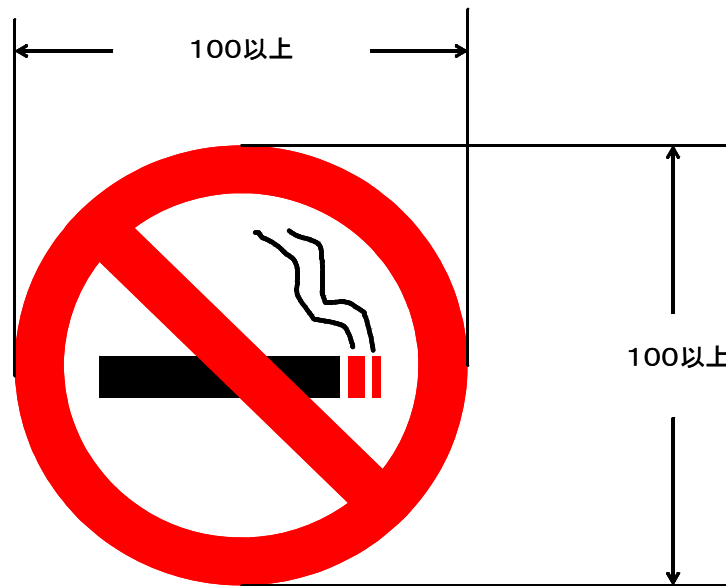
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の②] (車外向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の②] (車外向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



注 単位は、ミリメートルとする

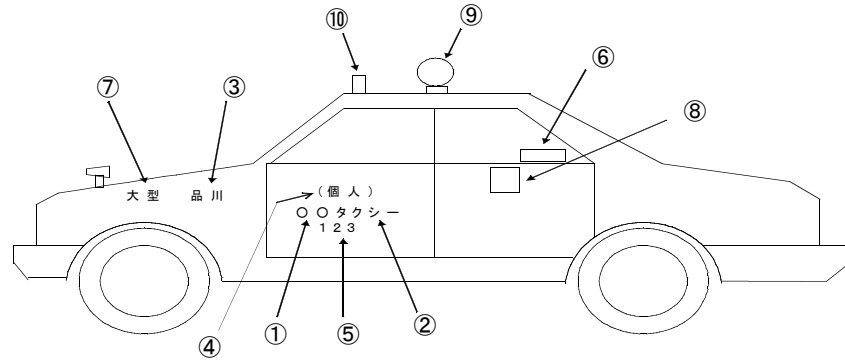
【様式例5】

深夜早朝○割増
○○時から○時まで

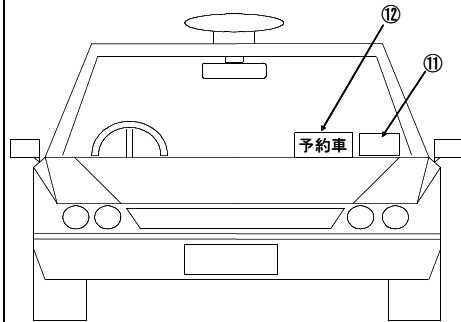
改正案

別表(3) [個人タクシーの表示方法]

横

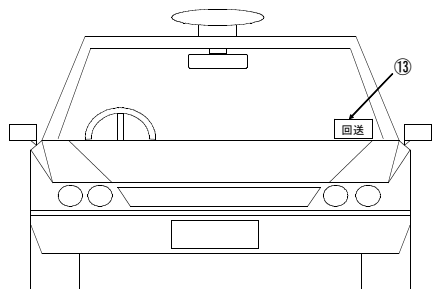


前の1



- ①事業者の名字
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③営業所の所在地名の略称
- ④「(個人)」
- ⑤車両整理番号
- ⑥「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑦「大型」又は「特定大型」
- ⑧禁煙マーク(ロゴマーク)
- ⑨表示灯
- ⑩大型車表示灯、特定大型車表示灯又は禁煙車表示灯

前の2

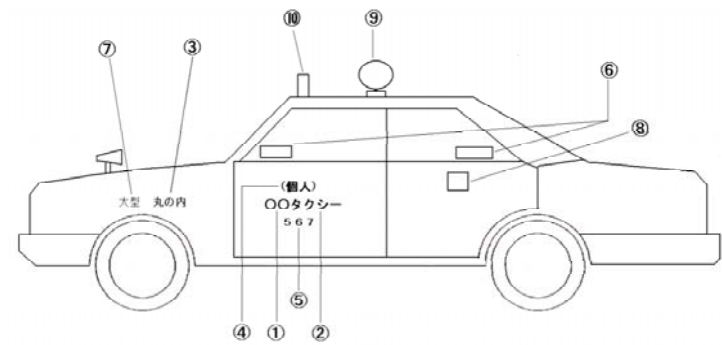


- ⑪「空車」、「割増」、「無線予約」「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」
- ~~削除~~
- ⑫「予約車」板
- ⑬「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板「定額」板
- ~~削除~~

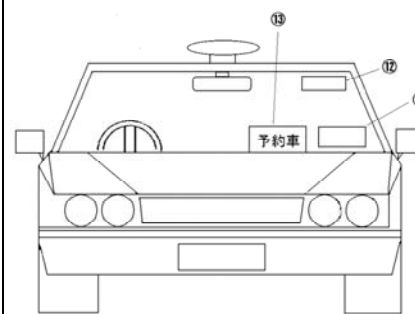
現行

別表(3) [個人タクシーの表示方法]

横

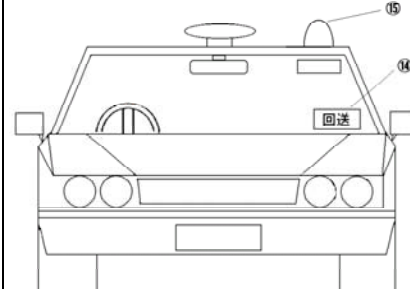


前の1



- ①事業者の名字
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③営業所の所在地名の略称
- ④「(個人)」
- ⑤車両整理番号
- ⑥「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑦「小型」又は「大型」
- ⑧禁煙マーク
- ⑨表示灯
- ⑩小型車表示灯、大型車表示灯又は禁煙車表示灯

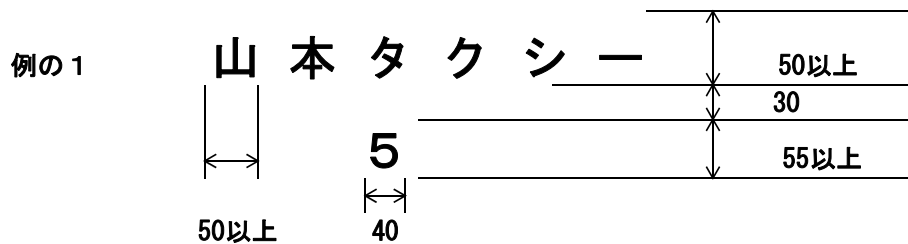
前の2



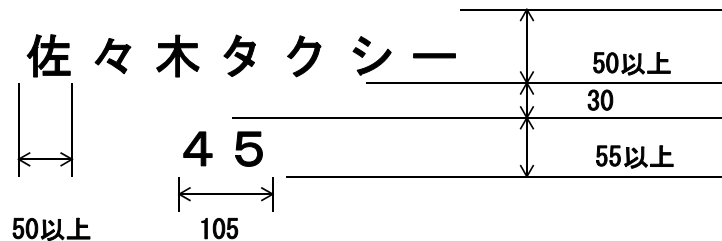
- ⑪「空車」、「割増」、「無線予約」「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」
- ⑫「(初乗距離)・(初乗運賃)」又は「迎車」
- ⑬「予約車」板
- ⑭「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板「定額」板
- ⑮初乗運賃表示灯

- 注 (1) 事業者の名字、「タクシー」又は「TAXI」、営業所の所在地名の略称、「(個人)」、車両整理番号及び大型又は**特定大型**の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
 文字の大きさは、車両整理番号及び禁煙マーク(ロゴマーク)を除き縦横50ミリメートル以上とし、車両整理番号の表示は、下記の表示例1による。
- (2) ⑥の初乗運賃等の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。文字は赤色、地は無色とする。
- (3) 表示灯は自動車の前後から、**大型車表示灯、特定大型車表示灯**及び禁煙車表示灯は自動車の前方から、見やすいように装着することとし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (4) 禁煙マーク(ロゴマーク)の表示は、下記の表示例2による。たばこ及びその煙は黒色を原則とし、たばこの火は赤色を原則とし、地は白色を原則とし、円形及び斜線は赤色とし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (5) 表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例3によるものとし、それ以外の禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例4の①及び表示例4の②による。
- (6) 運賃割増は、下記の表示例5による。文字は赤色、地は黄色とする。**

[表示例1]

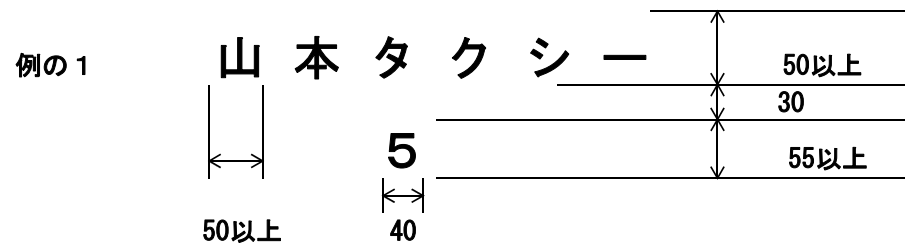


例の2

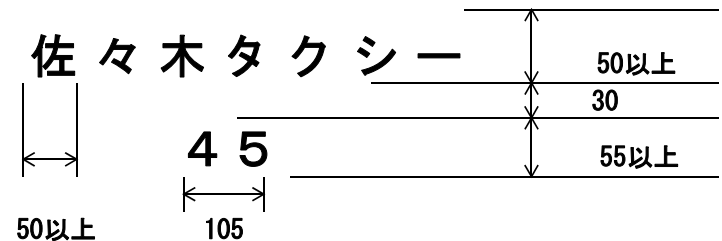


- 注 (1) 事業者の名字、「タクシー」又は「TAXI」、営業所の所在地名の略称、「(個人)」、車両整理番号及び**小型**又は大型の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
 文字の大きさは、車両整理番号及び禁煙車マークを除き縦横50ミリメートル以上とし、車両整理番号の表示は下記の表示例1による。
- (2) ⑥の初乗運賃等の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。文字は赤色、地は無色とする。
- (3) 表示灯は自動車の前後から、**小型車表示灯、大型車表示灯、初乗運賃表示灯**及び禁煙車表示灯は自動車の前方から、見やすいように装着することとし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (4) 禁煙マーク(ロゴマーク)の表示は、下記の表示例2による。たばこ及びその煙は黒色を原則とし、たばこの火は赤色を原則とし、地は白色を原則とし、円形及び斜線は赤色とし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (5) 表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例3によるものとし、それ以外の禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例4の①及び表示例4の②による。

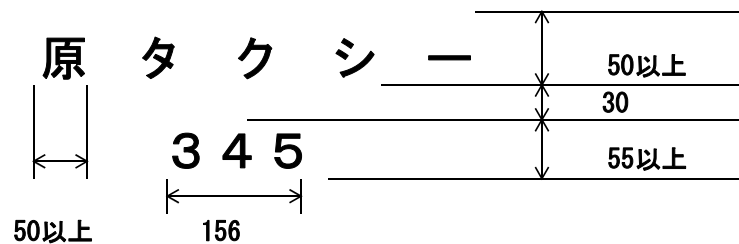
[表示例1]



例の2

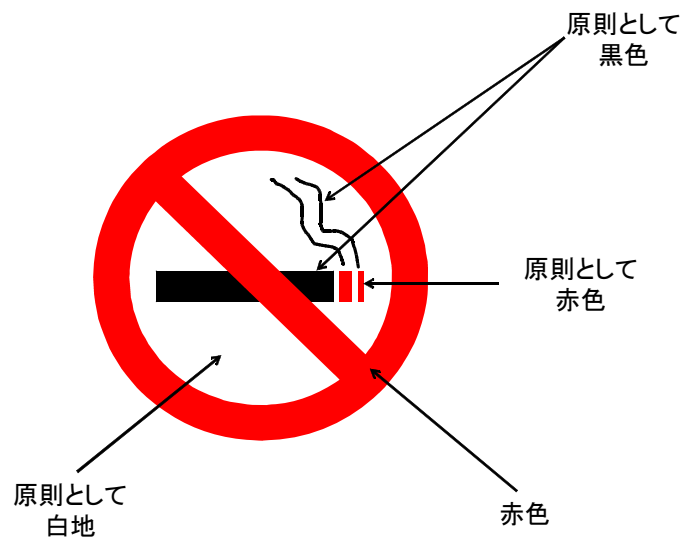


例の3

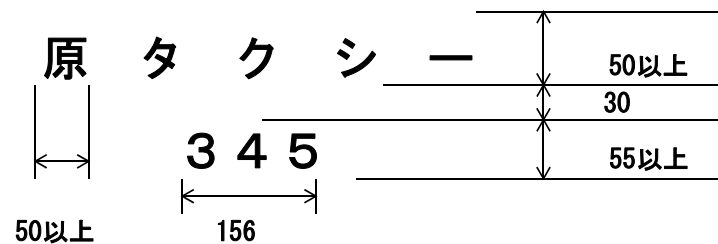


注 寸法の単位は、ミリメートルとする。

[表示例2] (禁煙マーク (ロゴマーク) の表示)

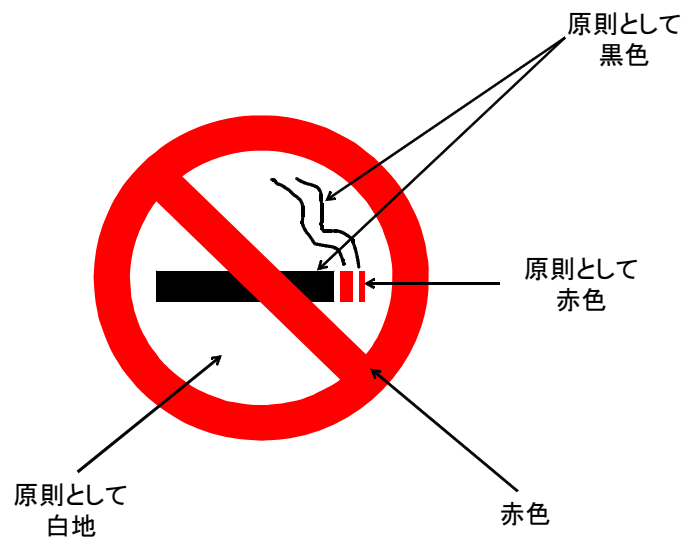


例の3

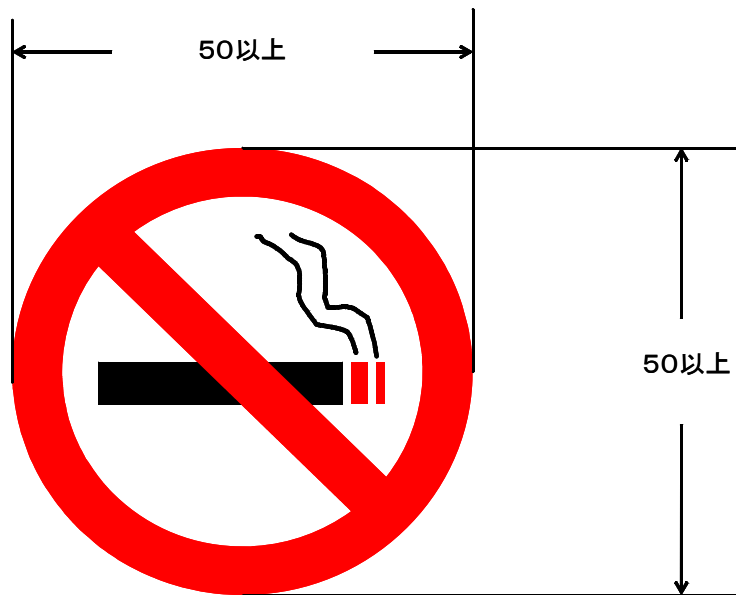


注 寸法の単位は、ミリメートルとする。

[表示例2] (禁煙マーク (ロゴマーク) の表示)

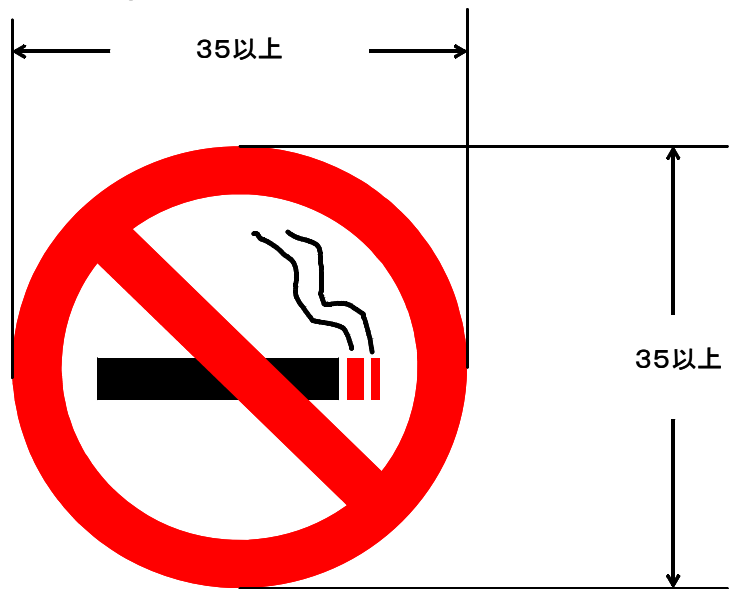


[表示例3] (表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



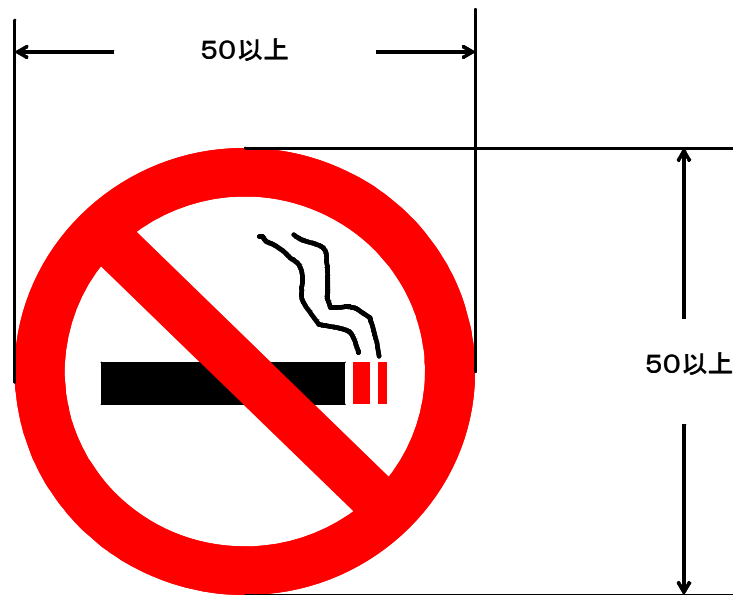
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の①] (車内向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



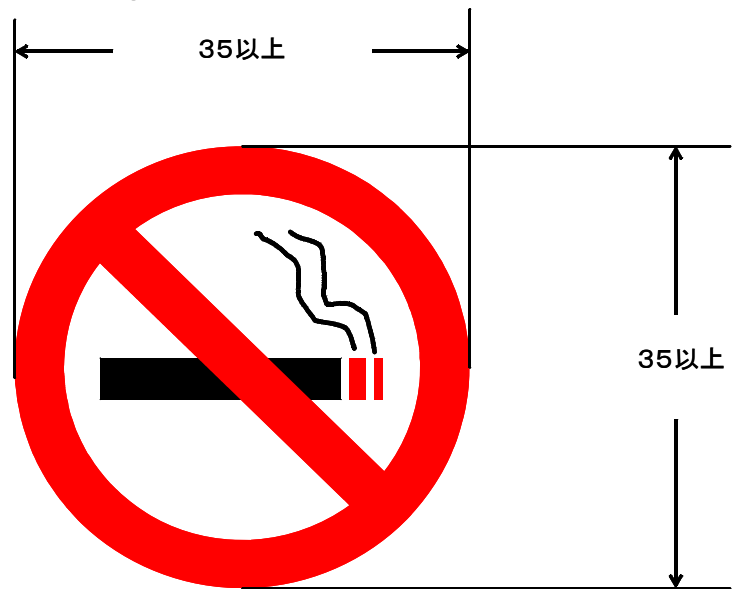
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例3] (表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



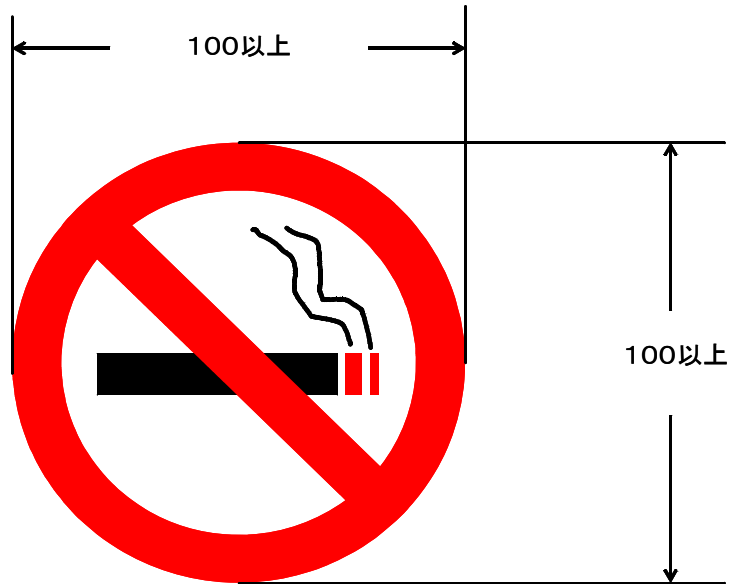
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の①] (車内向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



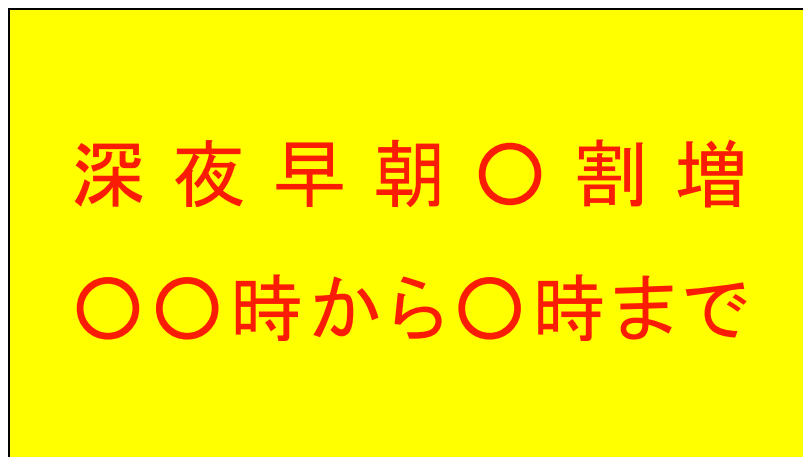
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の②] (車外向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)

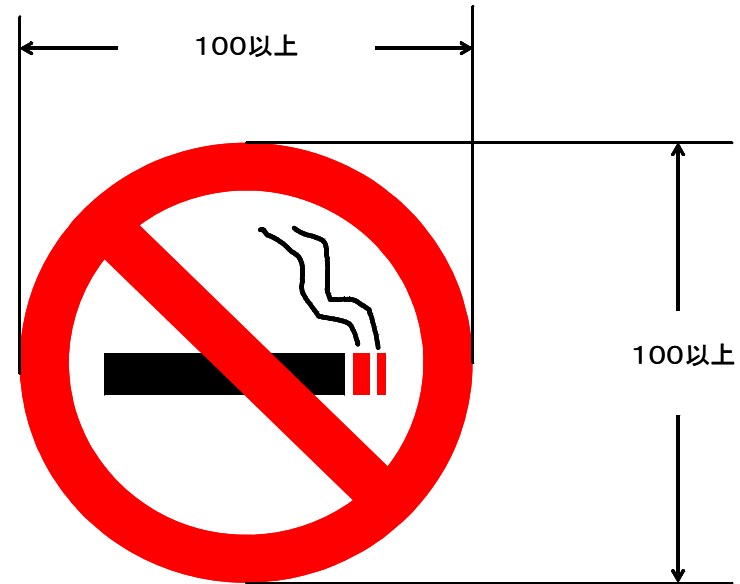


注 単位は、ミリメートルとする

[表示例5]



[表示例4の②] (車外向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)

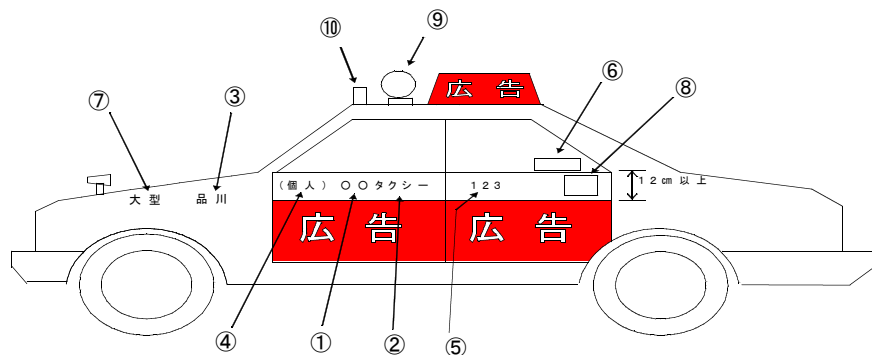


注 単位は、ミリメートルとする

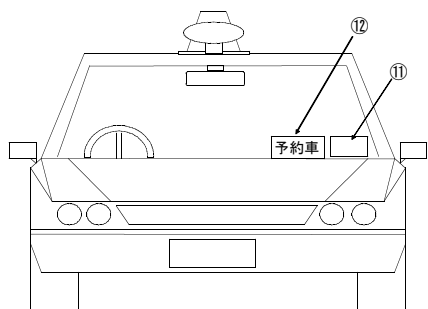
改正案

別表（3）の2 [広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法]

横



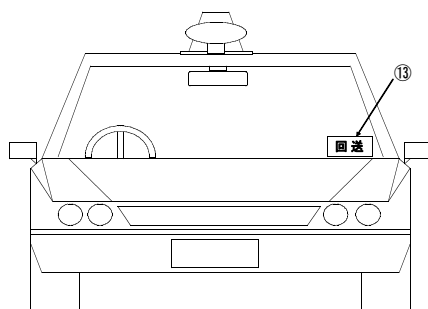
前の1



- ①事業者の名字
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③営業所の所在地名の略称
- ④「（個人）」
- ⑤車両整理番号
- ⑥「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑦「大型」又は「特定大型」
- ⑧禁煙マーク（ロゴマーク）
- ⑨表示灯
- ⑩大型車表示灯、特定大型車表示灯又は禁煙車表示灯
- ⑪「空車」、「割増」、「無線予約」「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」

削除

前の2



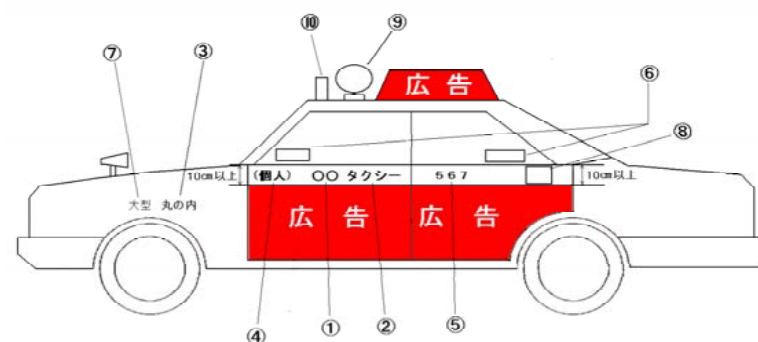
- ⑫「予約車」板
- ⑬「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板「定額」板

削除

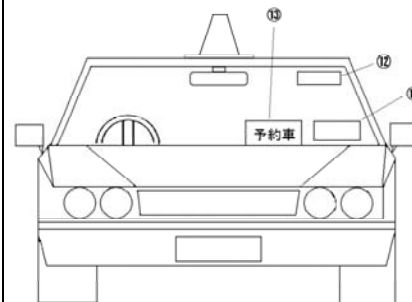
現行

別表（3）の2 [広告物を表示する場合の個人タクシーの表示方法]

横

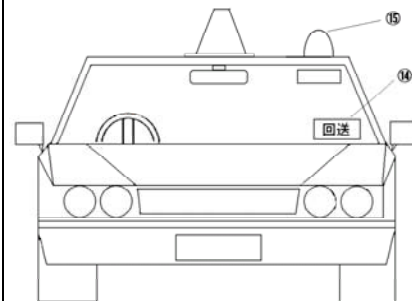


前の1



- ①事業者の名字
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③営業所の所在地名の略称
- ④「（個人）」
- ⑤車両整理番号
- ⑥「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑦「小型」又は「大型」
- ⑧禁煙車マーク
- ⑨表示灯
- ⑩小型車表示灯、大型車表示灯又は禁煙車表示灯
- ⑪「空車」、「割増」、「無線予約」「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」

前の2



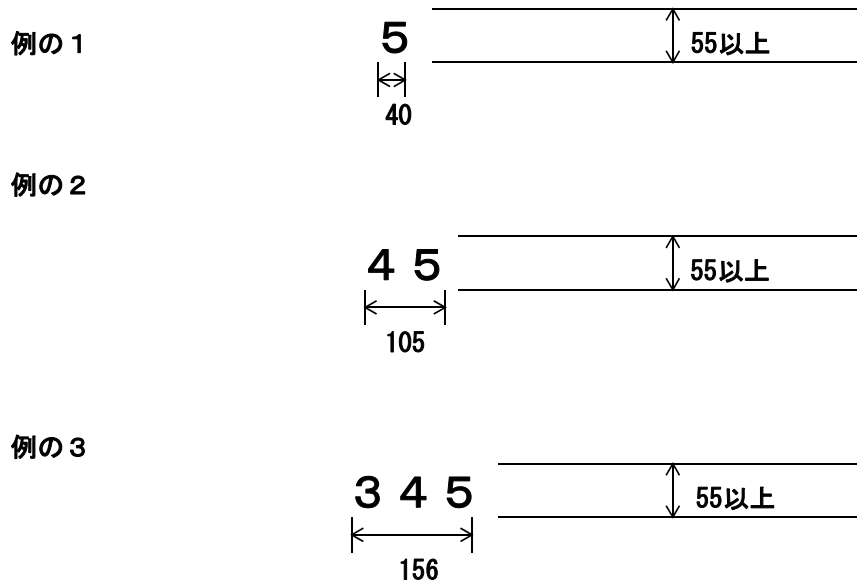
⑫「（初乗距離）・（初乗運賃額）」又は「迎車」

- ⑬「予約車」板
- ⑭「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板「定額」板

⑮初乗運賃表示灯

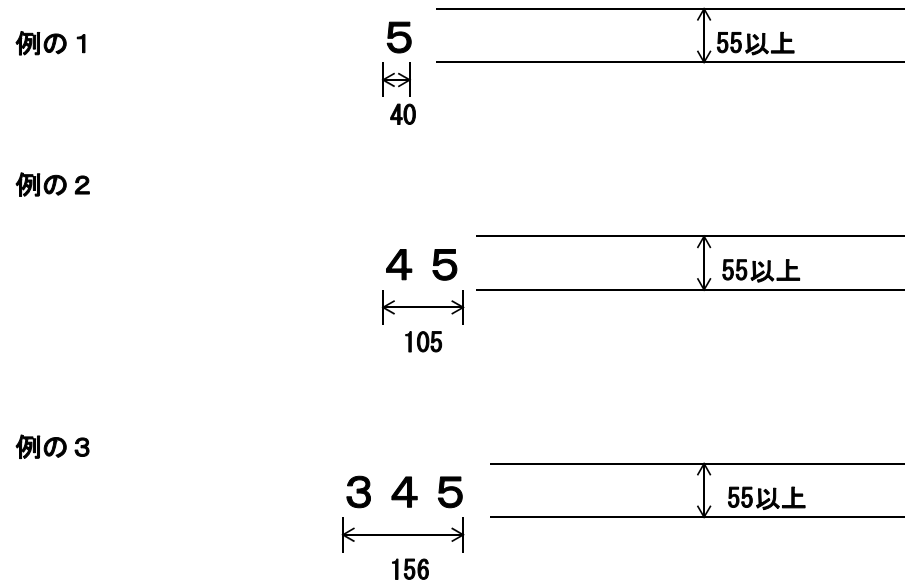
- 注 (1) 事業者の名字、「タクシー」又は「TAXI」、営業所の所在地名の略称、「(個人)」、車両整理番号及び大型又は**特定大型**の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
 文字の大きさは、車両整理番号及び禁煙マーク(ロゴマーク)を除き縦横50ミリメートル以上とし、車両整理番号の表示は、下記の表示例1による。
- (2) ⑥の初乗運賃等の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。文字は赤色、地は無色とする。
- (3) 表示灯は自動車の前後から、**大型車表示灯、特定大型車表示灯**及び禁煙車表示灯は自動車の前方から、見やすいように装着することとし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (4) 禁煙マーク(ロゴマーク)の表示は、下記の表示例2による。たばこ及びその煙は黒色を原則とし、たばこの火は赤色を原則とし、地は白色を原則とし、円形及び斜線は赤色とし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (5) 表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例3によるものとし、それ以外の禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例4の①及び表示例4の②による。
- (6) 運賃割増は、下記の表示例5による。文字は赤色、地は黄色とする。**

[表示例1]

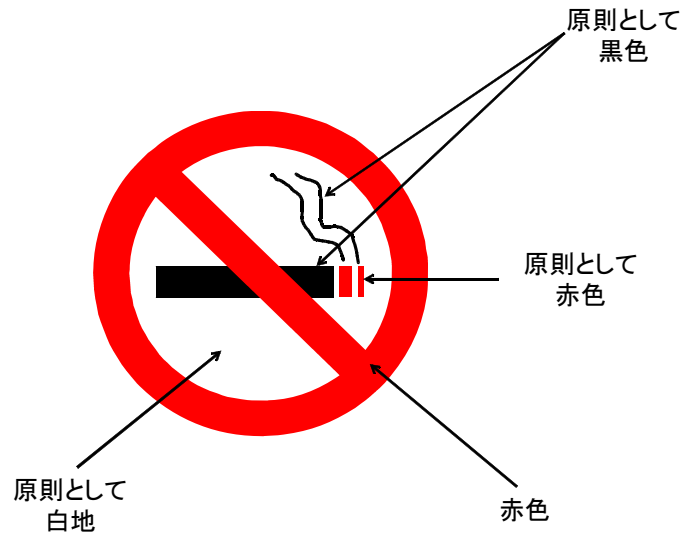


- 注 (1) 事業者の名字、「タクシー」又は「TAXI」、営業所の所在地名の略称、「(個人)」、車両整理番号及び**小型**又は大型の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
 文字の大きさは、車両整理番号及び禁煙車マークを除き縦横50ミリメートル以上とし、車両整理番号の表示は下記の表示例1による。
- (2) ⑥の初乗運賃等の表示は、自動車の左側面のガラスに行うこと。文字は赤色、地は無色とする。
- (3) 表示灯は自動車の前後から、**小型車表示灯、大型車表示灯、初乗運賃表示灯**及び禁煙車表示灯は自動車の前方から、見やすいように装着することとし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (4) 禁煙マーク(ロゴマーク)の表示は、下記の表示例2による。たばこ及びその煙は黒色を原則とし、たばこの火は赤色を原則とし、地は白色を原則とし、円形及び斜線は赤色とし、旅客が明瞭に識別できるものとする。
- (5) 表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例3によるものとし、それ以外の禁煙マーク(ロゴマーク)の大きさは、下記の表示例4の①及び表示例4の②による。

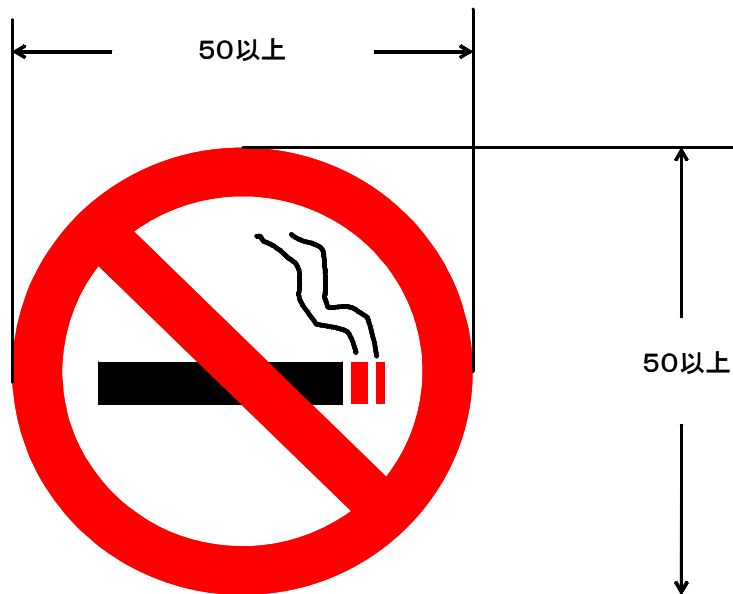
[表示例1]



【表示例2】（禁煙マーク（ロゴマーク）の表示）

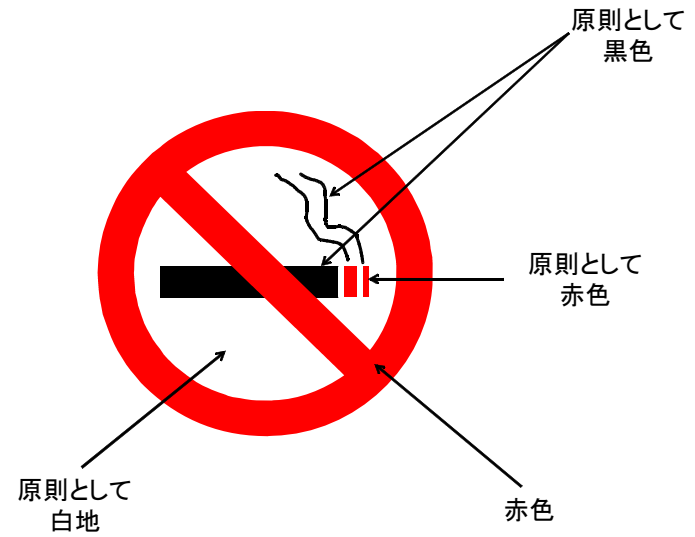


【表示例3】（表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさ）

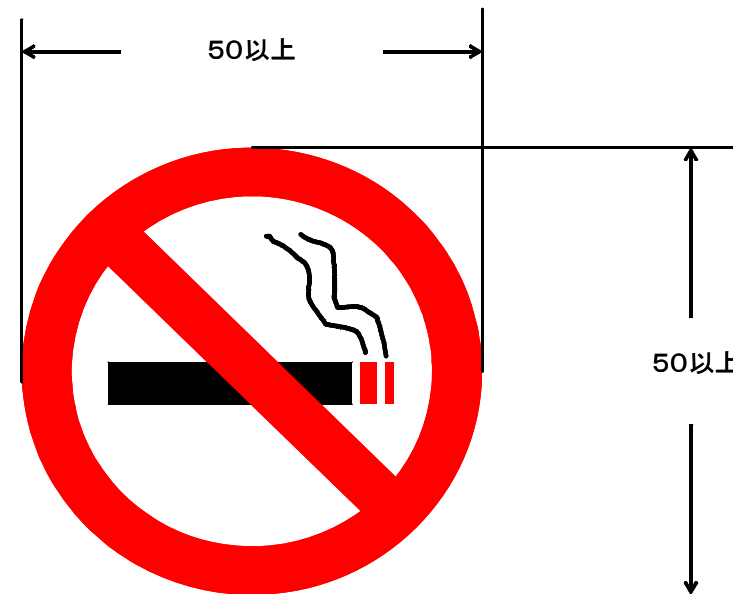


注 単位は、ミリメートルとする

【表示例2】（禁煙マーク（ロゴマーク）の表示）

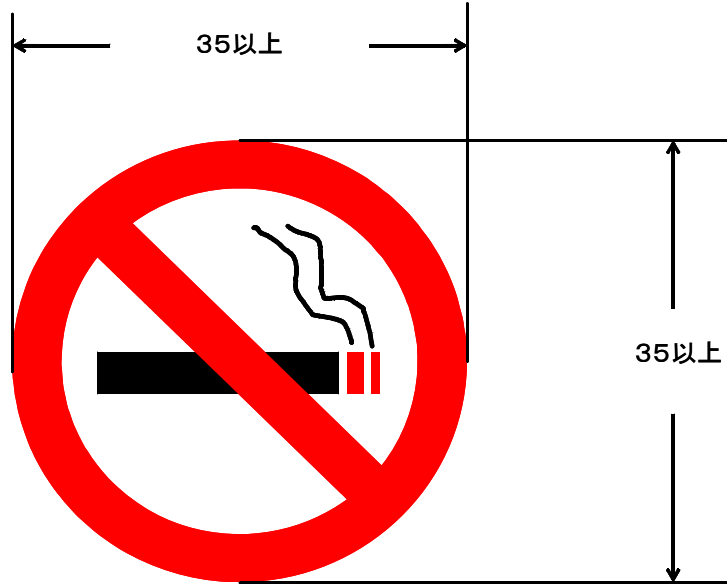


【表示例3】（表示灯及び禁煙車表示灯に装着する禁煙マーク（ロゴマーク）の大きさ）



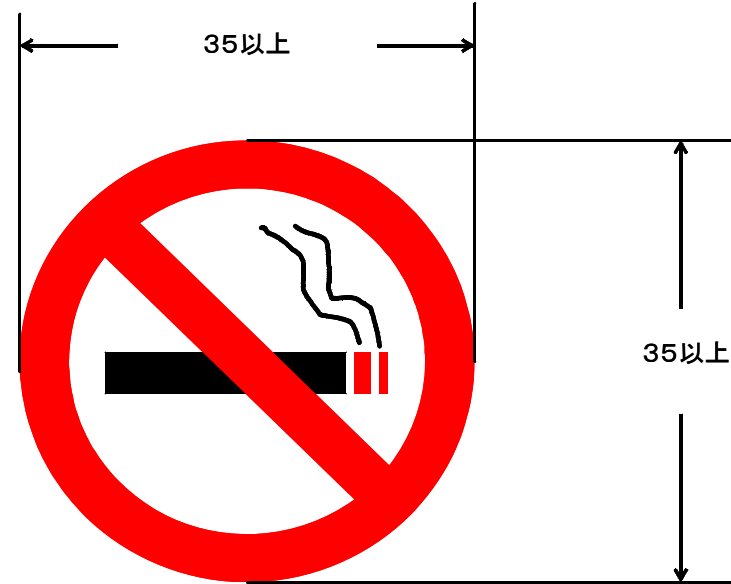
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の①] (車内向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



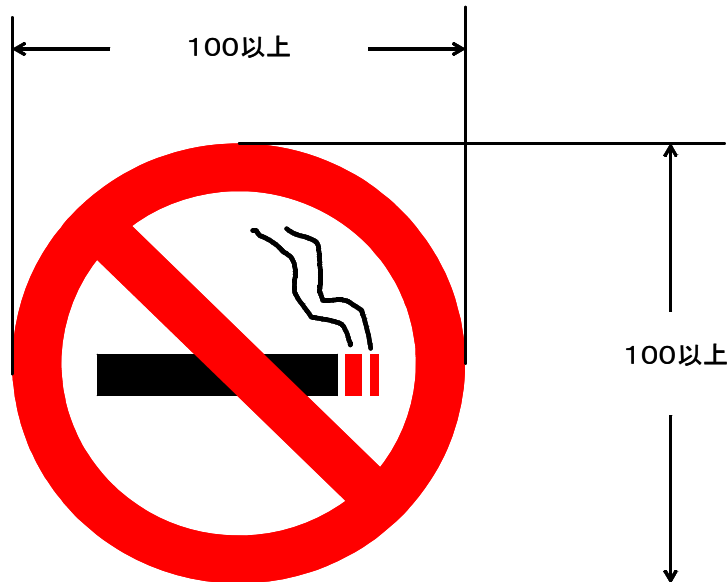
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の①] (車内向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



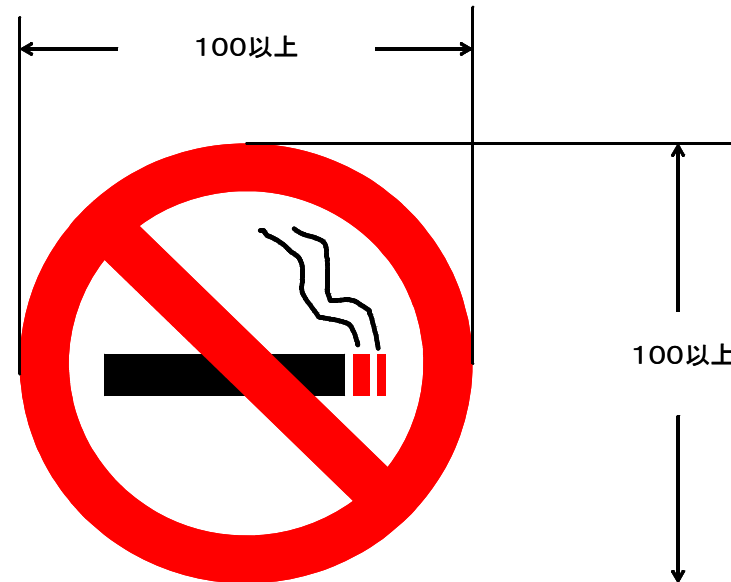
注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の②] (車外向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



注 単位は、ミリメートルとする

[表示例4の②] (車外向け表示の禁煙マーク (ロゴマーク) の大きさ)



注 単位は、ミリメートルとする

[表示例5]

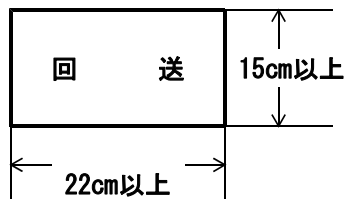
深夜早朝○割増
○○時から○時まで

改正案

現行

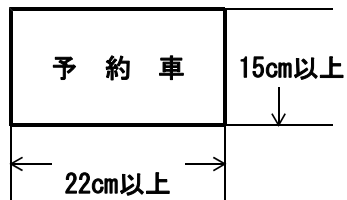
別表(4) [表示板]

第1



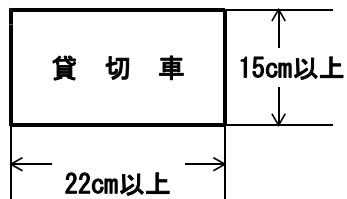
注
 (1) 文字は赤色の蛍光塗料とし、地は白色とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第2



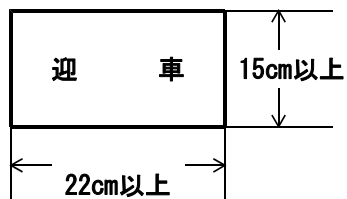
注
 (1) 文字は紺色とし、地は白色とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第3



注
 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

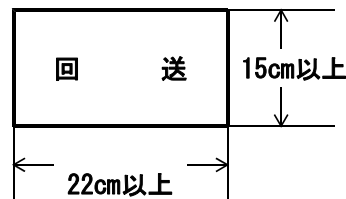
第4



注
 (1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

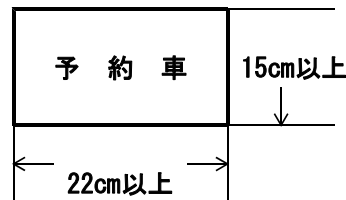
別表(4) [表示板]

第1



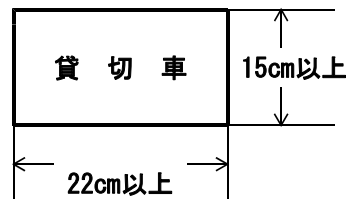
注
 (1) 文字は赤色の蛍光塗料とし、地は白色とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第2



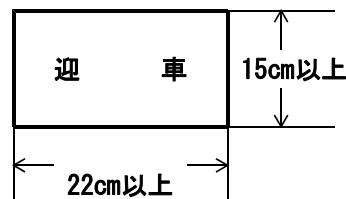
注
 (1) 文字は紺色とし、地は白色とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第3



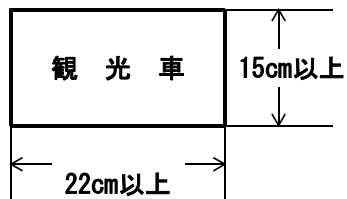
注
 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第4



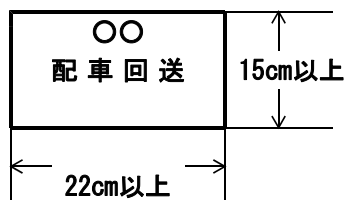
注
 (1) 文字は黄色とし、地は紺色とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第5



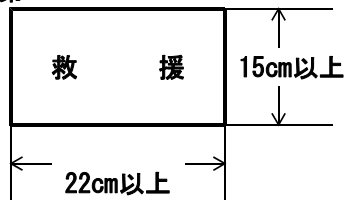
- 注
- (1) 文字は白色とし、地は緑色とする。
 - (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第6



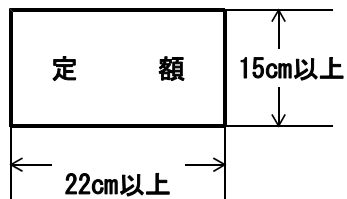
- 注
- (1) 文字は赤色の蛍光塗料とし、地は白色とする。
 - (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。
 - (3) 「〇〇」は地区名とし、配車回送先の地区名を記入する。

第7



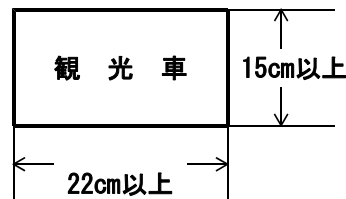
- 注
- (1) 文字は赤色とし、地は白色とする。
 - (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第8



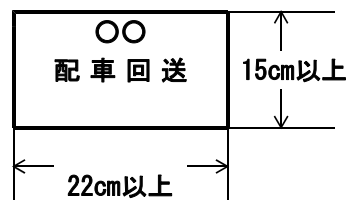
- 注
- (1) 文字は紺色とし、地は白色とする。
 - (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第5



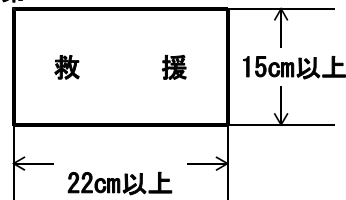
- 注
- (1) 文字は白色とし、地は緑色とする。
 - (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第6



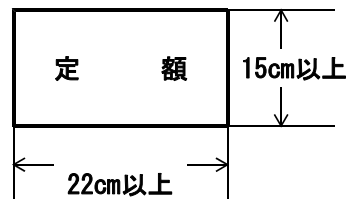
- 注
- (1) 文字は赤色の蛍光塗料とし、地は白色とする。
 - (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。
 - (3) 「〇〇」は地区名とし、配車回送先の地区名を記入する。

第7



- 注
- (1) 文字は赤色とし、地は白色とする。
 - (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第8

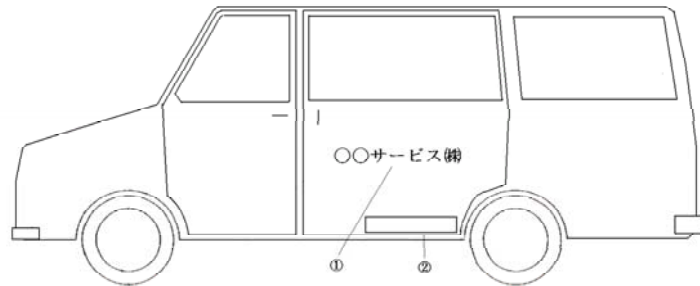
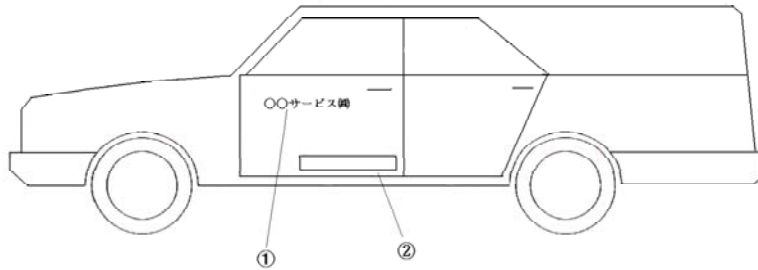


- 注
- (1) 文字は紺色とし、地は白色とする。
 - (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

改正案

別表（５）〔患者等輸送車の表示方法〕

横

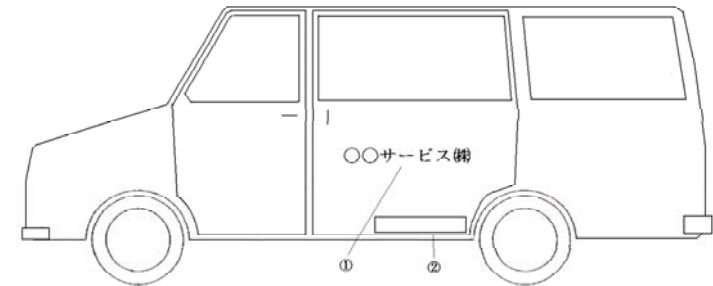
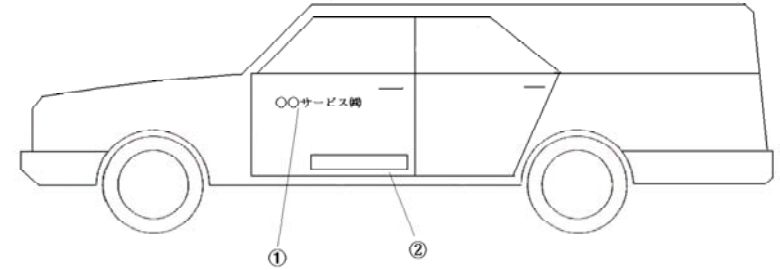


- ①事業者の氏名、名称又は記号（通称名等を含む）
- ②「限定（民間患者等輸送車）」「限定（福祉）」の文字
業務の範囲を限定されていない事業者にとっては「民間患者等輸送車」又は「福祉」の文字

現行

別表（５）〔患者等輸送車の表示方法〕

横



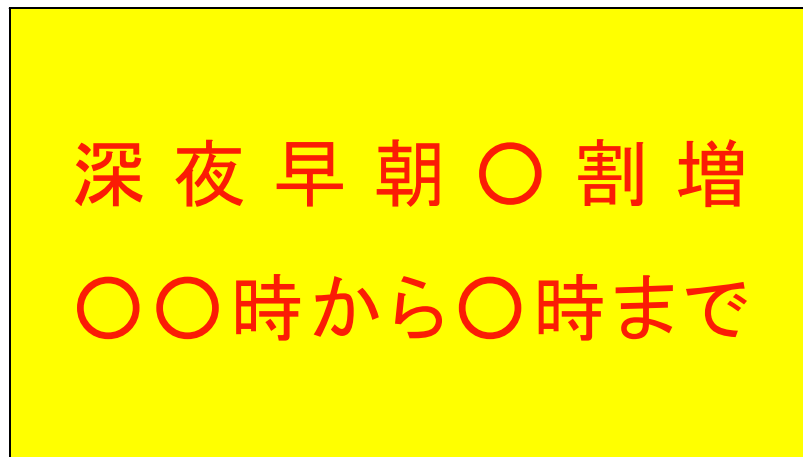
- ①事業者の氏名、名称又は記号（通称名等を含む）
- ②「限定（民間患者等輸送車）」「限定（福祉）」の文字
業務の範囲を限定されていない事業者にとっては「民間患者等輸送車」又は「福祉」の文字

注 (1) 事業者の氏名、名称又は記号（通称名等を含む）、「限定（民間患者等輸送車）」又は「限定（福祉）」（業務の範囲を限定されていない事業者にあつては「民間患者等輸送車」又は「福祉」）の文字は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。

文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とする。

(2) 運賃割増は、下記の表示例1による。文字は赤色、地は黄色とする。

[表示例1]



注 (1) 事業者の氏名、名称又は記号（通称名等を含む）、「限定（民間患者等輸送車）」又は「限定（福祉）」（業務の範囲を限定されていない事業者にあつては「民間患者等輸送車」又は「福祉」）の文字は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。

文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とする。